

—2019 年度版—

教 職 員 の 福 利 厚 生 ハンドブック

島 根 県 教 育 庁 福 利 課
島根県教職員健康管理センター
公立学校共済組合島根支部
一般財団法人島根県教職員互助会

《 問合せ先一覧 》〔市外局番0852〕



島根県教育庁 福利課

福利課長 — グループリーダー [22-5413] — 管理グループ [22-6613] 庶務、教職員住宅、財形貯蓄等
健康指導スタッフ [22-6066] 教職員健康管理
島根県教職員健康管理センター [22-6066] 健康相談専用 (0852-27-8349)

公立学校共済組合 島根支部

公立学校共済組合松江宿泊所 フォント [21-2670]
(サンラポーむらくも)

支部長 (教育長)
↓
副支部長 (教育次長) — 事務長 (福利課長) — 事務次長 —
管理部門 [22-5414] 予算、庶務、宿泊所
[22-5483] 貸付事業、決算、掛金免除
掛金負担金の収納
業務部門 [22-5431] 短期給付 (医療、組合員証)
[22-6614] 長期給付 (年金)
[22-6615] 保健事業 (特定健診等・人間ドック・一般事業等)
[22-6284] 年金等福利相談窓口

一般財団法人 島根県教職員互助会

理事長 (教育長)
↓
副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局次長 (教育次長) (福利課長)
[22-6616] 掛金、給付事業 (現職・退職)、厚生事業、貸付事業、公益事業、広報紙等
[22-6067] 貯金事業、退職互助事業 (互助年金、厚生事業)、学校図書充実事業
[22-6068] 保健事業 (積立年金、団体保険、介護サポート事業)、退職互助事業 (加入会員証、庶務)

住 所	〒690-8502 松江市殿町1番地	
FAX番号	共 済 組 合	0852-31-9631
	互 助 会	0852-27-2622
	福利課・教職員健康管理センター	0852-27-8353

すべての様式は共済組合・互助会ホームページに掲載してあります。

共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/shimane/>

互助会 <http://www.shimakyogo.jp/> (ユーザー名：kaiin パスワード：gojo)

総務事務システム→給与等事務→福利厚生 (学校) を選択してください

ハンドブック中 **給与等事務システム入力可** このマークがある手続きについては「総務事務システム (給与等事務)」から直接入力が可能です。
(県教育機関、県立学校に限る)

教職員の福利厚生事業の概要

教職員の福利厚生については、県が実施するもののほか、公立学校共済組合島根支部及び一般財団法人島根県教職員互助会が実施するものがあり、各種の事業を通して教職員の福利増進に努めています。

	区 分	内 容
県 (福利課)	健康づくり対策	各種健康診断、メンタルヘルス研修、過重労働対策、ストレスチェック、健康教育、健康相談等
	復職支援	復職審査会、専門復職審査会、職場復帰支援プログラム
	衛生管理体制の充実	衛生管理者等の養成及び研修、衛生委員会の設置・開催、衛生管理者等研修会
	その他厚生	教職員福利厚生活動の推進、職員住宅の維持管理、勤労者財産形成貯蓄等
公立学校共済組合	短期給付	保健給付－医療、出産、死亡 休業給付－傷病、出産、休業、育児、介護休業の手当金 災害給付－弔慰金、災害見舞金 附加給付－療養、出産、死亡等の附加金
	長期給付	老齢給付－老齢厚生年金 障害給付－障害厚生年金 遺族給付－遺族厚生年金 年金払い退職給付
	福祉事業	保健 人間ドック、特定健康診査・特定保健指導、器官別検診、健康増進啓発、健康教育支援、宿泊施設利用助成、会食利用助成、トレーニング施設利用助成、麻しん・風しん予防接種助成、保育支援、バカンスクーポン、健康相談等
		宿泊 「サンラポーむらくも」の経営、教育会館の宿泊受託
		貸付け 一般、住宅、教育、災害、医療、結婚、住宅 災害、介護構造、葬祭、高額医療、出産、特別
	給付事業	医療費補助金、弔慰金、災害見舞金、出産手当金、介護手当金、無給退職手当金、遺児育英給付金、復職支援事業
島根県教職員互助会	厚生事業	自己啓発・リフレッシュ助成事業、法律相談事業、縁結び事業、教育会館利用助成事業、人間ドック助成事業、教育啓発研修助成事業(就学助成)
	福利事業	貸付事業、団体扱保険、積立年金(個人年金)、介護サポート事業(幹旋)、積立貯金
	教育会館事業	宿泊(共済組合へ委託)、貸会議室、貸事務室、貸駐車場
	退職互助事業	退職会員向けの各種給付事業、厚生事業
	公益事業(※)	教育啓発研修助成事業(団体・所属所・グループ)、地域交流・社会教育支援事業、文化講演会、学校図書充実事業、文化・スポーツ活動支援事業

※公益事業については、別冊「互助会公益事業・厚生事業実施要綱一覧(平成30年4月1日改正)」をご確認ください。

【共済組合・互助会の給付金等送金日は毎月25日です。】

- (1) 送金日 毎月25日(土日祝日及び金融機関休業日の場合は、前営業日となります)
- (2) 送金通知 『給付金等明細書』を毎月20日過ぎに交付します。
県立学校等の場合は同時期に給与等事務システムに掲載します。

1 共済組合員・互助会員になったとき

1	〔共済組合〕組合員資格の取得と喪失.....	1
2	〔共済組合〕必要な手続きと組合員証等（健康保険証）.....	1
3	〔共済組合〕その他の手続.....	2
4	〔共済組合〕掛金と負担金.....	3
5	〔互助会〕現職会員の会員資格と会員証.....	11
6	〔互助会〕会費（掛金）.....	11

2 被扶養者を認定・変更するとき〔共済組合〕

1	被扶養者の要件.....	12
2	被扶養者としての認定の種類.....	13
3	被扶養者の認定手続.....	13
4	被扶養者の認定申告に必要な書類(新規認定).....	14
5	被扶養者の認定申告に必要な書類(継続認定).....	16
6	被扶養配偶者の「国民年金第3号被保険者」の手続.....	17
7	被扶養者の取消し.....	18

3 病気やけがをしたとき

1	共済組合・互助会からの給付について（概要）.....	19
2	〔共済組合〕給付一覧.....	20
3	〔互助会〕医療費補助金.....	22
4	〔共済組合〕交通事故又は他人から損害を受けたとき.....	23

4 結婚したとき〔共済組合〕

1	被扶養者の認定申告.....	24
2	国民年金第3号被保険者.....	24
3	住所・氏名の変更.....	24

5 出産する（した）とき

1	産前産後休暇期間中の掛金・会費について.....	25
2	〔共済組合〕出産手当金.....	26
3	〔共済組合〕出産費・出産費附加金.....	27
4	〔互助会〕出産手当金.....	28
5	〔共済組合〕その他必要な手続き等.....	29

6 勤務を休んだとき

1 育児休業・育児部分休業・育児短時間勤務をしたとき

1	〔共済組合〕育児休業手当金.....	30
2	〔共済組合〕掛金免除の申出について.....	32
3	〔互助会〕会費免除（変更）の申出.....	32
4	その他給与控除等についての取り扱い.....	33

2 私傷病で休職したとき

1 〔共済組合〕傷病手当金・附加金	34
2 〔互助会〕無給休職手当金	35
3 掛金・その他給与控除等の取り扱い	36

3 介護休暇・欠勤をしたとき

1 〔共済組合〕介護休暇を取得したとき	37
2 〔共済組合〕欠勤をしたとき	37
3 〔互助会〕介護手当金	38
4 その他給与控除等についての取り扱い	38

4 大学院修学休業・自己啓発等休業又は配偶者同行休業で無給となったとき

1 〔共済組合〕掛金、貸付償還金	39
2 〔互助会〕会費・その他給与控除等	39

＜勤務を休んだときの掛金等 給与控除について（一覧）＞	40
-----------------------------------	----

7 資金を必要とするとき

1 〔共済組合〕貸付け事業	41
2 〔互助会〕一般貸付・住宅貸付（つなぎ融資）	51

8 災害を受けたとき

1 〔共済組合〕災害見舞金	55
2 〔共済組合〕災害貸付け、住宅災害貸付け	56
3 〔互助会〕災害見舞金	56

9 死亡したとき

1 〔共済組合〕埋葬料及び家族埋葬料	58
2 〔共済組合〕弔慰金及び家族弔慰金	58
3 〔互助会〕弔慰金	59
4 〔互助会〕遺児育英給付金	59
5 〔共済組合〕その他手続き等	60
6 〔互助会〕その他手続き等	60

10 退職するとき

1 〔共済組合〕手続き一覧	61
2 〔互助会〕手続き一覧	62
3 〔互助会〕退職互助事業について	62

11 在職時に年金をうけとるとき〔共済組合〕

1 年金制度のしくみ	63
2 障害者になったときの年金	64
3 死亡したときの年金	65
4 退職等年金給付（年金払いの退職給付）	67

1 2 健康管理を行いたいとき

1 〔共済組合〕人間ドック事業	69
2 〔共済組合〕特定健康診査・特定保健指導・個別通知	70
3 〔共済組合〕器官別検診	71
4 〔共済組合〕健康づくり事業	71
5 〔互助会〕人間ドック助成事業等	74

1 3 相談したいとき

1 〔共済組合本部事業〕相談事業	75
2 〔健康管理センター〕心とからだの健康相談	76
3 〔互助会〕法律相談事業	76

1 4 施設を利用したいとき

1 〔共済組合〕松江宿泊所「サンラポーむらくも」	77
2 〔共済組合〕施設等利用助成	78
3 〔共済組合本部事業〕バカンスクーポン、宿泊施設の相互利用等	79
4 〔互助会〕島根県教育会館	81

1 5 お金を貯めたいとき

〔互助会〕積立貯金事業	83
-------------------	----

1 6 ライフプランを考えるととき～保険・個人年金等～

1 〔互助会〕教職員積立年金（個人年金）	84
2 〔共済組合本部事業〕福祉保険制度、アイリスプラン	85
3 〔互助会〕生命保険の団体扱い	85
4 〔互助会〕親と子の介護サポート事業	86
5 〔互助会〕縁結びプロジェクト	86

1 7 自己啓発・リフレッシュ助成事業

資料室

【資料 1】共済組合短期給付一覧	88
【資料 2】便利な制度（限度額適用認定証、出産費の直接支払制度）	90
【資料 3】共済組合短期給付に係る標準処理期間と時効	91
【資料 4】公立学校共済組合のマイナンバー（個人番号）の利用及び取扱いについて	93
【資料 5】島根県総務事務システム（給与等事務システム）手続方法及び留意事項	95

1 共済組合員・互助会員になったとき

1〔共済組合〕組合員資格の取得と喪失

(1) 次の常勤職員となったときは、その日から共済組合の組合員となります。(ただし、常勤講師は組合員になりません。)

- ・ 公立学校の教職員
- ・ 県教育委員会事務局及びその所管に属する教育機関の職員
(育児休業代替職員を含む)
- ・ 公立大学法人島根県立大学の教職員
- ・ 公立学校共済組合の職員

(2) 退職、死亡などの場合は、その翌日から組合員の資格を失います。

(3) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上の組合員期間があった者は、希望すれば最長2年間、当組合の組合員となって短期給付を受け、福祉事業(一部)を利用することができます。

※ 手続方法については、所属所の事務担当者までお問い合わせください。

組合員証は大切に保管し、紛失したら警察署及び当支部へ届出てネ

2〔共済組合〕必要な手続きと組合員証等(健康保険証)

(1) 組合員証の交付

組合員の資格を取得したときは、資格取得の届出をしてください。



給与等事務システム入力可

★提出書類

組合員資格取得届書

※被扶養者がいる場合は被扶養者の認定手続も併せて行ってください。

●添付書類

辞令の写し(市町村費負担職員又は年度の中で採用された者に限る。)

- ・ 給付金等受領口座新規届出書も併せて提出してください。 ※(2) 参照

(2) 給付金等受領口座の届出

共済組合(互助会)では、医療給付金や貸付金等を送金するとき、組合員(会員)から届出のあった金融機関の口座へ振込をします。必ず給付金等受領口座の届出をしてください。

また、口座の名義変更を行ったときも届出をしてください。

※ 短期給付の給付金の振込は、共済組合へ請求書を提出された月や病院に受診された月から2～3か月後となります(給付金の内容については給付金等明細書で確認してください。)

★提出書類

給付金等受領口座(新規・変更)届出書

給与等事務システム入力可

●添付書類

届出口座の口座番号及び名義が確認できる書類 「通帳の写し」

(3) 被扶養者の認定

被扶養者の認定を受けようとする場合には、扶養の事実が生じた日から、30日以内に届出をしてください。30日を超えて届出をしたときには所属所受付日からの認定になります。
また、取消しの要件に該当した場合も速やかに届出てください。

給与等事務システム入力可

★提出書類

被扶養者認定申告書等 *詳しくはP12～18参照

(4) 組合員証等の記載事項の変更

組合員証及び組合員被扶養者証、その他共済組合から交付されている各種証に記載の事項に変更が生じたとき、または転居等により組合員又は被扶養者の住民票上の住所が変更になったときは変更の申告をしてください。

給与等事務システム入力可

★提出書類

組合員証記載事項等変更申告書
(住所変更の場合は、組合員証又は被扶養者証の添付は不要)
国民年金第3号被保険者住所変更届 (システム入力不可)
(国内に居住する20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の住所変更時のみ)

・組合員本人の氏名変更の場合は、給付金等受領口座の名義変更の届出も同時に行ってください。※P1(2)参照

(5) 組合員証等の再交付

組合員証及び組合員被扶養者証、その他共済組合から交付されている各種証を紛失又は損傷したときは再交付の申請をしてください。

給与等事務システム入力可

★提出書類

再交付申請書 *注「紛失届」ではありません。
(紛失の場合は、組合員証又は被扶養者証の添付は不要)

3 [共済組合] その他の手続

(1) 公費負担医療費助成制度適用・停止報告書

組合員又は被扶養者に対して、県又は市区町村から以下の医療証(受給者証)を交付・更新されたときは、その都度、速やかに届出をしてください。届出が遅れますと、附加給付等を返金していただく場合があります。

また、当該医療証(受給者証)の更新を行わなかった又は更新申請が却下された場合にも、速やかに届出をしてください。

報告の対象となる主な医療証(受給者証)		
福祉医療費医療証	特定医療費(難病指定)受給者証	自立支援医療受給者証
乳幼児(こども)等医療費受給資格証		小児慢性特定疾病医療受給者証

※上記以外の公費負担による医療証(受給者証)をお持ちの場合にも、報告が必要です。

★提出書類

公費負担医療費助成制度適用・停止報告書

●添付書類

・適用の場合: 医療証(受給者証)の写し
・更新を行わなかった又は更新申請が却下された場合: 適用停止に関する通知文の写し等

(2) 高齢受給者証の交付（自動交付）

満年齢70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者へ交付します。

医療機関の窓口で組合員証又は被扶養者証（以下、組合員証等という）とともに高齢受給者証を提示すると、医療費の自己負担割合が軽減されます。負担割合は高齢受給者証に記載してあります。

(3) 限度額適用認定証（要申請）

入院療養等により医療機関で高額な医療にかかり、自己負担額が高額療養費算定基準額（P 21 参照）を超えそうな時に、組合員からの申請により交付します。組合員証等とともに、この限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、自己負担額が限度額適用認定証に記載された区分の金額まで軽減されます。（P 21 参照）

なお、医療機関の窓口でこの限度額適用認定証を提示しなかった場合は、窓口での軽減はありませんが、その軽減部分について3ヶ月後以降に組合員の給付金等受領口座へ高額療養費として自動給付されるため、最終的な自己負担額は同じとなります。

また、医療機関等への支払いが終了したとき、もしくは有効期限が過ぎたときは返却してください。

★提出書類

限度額適用認定申請書

給与等事務システム入力可

(4) 特定疾病療養受療証（要申請）

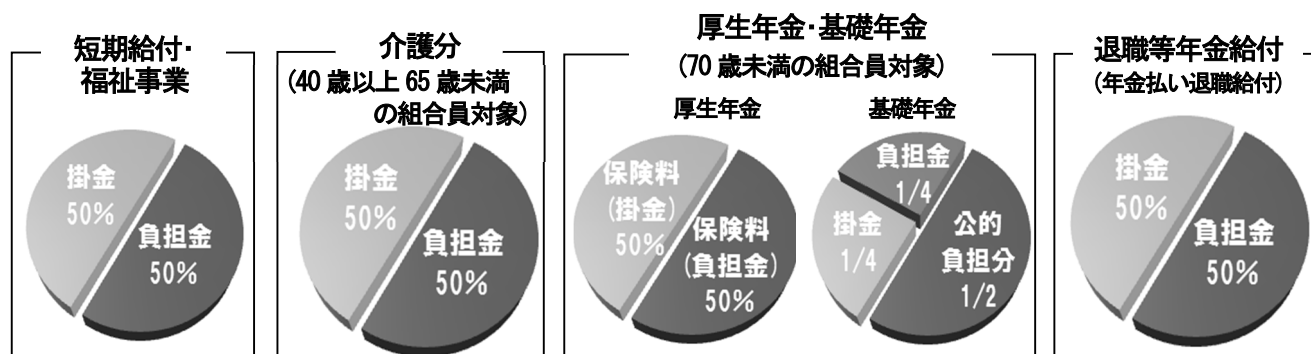
組合員又は被扶養者が①人工透析を実施している慢性腎不全②血友病③後天性免疫不全症候群（HIV感染者を含む）となったときは、自己負担限度額について法的に特例措置が設けられています。この特例措置を受けるには共済組合に申請し特定疾病療養受療証の交付を受けることが必要です。医療機関の窓口で組合員証等とともに特定疾病療養受療証を提示すると、医療費の自己負担割合が軽減されます。

★提出書類

特定疾病療養認定申請書

4 〔共済組合〕掛金と負担金

共済組合の事業を運営する費用は、組合員の皆さんから納めていただく「掛金（組合員保険料）」と、事業主（地方公務員の場合は地方公共団体）からの「負担金」及び「公的負担分（地方公共団体が負担）」によって賄われています。



(1) 掛金(組合員保険料)の種類及び掛金(保険料)率

平成27年10月の被用者年金一元化に伴い、共済組合の掛金・負担金及び給付額の算定基礎が、標準報酬制へ移行しました。

共済組合の掛金(組合員保険料)は、標準報酬月額や標準期末手当等の額に掛金率(保険料率)を乗じて算出します。

$$\text{掛金(組合員保険料)} = \frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準期末手当等の額}} \times \frac{\text{掛金率(保険料率)}}{1,000} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

平成31年4月の掛金率(保険料率)(千分率)

掛金(組合員保険料)の種類	短期・福祉掛金		介護掛金	厚生年金保険料	退職等年金掛金
	・短期給付事業(医療給付等) ・高齢者医療への拠出等 ・福祉事業(人間ドック等)		・介護保険への納付	・厚生年金の給付 ・基礎年金の給付	・年金払い退職給付
区分	一般・特別	船員	一般・特別・船員	一般・特別・船員	一般・特別・船員
掛金率(保険料率)	43.51	41.50	6.75	91.50	7.5

(2) 標準報酬月額等の決め方

標準報酬月額

組合員に実際に支給された基本給や諸手当などの報酬月額を、標準報酬等級表(p10)に当てはめ、標準報酬月額が決定されます。

標準期末手当等

組合員に実際に支給された期末手当等を千円未満の端数を切り捨てた上で、上限の範囲内で標準期末手当等の額が決定されます。(上限 短期(年度累計): 5,730 千円、長期(ひと月): 1,500 千円)

(3) 標準報酬月額等の決定と改定の種類

標準報酬月額の決定と改定には、次のものがあります。

種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期
①資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時
②定時決定	7月1日現在の組合員	4月、5月、6月の報酬の平均	9月
③随時改定	報酬が著しく変動した組合員	固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4か月目
④育児休業等終了時改定(申出が必要)	育児休業等を終了した組合員(報酬が低下した場合を想定)	育休終了日の翌日が属する月以後3か月間の報酬の平均	育休終了日の翌日が属する月から4か月目
⑤産前産後休業終了時改定(申出が必要)	産前産後休業を終了した組合員(報酬が低下した場合を想定)	産休終了日の翌日が属する月以後3か月間の報酬の平均	産休終了日の翌日が属する月から4か月目

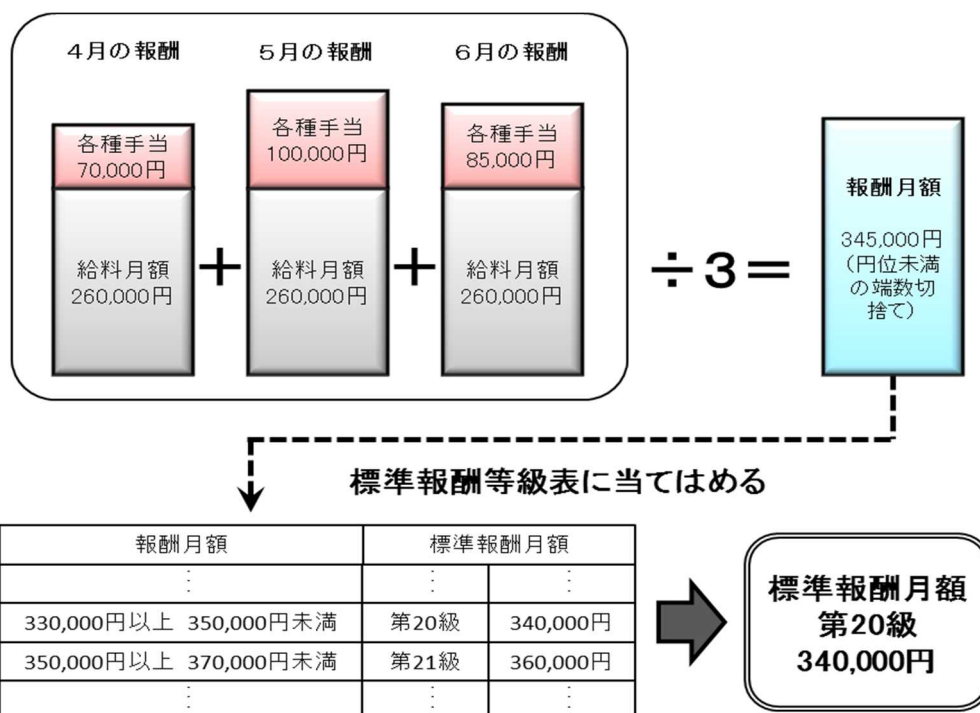
①資格取得時決定

新規採用、他共済組合からの異動、常勤再任用となったときは、その資格を取得したときの報酬を基に標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、その年の8月（6月1日から12月31日までの資格取得者は翌年の8月）まで適用されます。

②定時決定

実際に受けている報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないようにするため、毎年1回、4月から6月までの3か月間の報酬の平均額を等級表に当てはめ、9月から翌年8月まで適用する標準報酬月額を決定します。

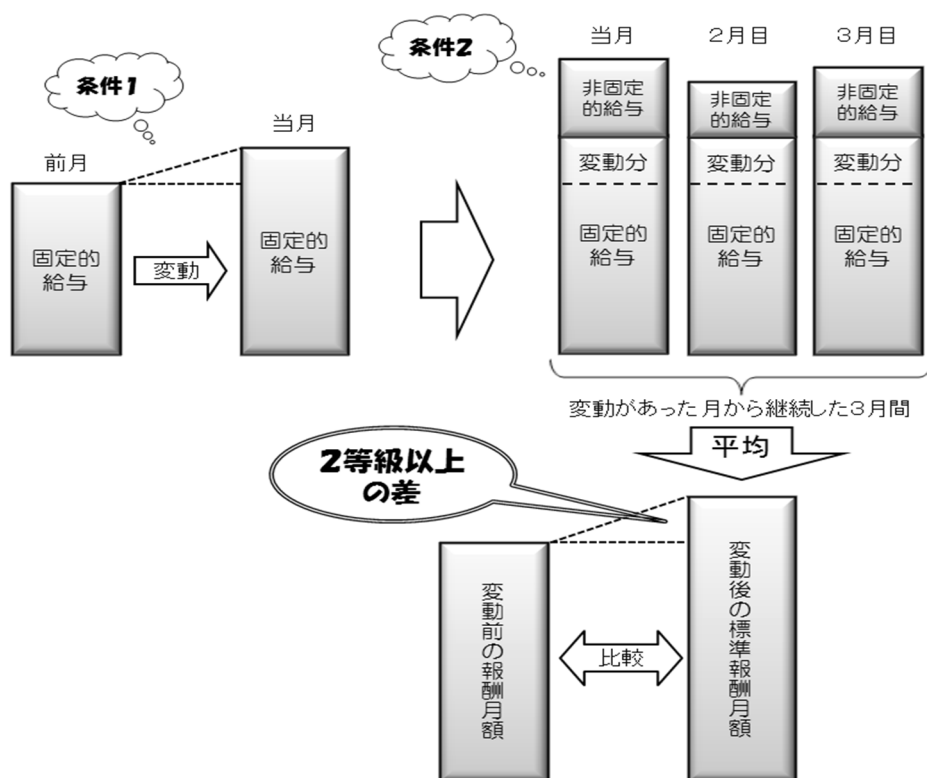
◇定時決定のイメージ



③随時改定

昇給・昇格や異動などにより、毎月決まって支給される固定的な給与（基本給、扶養手当、住居手当など）に変動があったとき、又は給与体系に変更があったときに、既に決定されている標準報酬月額の等級と、変動した月から3か月間の報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合は、隔たりを解消するために、翌月（変動後4か月目）から標準報酬月額を改定します。

◇固定的給与の変動による随時改定のイメージ

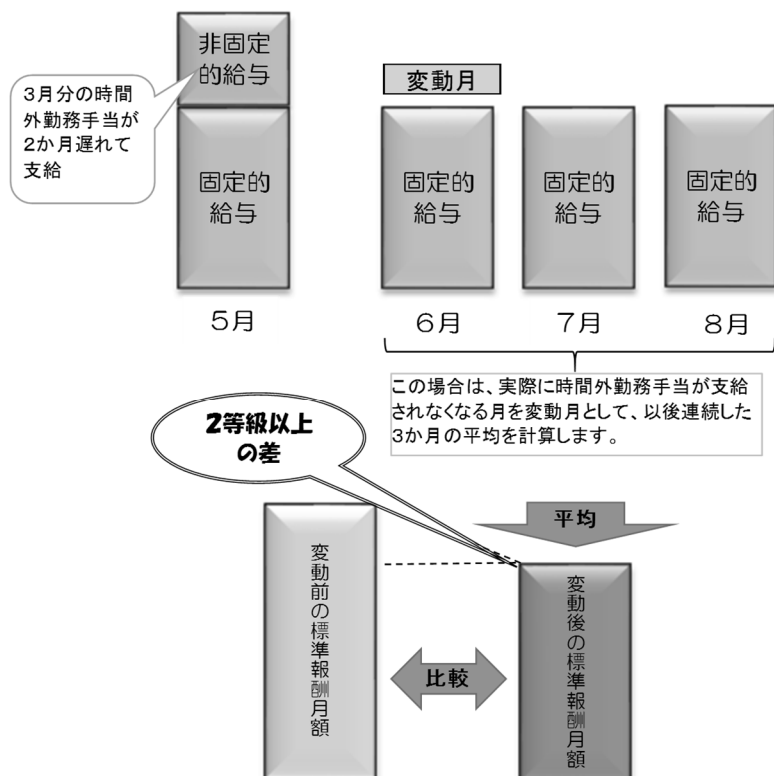


◇給与体系の変更があったことによる随時改定の一例

(例) 平成31年3月までは教育事務所で指導主事として勤務していたが、4月に異動し小学校の教頭となった。

→3月までは時間外勤務手当（非固定的給与）が計算され、5月までは時間外勤務手当が支給されるが、6月以降（4月分以降）は支給されない。

(逆の場合も給与体系の変更となります。)



④育児休業等終了時改定

育児休業終了日にその育児休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を等級表に当てはめ、標準報酬月額を改定します。

この改定は、育児休業等終了後、勤務時間の短縮等（諸手当の減額でも可）により報酬が低下した場合を想定していますが、復職時調整により給料が上がった場合でも行うことができます。

★提出書類

標準報酬育児休業等終了時改定申出書（改定を希望する方のみ）

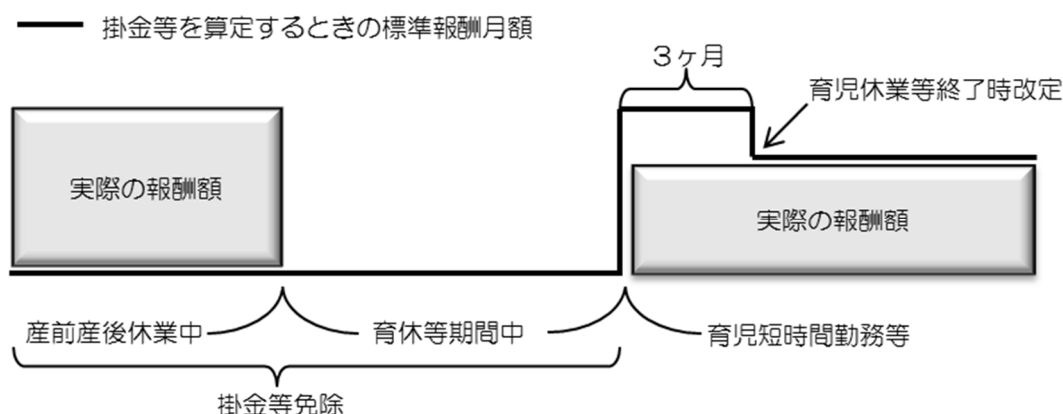
【留意点】

- ア この改定は組合員から申出があった場合のみ行いますので、申出がない場合は改定されません。（随時改定の対象となる場合は申出をしなくても自動的に改定されます。）
- イ 育児休業等を終了した日以後3歳に満たない子を養育していない場合（子が3歳となった場合、又は子が3歳に満たなくても別居している場合等）は、申出をすることはできません。
- ウ 育児休業等終了日の翌日に産前産後休業（産前6週（多胎妊娠の場合は14週）及び産後8週の休業）を開始している組合員は対象外となります。
- エ 改定前の標準報酬月額と比べて等級が下がる改定を行う場合は、P8に記載している3歳未満養育特例の手続きを併せて行うことをお勧めします。

標準報酬月額を改定する場合のメリット・デメリット

標準報酬月額	高くなる場合	低くなる場合
メリット	・短期給付（育児休業手当金、災害見舞金等）、長期給付（年金）を受ける場合、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・3歳未満養育特例の対象となった場合、年金の計算基礎となる標準報酬月額は従前額が保証される（要申出）。
デメリット	掛が高くなる。 （ただし、産前産後休業、育児休業期間中は掛金は免除されます。）	・短期給付（育児休業手当金、災害見舞金等）、長期給付（年金）を受ける場合、給付額が低くなる。

◇育児休業等終了時改定のイメージ



⑤産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を等級表に当てはめ、標準報酬を改定します。

ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は対象外となります。この改定は、産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場に復帰し、復帰後の勤務形態が育児短時間勤務等により報酬が低下する場合が想定されますが、申出があれば報酬が上がった場合でも改定を行います。その他の取扱は育児休業等終了時改定に準じます。

★提出書類

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書（改定を希望する方のみ）

3歳未満の子を養育している期間の特例

3歳未満の子を養育（子と同居）している組合員の標準報酬月額が、子を養育する前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合、報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするため、年金額を子を養育する前の高い標準報酬月額で計算するものです。

この特例を受けるには、組合員からの申出が必要です。

ただし、産前産後休業及び育児休業の掛金免除期間中は適用になりません。

この特例を受けても、追加の掛金の負担はありません。被扶養者でない子でも特例の対象となります。父母どちらも申出をすることができます。

★提出書類

3歳未満の子を養育する旨の申出書（希望する方のみ）

●添付書類 (90日以内)

- ・戸籍謄(抄)本の原本（戸籍上の続柄を確認）
- ・組合員と子が記載された住民票の原本（同居を確認）

【留意点】

ア 添付書類は提出日から遡って90日以内に発行されたものとし、必ずマイナンバーの記載のないものにしてください。

イ 育児休業等復職後に適用となる場合の住民票の原本は、復職月以降に発行されたものとしてください。

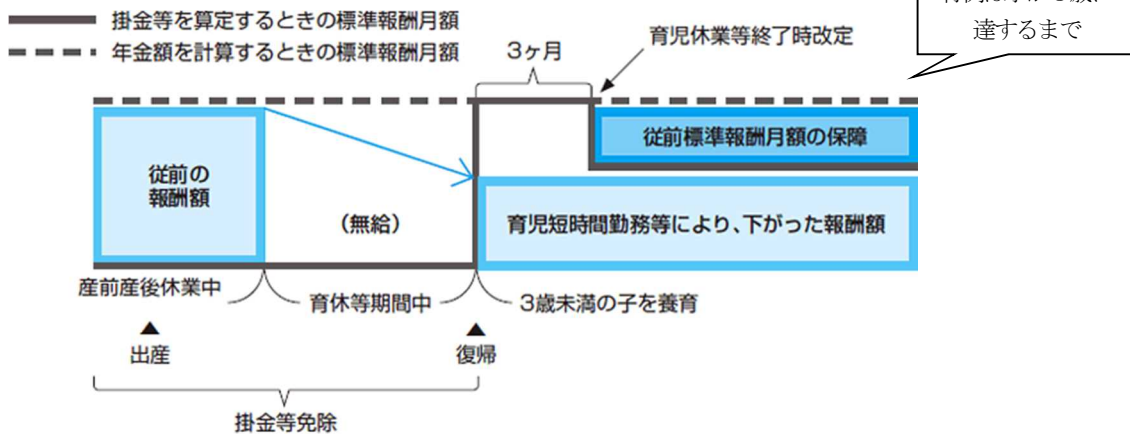
ウ 育児部分休業や育児短時間勤務等を取得していない方も標準報酬月額が下がれば対象となります。

エ 標準報酬月額が、従前の標準報酬月額を下回ってから申出書を提出しても構いませんし、今後標準報酬月額が下回ったときに備えて、あらかじめ申出書を提出しておいても構いません。

オ 申出時点から2年間遡及して適用することができます。

カ 適用の対象となる子は一人ですので、双子の場合はどちらか一人の申出で構いません。

◇ 3歳未満養育特例のイメージ（産休・育休・短時間勤務の場合）



【子を養育しなくなったとき】

3歳未満養育特例の申出をした後に3歳未満の子を養育しなくなったときも申出が必要です。ただし、子が3歳に達したときの申出は不要です。

★提出書類

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

《申し出の時期》

ア 女性組合員の場合、他の子にかかる産前産後休業を開始したとき

イ 男性組合員の場合、次の子が生まれ、その子を適用の対象としたい場合（この場合は、産まれた子を対象とした養育特例の申出を併せて行うこととなります。）

ウ 養子縁組の解消、子の死亡、転勤等による別居など

標準報酬等級表（平成28年10月～）

等級			報酬月額		標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
短期給付 等	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
-	-	第1級	93,000円未満		88,000円	-
第1級	第1級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	4,450円
第2級	第2級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	4,730円
第3級	第3級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	5,000円
第4級	第4級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	5,360円
第5級	第5級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	5,730円
第6級	第6級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	6,090円
第7級	第7級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	6,450円
第8級	第8級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	6,820円
第9級	第9級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	7,270円
第10級	第10級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	7,730円
第11級	第11級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	8,180円
第12級	第12級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	8,640円
第13級	第13級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	9,090円
第14級	第14級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	10,000円
第15級	第15級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	10,910円
第16級	第16級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	11,820円
第17級	第17級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	第18級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	第23級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円
第24級	第24級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	20,000円
第25級	第25級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	21,360円
第26級	第26級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	22,730円
第27級	第27級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	24,090円
第28級	第28級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	25,450円
第29級	第29級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	26,820円
第30級	第30級	第31級	605,000円以上（長期給付の上限） 605,000円以上	635,000円未満	620,000円	28,180円
第31級	-	-	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	29,550円
第32級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,910円
第33級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	32,270円
第34級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	34,090円
第35級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	35,910円
第36級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	37,730円
第37級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	40,000円
第38級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	42,270円
第39級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第40級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第41級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第42級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第43級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第44級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第45級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第46級	-	-	1,355,000円以上（短期給付の上限）		1,390,000円	63,180円

5 互助会 現職会員の会員資格と会員証

公立学校共済組合島根支部に加入する組合員である教職員及びその他評議員会において認めた団体等の職員になったときは、その日から現職会員の資格を得ます。

採用（転入）されたときは、会員加入届書を提出してください。

★提出書類

会員加入届書

給与等事務システム入力可

現職会員の資格を取得した者（会員加入届を提出した者）には、会員証を交付します。

6 互助会費（掛金）

（１）掛金率と掛金の使途

互助会は、現職会員の皆様の会費（掛金）を財源に運営されています。

次のとおりの会費（掛金）が給与から控除されます。

種別	算出方法	掛金の使途
事業掛金	現職会員の給料月額（教職調整額等を含む）の 5/1000	医療給付等の単年度事業財源
積立掛金	現職会員の給料月額（教職調整額等を含む）の 5/1000	個人別に積立てされ、退職時に退職互助事業加入の際の拠出金に充当します。

（２）会費（掛金）の免除

現職会員が次の要件に該当したときは、会費を免除することができます。

免除することができる者	免除される期間	提出書類
産前産後休暇を取得した者	産前休業・育児休業が開始する月（月の中途から開始の場合はその翌月）から休業終了月まで（詳細は P24 参照）	産前産後の休業・育児休業会費免除（変更）申請書 * 産前と産後の 2 回提出
育児休業の承認を受けた者		
介護手当金又は無給休職手当金の支給を受ける者	介護手当金又は無給休職手当金が支給されている期間	不 要
地方公務員等共済組合法第 70 条の休業手当金の支給を受ける者	休業手当金が支給されている期間	不 要
大学院修学休業及び自己啓発等休業した者	大学院修学等のため休業している期間	大学院修学・自己啓発等・配偶者同行休業届
配偶者同行休業した者	配偶者同行のため休業している期間	

（３）積立掛金について

積立掛金は、退職後の会員向けの医療給付等を行う「退職互助事業」の加入に必要な拠出金に充てるため、現職会員の間に積み立てているものです。

退職互助事業にご加入いただかない場合は、全額返還します。（手続き不要）

退職互助事業にご加入いただく場合は、拠出金の額と調整し、必要な拠出金の額より積立掛金の残額が多い場合は差額を返還し、不足する場合は、不足額を納入いただきます。

詳しくは「退職後の福利の手引き」をご確認ください。

2 被扶養者を認定・変更するとき(共済組合)

1 被扶養者の要件

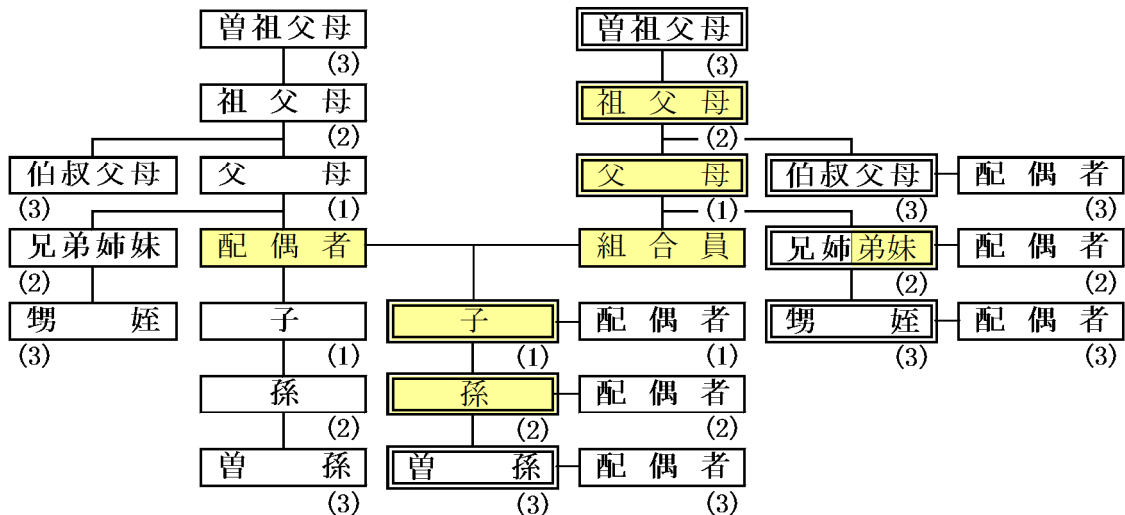
被扶養者の範囲は、次のとおり組合員と**一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者**とされています。

(1) 組合員と一定の身分関係にある者

- ① 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② ①以外の三親等以内の親族（同居に限る。）
- ③ 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。同居に限る。）

※ 75歳以上の者は後期高齢者医療制度に加入しているため、被扶養者になることはできません。

被扶養者の範囲



(注) は血族を表し、 は姻族を表し、() は親等を表す。

又 で囲った部分は給与法上の扶養親族の範囲を表す。

(2) 主として組合員の収入により生計を維持している者

恒常的な年間収入が130万円未満（障害年金又は60歳以上の年金受給者は180万円未満）で、主として組合員の収入によって生計を維持している者です。

※ 1 恒常的な年間収入とは**所得税法上の所得を指すものではなく**、被扶養者として認定しようとする者の年間における恒常的な**収入の総額**です。

収入の主なもの（退職金や不動産売買代金など一時的な収入は除く）

- ・ 給与収入(通勤手当等の各種手当を含む総支給額)
- ・ 公的年金(遺族年金及び障害年金等の非課税のものを含む。)・個人年金・企業年金
- ・ 傷病手当金・事業所得(営業、農業等)・不動産所得(地代など)・雇用保険の失業給付
- ・ 株等の譲渡収入(保有している株等を全て譲渡した場合は除く。ただし、全部売却が1年間で複数回あった場合は収入とする。)、配当金・司法修習生の修習資金

- ※2 組合員の配偶者の収入が組合員の収入を上回ったときは、認定されない場合があります。
- ※3 次に掲げる者は「主として組合員の収入により生計を維持している者」に該当せず、被扶養者として認定されません。

イ **雇用保険の基本手当が日額3,612円以上の者**（高年齢求職者給付金、特例一時金を除く。）

ロ 臨時的な雇用（アルバイト又はパートタイマー等）に就いている者で、恒常的な（3か月連続して）収入月額が108,334円以上の者

ハ 別居している父母・祖父母等で、組合員からの送金額がその者の総収入の3分の1未満である者（組合員以外の者と共同して扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていること。）

〔例〕組合員と組合員の弟が共同して別居している父を扶養しているとき。

父の収入額	+	組合員の送金額	+	弟の送金額	=	父の総収入
140万円	+	60万円	+	20万円	=	220万円

※ 組合員の送金額は父の総収入の1/3未満のため父は被扶養者に認定されない。

2 被扶養者としての認定の種類

被扶養者の要件に該当する者は次の認定を受けることができます。

- (1) 普通認定・・・扶養手当の認定を受けている者
- (2) 学生認定・・・(1)以外の者で、学校教育法に規定する学校の学生
（定時制、通信制課程、夜間において授業を受けている者、通信による教育を受けている者を含む。）
※海外留学中又は休学中は（3）特別認定となります。
- (3) 特別認定・・・(1)(2)以外の者

3 被扶養者の認定手続

被扶養者の認定は、扶養の事実が生じた日から30日を超えて届け出たときは所属所受付日から認定になりますので、**30日以内**に申告してください。

＜被扶養者の認定手続の流れ＞

- ①扶養手当が認定された場合→共済組合の普通認定の手続
- ②扶養手当が認定されなかった場合→共済組合の学生認定又は特別認定の手続

認定を受けようとする者に対し、県又は市町村から「福祉医療費医療証・自立支援医療受給者証」等、公費負担による医療証（受給資格証）を交付・更新・停止された際には、その都度、「公費負担医療費助成制度適用・停止報告書」を提出してください（P2参照）。

4 被扶養者の認定申告に必要な書類（新規認定）

（共済組合所定用紙は支部ホームページにあります。）

認定の種類	普通認定	学生認定	特別認定	共済組合所定用紙の有無
被扶養者の認定範囲	① 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。)・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ② 重度心身障害者であって、組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①以外のもの ③ 重度心身障害者であって、組合員と同一世帯に属する組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。以下この表において同じ。)	① 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①以外のもの ③ 組合員と同一世帯に属する組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子	① 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①以外のもの ③ 組合員と同一世帯に属する組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子	
資格要件	扶養手当の認定を受けている者であるもの	学校教育法第1条、第124条及び第134条に規定する学校に在学する者であって、年間所得が130万円(障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者は180万円)未満であるもの(普通認定に該当する者を除く。)	年間所得が130万円(障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者は180万円)未満であるもの(普通認定に該当する者を除く。)	
提出書類				
被扶養者認定申告書	○	○	○	○
扶養に関する申立書		○ (子以外の者について認定を受けようとする場合に限る。)	○	○
送金の事実を明らかにする書類 (過去3ヶ月程度)		○ (別居している子以外の者について認定を受けようとする場合に限る。注1)	○ (別居の場合に限る。)	
扶養事実の生じた日を明らかにする書類 (注2)	○	○	○	
所得等証明書 (注3)		○ (認定を受けようとする者及びその者の扶養義務者に係る分)	○ (注4) (世帯全員分。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で所得のないものを除く。)	○
組合員との続柄を明らかにする書類 〔マイナンバーの記載のないもの〕		○	○	
住民票 〔マイナンバーの記載のないもの〕		○ (上記②及び③に該当する者について認定を受けようとする場合に限る。)	○ (上記②及び③に該当する者について認定を受けようとする場合に限る。)	
在学証明書		○		○

(注 1) 別居している子以外の者について認定を受けようとする場合とは…

学生である組合員の兄弟姉妹について認定を受けようとするときに、組合員と兄弟姉妹が別居している場合等

(注 2) 事実の生じた日を明らかにする書類の例

出 生	生年月日が確認できる書類「住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)」等
退 職	退職日が確認できる書類「辞令の写し」、「雇用保険受給資格者証の写し」等
失業給付の受給終了	「雇用保険受給資格者証の両面の写し」
雇用形態の変更	変更の事実が確認できる書類「雇用契約書の写し」等
収入の減少	過去 1 年間の総収入額が確認できる書類 「給与等支払証明書」、「給与明細の写し」等

(注 3) 以下の所得がある場合は、所得の内容を確認できる書類を添付すること。

年金所得	年金証書又は直近の年金額改定通知書その他現に受給している年金額が確認できる書類
農業所得・事業所得等(※)	「確定申告書の写し」及び「所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し」

(※)被扶養者認定における必要経費は、確定申告による経費とは一致しないため注意が必要です。(公立学校共済組合島根支部の HP を参照)

(注 4) 認定を受けようとする者に以下の恒常的な収入がある場合は、収入の内容を確認できる書類を添付すること。

給与等	向こう 1 年間の総収入額が確認できる書類 「給与等支払見込証明書」、「雇用契約書の写し」等
雇用保険の失業給付	「雇用保険受給資格者証の両面の写し」
その他恒常的な収入 (※)	金額を確認できる書類

(※)株等の譲渡収入、配当金、傷病手当金、司法修習生の修習資金等

20 歳以上 60 歳未満の配偶者について認定を受けようとする場合には、認定申告書類の提出に併せて、「国民年金第 3 号被保険者」の資格取得に関する届出が必要です (P 17 (1) 参照)。



5 被扶養者の認定申告に必要な書類（継続認定）

継続認定とは、被扶養者の事情が変わったことによる認定の更新のことです。

手続は書類のみで行うため組合員証、被扶養者証の提出は不要です。

（共済組合所定用紙は支部ホームページにあります。）

継続認定の 種類 提出書類	学生認定又は特別認定 ↓ 普通認定	普通認定又は特別認定 ↓ 学生認定	普通認定又は学生認定 ↓ 特別認定	共済組合 所定用紙 の有無
被扶養者認定申告書	○	○	○	○
扶養に関する申立書		○ (子以外の者について認定を受けようとする場合に限る。)	○	○
送金の事実を明らかにする書類 (過去1年間)		○ (別居している子以外の者について認定を受けようとする場合に限る。注1)	○ (別居の場合に限る。)	
認定種別に変更が生じた日を明らかにする書類 (注2)	○		○	
所得等証明書 (注3)		○ (認定を受けようとする者及びその者の扶養義務者に係る分。ただし、特別認定からの種別変更の場合において、申請日の属する年の前年分の所得等証明書を提出している場合を除く。)	○ (注4) (世帯全員分。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で所得のないものを除く。)	○
在学証明書		○		○

(注1) 別居している子以外の者について認定を受けようとする場合とは・・・学生である組合員の兄弟姉妹について認定を受けようとするときに、組合員と兄弟姉妹が別居している場合等

(注2) 変更が生じた日を明らかにする書類の例

学生又は特別認定⇒普通認定	扶養手当が認定された日が確認できる書類「扶養親族届の写し」等
普通認定⇒特別認定	扶養手当の認定が取り消された理由及び取消日が確認できる書類「扶養親族届の写し及び年金証書又は年金額改定通知書の写し」等
学生認定⇒特別認定	学生でなくなった日が確認できる書類「卒業証書の写し」等

(注3) 以下の所得がある場合は、所得の内容を確認できる書類を添付すること。

年金所得	年金証書又は直近の年金額改定通知書その他現に受給している年金額が確認できる書類
農業所得・事業所得等(※)	「確定申告書の写し」及び「所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し」

(※)被扶養者認定における必要経費は、確定申告による経費とは一致しないため注意が必要です。(公立学校共済組合島根支部のHPを参照)

(注4) 認定を受けようとする者に以下の恒常的な収入がある場合は、収入の内容を確認できる書類を添付すること。

給与等	過去1年間の総収入額が確認できる書類 「給与等支払証明書」、「給与明細の写し」等
雇用保険の失業給付	「雇用保険受給資格者証の両面の写し」
その他恒常的な収入 (※)	金額を確認できる書類

(※)株等の譲渡収入、配当金、傷病手当金、司法修習生の修習資金等

6 被扶養配偶者の「国民年金第3号被保険者」の手続

組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は国民年金への加入が必要です。

(1) 資格取得に関する届出(該当)

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の者)は、国民年金の第3号被保険者となります。国民年金第3号被保険者に該当する場合は届出が必要です。

- ① 新たに組合員となったときに、組合員に被扶養配偶者がいるとき (1. 配偶者の就職)
- ② 婚姻により組合員の被扶養配偶者となったとき (2. 婚姻)
- ③ 組合員の配偶者が離職し被扶養者となったとき (3. 離職)
- ④ 組合員の配偶者の収入が減少し被扶養者に認定されたとき (4. 収入減少)
- ⑤ 他の共済組合から異動してきた組合員に被扶養配偶者がいるとき (5. その他(異動))
- ⑥ 組合員の被扶養配偶者が20歳に達したとき (5. その他(20歳到達))

括弧内は届書の理由番号及び理由。
届書の配偶者とは組合員のこと。

★提出書類

国民年金第3号被保険者関係届 (注1)(注2)

国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届(外国籍の方のみ)

●添付書類

配偶者の**基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書)の写し**

・被扶養者の認定申告書類と同時に提出してください。※P14参照

(2) 資格喪失又は変更に関する届出(非該当(変更))

国民年金第3号被保険者となっている被扶養配偶者が下記により被扶養者の認定が取り消された場合又は届出内容を変更する場合は、当組合に届出が必要です。

ただし、配偶者が60歳に到達した場合や、配偶者の就職により健康保険等の被保険者となった場合は届出不要です。

- ① 死亡した場合 (1. 死亡)
- ② 離婚した場合 (2. 離婚)
- ③ 収入の増加により被扶養認定が取り消された場合(再就職で健康保険等加入を除く) (3. 収入増加)
- ④ 氏名等が変更となった場合(届書の備考欄に変更前の情報と変更年月日を記入)

★提出書類

国民年金第3号被保険者関係届 (注1)(注2)

●添付書類

氏名を変更(訂正)される場合は、年金手帳を添付してください。

・被扶養者の取消申告書類と同時に提出してください(④の事由のときを除く)。※P18参照

(3) 住所に関する届出

国民年金第3号被保険者となっている被扶養配偶者の住所が変更になった場合は、組合員と共に住所を変更した場合であっても届出が必要です。住民票上の住所とは別の居所を届け出することもできます。

★提出書類

国民年金第3号被保険者住所変更届 (注1)

・組合員証記載事項等変更申告書も併せて提出してください。※P2(4)参照

(注1) 個人番号(マイナンバー)は絶対に記入しないでください。

(注2) 住民票上の住所を記入してください。

7 被扶養者の取消し

被扶養者が次の項目に該当したときは、取消しの申告をしてください。

(遡って認定を取り消された場合は、国民健康保険(配偶者は国民年金を含む。)の保険料等を遡って支払う場合があります。)

(1) 扶養手当の認定が取り消されたとき(継続認定となる場合を除く。)

(2) 取消要件の収入額に達したとき。

① 年間収入が130万円以上(障害年金又は60歳以上の年金受給者は180万円以上)

② 臨時的な雇用(アルバイト、パートタイマー等)に就いている者で恒常的な(3か月連続して)収入月額が108,334円以上

※勤務条件によっては、雇用が始まった日で取消しとなる場合があります。

③ 雇用保険の基本手当が日額3,612円以上(高年齢求職者給付金、特例一時金を除く。)

※扶養手当が認定されている場合であっても、上記②の要件に該当したときは、被扶養者の取消手続が必要になりますので、被扶養者の各月の収入状況には十分ご注意ください。

(3) 同居要件を必要とする者が別居したとき。

(4) 組合員以外の者の被扶養者となったとき。

(5) 就職により、健康保険等の被保険者となったとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 青年海外協力隊に派遣されたとき(研修期間を除く。)

(8) 65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入したとき。

取消しの手続をせずに被扶養者証を使用したときは、その間に受けた医療給付金等(医療費の7割等を保険者が負担している保険者負担部分を含む。)を返納していただきます。



★提出書類

被扶養者証(高齢受給者証等を含む)

被扶養者取消申告書(被扶養者の欄は朱書きで記入)

国民年金第3号被保険者関係届

(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の資格喪失時〔(5)の事由のときは不要〕)

※給与等事務システムで入力可能なのは「被扶養者取消申告書」のみです。

給与等事務システム入力可

●添付書類

(1) 扶養手当の認定が取り消されたとき

取り消された理由及び取消日が確認できる書類「扶養親族届の写し」等

(2) 収入の限度額を超えたとき

収入の増加	過去1年間の総収入額が確認できる書類 「給与等支払証明書」、「給与明細の写し」等
失業給付の受給開始	「雇用保険受給資格者証の両面の写し」
農業所得・事業所得等の増加	「確定申告書の写し」及び「所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し」
年金の受給開始又は増額	年金証書又は年金額改定通知書その他現に受給している年金額が確認できる書類

(3) 別居したとき 「住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)」

(4) 組合員以外の者の被扶養者となったとき

被扶養者となったことが確認できる書類「健康保険証の写し」等

(5) 就職したとき 「事業主の就職証明書」又は「被保険者証の写し」

(6) 死亡したとき 死亡日が確認できる書類

(7) 青年海外協力隊に派遣されたとき 派遣期間が確認できる書類

(8) 65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入したとき

「後期高齢者医療被保険者証の写し」

3 病気やけがをしたとき

1 共済組合・互助会からの給付について（概要）

組合員（会員）や被扶養者が、病気や負傷により医療機関等にかかったときは、総医療費の7割（※）を共済組合から直接医療機関へ支払います。

残りの部分（会員・組合員の窓口負担額）については、2,500円を超えた額を共済組合及び互助会から高額療養費、附加給付、医療費補助金として給付します。（100円未満切捨て）
給付は通常、診療月の3ヶ月後の給付日（毎月25日）に給付金等受領口座へ送金します。

（※）・0歳から就学前まで → 8割

・70歳から74歳まで

（1）平成26年4月1日以降70歳に達した方 → 8割

（2）平成26年3月31日以前に70歳に達した方 → 8割+国1割
ただし一定以上所得者は、どちらも7割

【例1】医療費20万円の場合（1医療機関（原則として）・1ヶ月ごと）

共済組合負担〔法定給付20万円×7割〕 140,000円	医療機関窓口での自己負担〔20万円×3割〕 60,000円
---------------------------------	----------------------------------

【上位所得者以外】

共済組合からの附加給付 35,000円 〔60,000円－25,000円〕	互助会から「医療費補助金」給付 22,500円 〔25,000円－2,500円〕	実質自己負担 2,500円
---	--	------------------

【上位所得者】（標準報酬月額 530,000円以上）

共済組合からの附加給付 10,000円 〔60,000円－50,000円〕	互助会から「医療費補助金」給付 47,500円 〔50,000円－2,500円〕	実質自己負担 2,500円
---	--	------------------

後日給付金等受領口座に送金

【例2】医療費1万円の場合（1医療機関（原則として）・1ヶ月ごと）

共 済 組 合 負 担 〔法定給付1万円×7割〕 7,000円	医療機関窓口での自己負担〔1万円×3割〕 3,000円
------------------------------------	--------------------------------

互助会から「医療費補助金」給付 500円 〔3,000円－2,500円〕	自己負担 2,500円
--	----------------

後日給付金等受領口座に送金

2〔共済組合〕給付一覧（注意：請求権の時効は、事案発生日から2年で消滅。P91 参照）

※障害年金についてはP 6 4 「2 障害者になったときの年金」の頁を参照してください。

給付の種類	支給要件	支給額
療養の給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費 保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が公務によらない傷病により療養又は訪問看護を受けたとき	就学後～70歳未満 医療費の7割 0歳～就学前 医療費の8割 70歳～74歳 医療費の8割 〔H26.3.31までに70歳到達〕 〔医療費の8割+国1割〕 （一定以上所得者は7割）
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者が公務によらない傷病によりやむを得ない事情等で療養の給付又は保険外併用療養費を受けることができないとき ・やむを得ない事情により組合員証を使用しないで療養を受けた場合（診療報酬領収済明細書を添付） ・コルセット等の治療用装具を購入した場合（医師の同意書必要） ・小児（9歳未満）の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正のため治療用眼鏡等の作成・購入した場合（更新の場合、装着期間による制限有〔5歳未満:1年、5歳以上:2年〕） ※支給額に上限あり ・輸血用の生血を使用した場合 ・柔道整復師の施術を受けた場合（単なる肩こり・筋肉疲労は対象外） ・あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合（医師の同意書必要） ・臓器採取に伴う医師の派遣、臓器の搬送を要した場合	上記支給割合 ★提出書類(月ごと、病院ごとに必要) 療養費・家族療養費請求書 ●添付書類 海外診療の場合 診療内容明細書及び領収明細書(原本)及び日本語訳、領収書(原本)、海外に渡航した事実を証明する書類(パスポート等)の写し、医療機関へ照会することへの同意書 装具購入の場合(コルセット等) 医師の診断書及び装着証明書(原本)領収書(製作要素、材質、義肢装具士の氏名等が明示されたもので原本) 靴型装具購入のときは当該装具の写真 眼鏡購入の場合 医師による作成指示(写し)、患者の検査結果、領収書(原本) 按摩、マッサージ、鍼、灸の施術を受けた場合 鍼灸施術証明書兼施術料金領収明細書 移送費の支給額に準じた額
入院時食事療養費 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が入院により食事療養及び生活療養を受けたとき	食事療養費及び生活療養費から標準負担額を控除した額
移送費 家族移送費	組合員又は被扶養者が、療養の給付等を受けるため、病院又は診療所に移送された場合において共済組合が必要と認めたとき ※病状が重篤であるか、緊急的と認められるかなどを審査します。	移送に要した費用で共済組合が必要と認めた額 ★提出書類 移送費・家族移送費請求書 ●添付書類 医師の証明・移送に要した費用の領収書（原本）等

給付の種類	支給要件	支給額
高額介護合算療養費	組合員又は被扶養者が医療保険と介護保険の両制度の給付を受けているとき	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき、その超過額
高額療養費	組合員又は被扶養者が療養又は訪問看護を受けたとき ○自己負担額が高額療養費算定基準額を超える場合 ○同一世帯（組合員及び被扶養者）で合算し、自己負担額が 21,000 円以上の者が 2 人以上いる場合 <u>高額療養費算定基準額</u> (70 歳未満の場合) 区分:ア(標準報酬月額:83 万円以上) 252,600 円+(医療費－842,000 円)×1% 区分:イ(標準報酬月額:53 万円以上 83 万円未満) 167,400 円+(医療費－558,000 円)×1% 区分:ウ(標準報酬月額:28 万円以上 53 万円未満) 80,100 円+(医療費－267,000 円)×1% 区分:エ(標準報酬月額:28 万円未満) 57,600 円 区分:オ(低所得者(市町村民税非課税世帯)) 35,400 円 「高額療養費の自己負担限度額」、「70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費」については公立学校共済組合 HP 島根支部手続きナビをご覧ください。 ○同一世帯で直近の 12 か月間に高額療養費がすでに 3 回支給され、4 回目以降の自己負担額が基準額を超える場合 ○特定疾病で自己負担額が 10,000 円（上位所得者 20,000 円）を超える場合（当共済組合の承認必要）	自己負担額－高額療養費算定基準額 合算自己負担額－高額療養費算定基準額 入院や外来診療の窓口負担を軽減できます。 ★提出書類 限度額適用認定申請書 (P90 参照) <注意事項> ※1 交付された「限度額適用認定証」を病院窓口へ提出してください。 この場合、高額療養費（合算等追給がある場合を除く）は当共済組合から医療機関へ支払うこととなり組合員へは給付しません。 病院窓口へ提出しない場合は、高額療養費を後日組合員へ給付します。 したがって、提出の有無に関わらず、最終自己負担額は変わりません。 ※2 高額医療貸付けとの併用はできません。 自己負担額又は合算自己負担額 区分:ア 140,100 円 区分:イ 93,000 円 区分:ウ 44,400 円 区分:エ 44,400 円 区分:オ 24,600 円 自己負担額－10,000 円（上位所得者 自己負担額－20,000 円）
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	組合員又は被扶養者が療養又は訪問看護を受けたとき ○自己負担額が 25,000 円(上位所得者は 50,000 円)を超える場合 (各月において、個人毎に病院、薬局ごと及び入院又は外来ごと 1 件につき)	自己負担額－25,000 円（上位所得者は 50,000 円）(100 円未満切捨)

3 〔互助会〕 医療費補助金

会員及び被扶養者（２親等以内の親族に限る。）が、医療機関や調剤薬局を受診したときに支給されます。

【支給額】

各窓口での自己負担額（保険適用分）から、2,500 円を控除した額（100 円未満切捨て）が支給されます。ただし、共済組合の附加給付等が支給される場合は、その額を控除します。

また、医療機関と調剤薬局の各窓口での自己負担額を合算（調剤合算）した額が 25,000 円以上になる場合は、調剤合算後の自己負担額から、2,500 円を控除した額（100 円未満切捨て）が支給されます。ただし、共済組合の附加給付等が支給される場合は、その額を控除します。

〔	送金	共 済 組 合 員：診療月の３ヶ月後の給付日（毎月２５日）	〕
		共済組合員以外：毎月２０日締切⇒翌月２５日送金	

調剤合算とは

医療機関が発行した処方箋に基づく調剤薬局での薬剤の支給を、処方箋を発行した医療機関における療養の一環とみなして取り扱うこと。

【手続き】

- 共済組合員（被扶養者を含む）は手続き不要（自動給付）です。
- 共済組合員でない現職会員及びその被扶養者が受診したとき

★提出書類	医療費補助金請求書 【添付書類】保険医療機関で発行される領収書(原本)
◎請求権の 消滅時効	事実発生日の翌日から３年

4 「共済組合」交通事故又は他人から損害を受けたとき

〔 直ちに共済組合へ連絡してください！ 〕



短期給付担当

〔 電話 0852-22-5431 〕

（１）治療費

交通事故又は他人からけがをさせられたときの治療費は、加害者（第三者）の負担となりますので、組合員証を利用する場合は必ず共済組合まで報告してください。

（２）組合員証の使用

治療費を加害者に直ちに負担させることが困難な事情にあるときは、共済組合の了解を得て組合員証が使用できますが、共済組合が治療費を負担するということではなく、一時立て替えるということです。

この場合、後日、共済組合が治療費を加害者又は加害者の加入している保険会社（自賠責保険・任意保険）に対し請求します。なお、示談により治療費を本人負担とした場合は、組合員に対して支給した医療給付等（保険者負担部分及び附加給付）は全額返金していただきます。

★提出書類

損害賠償申告書 事故報告書

●添付書類

- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）
- ・その他必要書類（共済組合が求める書類）

示 談 は 慎 重 に

示談は当事者の話し合いによって賠償額、支払い方法などについて解決するものですが、「治療費は組合員証を使用しますのでいりません」等の債権を放棄した内容の示談を行いますと、組合員が治療費を負担しなければならないこととなります。

示談・和解を行う場合、慎重を期することは勿論のことですが、交通事故又は第三者加害行為によりけがをしたときは、直ちに共済組合へ連絡して下さい。



4 結婚したとき

共済組合員は、互助会に関する手続きは不要です。

互助会の「教職員積立年金」にご加入の方で氏名が変更になる場合は、互助会事務局までご一報ください。

1 「共済組合」被扶養者の認定申告

配偶者が無職又は収入の額がわずかな場合は、被扶養者の認定申告をしてください。

◆収入の額は「1 被扶養者の要件」（P 12 参照）

2 「共済組合」国民年金第3号被保険者

20歳以上60歳未満の配偶者について被扶養者の認定を受けようとするときは、被扶養者の認定申告に併せて、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

◆手続は、「6 被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者の手続」（P 17 参照）

3 「共済組合」住所・氏名の変更

住民票上の住所や氏名に変更があるときは、下記のとおり変更手続を行ってください。（住民票上の住所に変更がない場合には、届出は不要です。）

なお、氏名変更と給付金等受領口座の名義変更は同時に行ってください。

（受領口座の名義が変更されていないと、給付金を送金する際、金融機関で口座名義人相違となり、給付ができません。）

◆住民票上の住所や氏名の変更について

★提出書類	組合員証記載事項等変更申告書
●添付書類	組合員証（住所変更のみの場合は添付不要）

◆給付金等受領口座の名義変更について

★提出書類	給付金等受領口座（新規・変更）届出書
●添付書類	預貯金通帳の写し

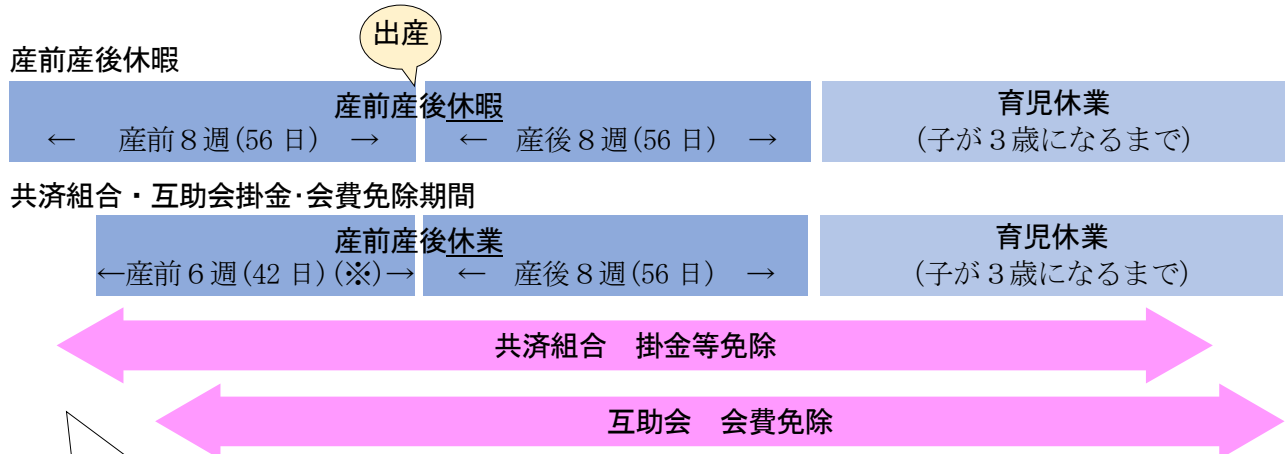
給与等事務システム入力可

5 出産する(した)とき

1 産前産後休暇期間中の掛金・会費について

共済組合及び互助会では、育児休業期間中と同様に、産前産後休暇期間中の掛金・会費を免除します。(月単位)

ただし、免除となるのは、産前産後休暇を取得した期間のうち労働基準法上の『産前産後休業』期間に限り、出産予定日（出産日が出産予定日より前となったときは、出産日）**以前6週（※多胎妊娠の場合14週）**から出産日**後8週**までの間です。



【共済組合】
産前休業期間が開始となる月から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。

【教職員互助会】
産前休業期間が開始となる日の属する月の翌月（開始日が月の初日の場合はその月）から、育児休業が終了する日の属する月まで免除されます。

- ・掛金が免除された期間については、掛金を払ったものとして取り扱われます。(互助会積立掛金を除く)
- ・出産日が予定日より早くなった場合は、産前産後休暇を取得した範囲内で掛金等の免除期間も前倒しになります。

出産・育児に係る手続きについては「[出産・育児に係る手続ハンドブック](#)」をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

(1) 【共済組合】掛金免除の申出について

出産前に出産予定日に基づく①掛金等免除申出書を提出し、出産後に実際の出産日に基づく②掛金等免除変更申出書を提出してください。(出産予定日と出産日が同日の場合は①のみ)

★提出書類	産前産後休業掛金等免除(変更)申出書
●添付書類	① 掛金等免除申出書提出時 ・産前休業期間の分かる書類（休暇願又は休暇簿の写し等 ※1） ・子の出産予定日（出産予定人数）の分かる書類（妊娠証明書の写し等） ② 掛金等免除変更申出書提出時 ・産前産後休業変更期間の分かる書類（休暇願又は休暇簿の写し等※1） ・子の出産日及び出産人数の分かる書類（出生証明書、戸籍謄本・抄本、住民票のいずれか原本を1部 ※2） 【注】添付書類は必ずマイナンバーの記載がないものを使用してください。

- ※1 県立学校及び教育機関の組合員は、総務事務システムから産前産後休暇の申請入力をした画面のコピーを休暇願の写しのかわりに提出してください。
- ※2 育児休業等掛金等免除申出書提出時に原本を提出される場合は写しでも構いません。

(2)〔互助会〕会費（掛金）免除の申請

会員が掛金免除の申請をした場合、産前休業（産前休暇取得期間中において、出産予定日以前6週（多胎妊娠の場合14週）を開始した月の翌月（開始した日が月の初日の場合には、当月）から産後休業が終了した月までの間、掛金は免除されます。

なお、出産前に出産予定日に基づく会費（掛金）免除申請書を提出し、出産後に実際の出産日に基づく会費（掛金）免除申請書を提出してください。

★提出書類

産前産後の休業・育児休業 会費免除（変更）申請書

(3)〔互助会〕その他給与控除について

産前産後休暇期間中で、給与が支給されている期間は、互助会の積立貯金、貸付償還金、団体扱保険料、積立年金保険料は引き続き給与控除します。

2〔共済組合〕出産手当金 ※支給対象となる組合員は限られています。

産前・産後休暇を取得した場合、給料の全部又は一部が支給されなくなったときは、次のとおり支給されます。

ただし、産前・産後休暇期間は給料が減額されないことから通常は支給の対象とはなりません。

特別に雇用契約等において給料の全部又は一部が支給されないことが定められている任期付職員等に限られます。

(1) 支給期間

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前6週（多胎妊娠の場合にあつては、14週）から出産の日後8週までの間において勤務に服しなかった期間。

出産の予定日後に出産した場合、出産の予定日の翌日から出産の日までの期間も支給対象期間。

(2) 手当金給付額計算式

$$\frac{\text{標準報酬月額}}{(10\text{円未満四捨五入})} \div 22 \text{日} \times \frac{2}{3} = \text{給付日額} \quad (1\text{円未満四捨五入})$$

$$\text{給付日額} \times \frac{\text{日数}}{(\text{土日を除いた休業日数})} = \text{給付額}$$

★提出書類

- ・ 出産手当金請求書
- ・ 給与支給明細書の写し

3 〔共済組合〕 出産費・出産費附加金

	組合員の出産	家族（被扶養者）の出産
出 産 費 (家族出産費)	420,000円	420,000円
出 産 費 附 加 金 (家族出産費附加金)	50,000円	50,000円

※1 出産には、妊娠4か月以上（85日以上）の死産、流産を含みます。

また、双子の場合は、2度の出産として扱われます。

※2 産科医療補償制度対象分娩でない場合は、1児につき、出産費（家族出産費）404,000円、同附加金 50,000円となります。

※3 夫婦共に組合員の場合、出産者のみ請求できます（ただし、その配偶者は、互助会の出産手当金を請求できます。）。

◆出産費の直接支払制度について（P90 参照）

この制度は、出産費を共済組合が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）に組合員にかわって直接支払う制度です。

これにより、出産される組合員や被扶養者は、医療機関等の窓口において出産費用（分娩費等に限る。）を支払う負担額や手続が軽減されます。

なお、出産費用が出産費より少なかったときは、差額が共済組合から組合員に支給され、出産費用が出産費より多かった場合は、差額を組合員が医療機関等へ支払うことになります。

★提出書類	出産費・家族出産費内払金請求書(差額請求分) <u>直接支払制度対応</u>
●添付書類	・ 出産（分娩）費用明細書の写し ※「産科医療補償制度加入機関」の印が押されたもの ・ 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し ・ 他の健康保険の受給権を放棄する旨の申立書（該当者のみ。前の健康保険資格喪失後6ヶ月以内の出産等）

<注意事項>

※1 組合員と医療機関等が事前に直接支払制度を利用することを確認してください。（合意文書などへの署名・押印）

※2 出産貸付けとの併用はできません。

※3 共済組合へ事前に手続する必要はなく、出産後の申請となります。

◆出産費の事後請求について（直接支払制度を利用しない場合）

組合員又は被扶養者が出産し、組合員が分娩費の全額を医療機関等へ支払い、あとから組合員が請求することにより支給されます。

★提出書類	出産費・家族出産費請求書
●添付書類	・ 出産（分娩）費用明細書の写し ※「産科医療補償制度加入機関」の印が押されたもの ・ 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し ・ 他の健康保険の受給権を放棄する旨の申立書（該当者のみ。前の健康保険資格喪失後6ヶ月以内の出産等）

<注意事項>

- ※1 組合員と医療機関等が事前に直接支払制度を利用しないことを確認してください。(合意文書などへの署名・押印)

退職後の出産

1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産したときには、出産費が支給されますが、出産費附加金は支給されません。

★提出書類	出産費・家族出産費請求書
●添付書類	・出産（分娩）費用明細書の写し ※「産科医療補償制度加入機関」の印が押されたもの ・直接支払制度の利用に関する合意文書の写し ・他の健康保険の受給権を放棄する旨の申立書（該当者のみ。現在他の健康保険に加入している場合）

4〔互助会〕出産手当金（互助会）

現職会員、被扶養者又は被扶養者に認定されていない配偶者が出産したときに支給されます。出産には、妊娠4ヶ月以上（85日以上）の死産、流産を含みます。

【支給額】

1児につき35,000円

送金 毎月20日締切⇒翌月25日送金

【手続き】

- 共済組合員自身及び共済組合員の被扶養者の出産の場合は手続き不要（自動給付）です。
※共済組合へ出産費・家族出産費請求書（出産費・家族出産費内払金請求書（差額請求分）直接支払制度対応）を提出される時には、請求書の請求額「互助会」欄に金額を必ず記入してください。

- 共済組合員でない現職会員自身及び共済組合員でない会員の被扶養者が出産したとき

★提出書類	(1)出産手当金（互助会）請求書（様式互給第8号） 【添付書類】 ・母子手帳の「子の保護者（父母）」及び「出生届出済証明」欄がある頁（写） ※ 医師 助産師の証明は不要です。
出産費の支払方法により請求書が異なります。	(2)出産手当金（互助会）請求書 直接支払制度対応（様式互給第8号の2） 【添付書類】次のいずれかを添付してください。 ・出産（分娩）費用明細書の写し ・母子手帳の「子の保護者（父母）」及び「出生届出済証明」欄がある頁（写）
◎請求権の消滅時効	事実発生日の翌日から3年

●被扶養者でない配偶者が出産したとき

給与等事務システム入力可

★提出書類	(1)出産手当金（互助会）請求書（様式互給第8号） (2)出産手当金（互助会）請求書 直接支払制度対応(様式互給第8号の2) 【添付書類（(1)(2)共通）】 母子手帳の「子の保護者（父母）」及び「出生届出済証明」欄がある頁（写） ＊様式互給第8号の医師 助産師の証明は不要です。
(1)(2) どちらでも可。	
◎請求権の消滅時効	事実発生日の翌日から3年

5 〔共済組合〕その他必要な手続き等

（1）被扶養者の認定

生まれた子供を被扶養者にするときは、出産の日から30日以内に申告して下さい。

◆手続は、「2 被扶養者を認定・変更するとき」（P12～18参照）

（2）乳幼児（こども）等医療費助成制度適用・停止報告書の提出

市区町村から被扶養者である子の乳幼児（こども）等医療費受給資格証が交付されたときは届出をしてください。

◆手続は、「3 〔共済組合〕その他の手続」（P2参照）

（3）保育支援

- ・満1歳に達するまでの子を保育する組合員に育児図書を贈ります。
(A～Cセットから任意の1セットをお選びいただきます。)
- ・育児図書の内容は、共済組合島根支部ホームページの保育支援のページの「Aセットのご案内」及び「Bセット・Cセットのご案内」をご覧ください。
- ・毎月25日までに共済組合へ「保育支援事業申込書」及び添付書類をご提出いただくと、ご希望の送付先に、原則、翌月に育児図書が送付されます。

- ※1 対象となる子について、年度に関係なく出生後1回のみ申込みが可能です。
- ※2 夫婦共に組合員の場合、いずれか一方のみ申込みが可能です。
- ※3 対象となる子が複数いる場合には、その人数分の申込みが可能です。

★提出書類	保育支援事業申込書
●添付書類	保育支援を申請する子の出生が確認できる書類（住民票(マイナンバーの記載のないもの)又は戸籍抄本の写し、母子手帳の市町村長の出生届出証明欄の写し等)

（4）3歳未満養育特例

男性組合員の場合、3歳未満養育特例の手続きをすることができます。

◆手続は、「4 〔共済組合〕掛金と負担金 3歳未満の子を養育している期間の特例」（P8参照）



6 勤務を休んだとき

1 育児休業・育児部分休業・育児短時間勤務をしたとき

1 〔共済組合〕育児休業手当金

(1) 手当金額(送金日: 毎月25日〔土日祝日及び金融機関休業日の場合は、前営業日〕)

組合員が3歳未満の子を養育するため、育児休業を取得した場合、1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)まで育児休業期間中1日につき(土日を除く)標準報酬日額を基に下記の算式により求めた額が支給されます。育児休業開始月の翌月10日までに請求書を提出してください。育児休業開始月の翌々月の給付日(毎月25日。土日祝日のときは前倒し)から、給付が始まります。(ひと月ごと)

① 手当金給付額計算式

$$\text{標準報酬日額(※)} \times \text{割合} = \text{給付日額}$$

(2)を参照 (円未満切り捨て)

※標準報酬日額＝標準報酬月額÷22日(10円未満四捨五入)

$$\text{給付日額} \times \text{日数} = \text{給付額}$$

(土日を除いた休業日数)

② 子が1歳に達する日までの1か月分の支給額計算

育児休業の開始から180日目までは(1)の計算式の割合を67%とし181日目からは50%とする。

※ 給付上限日額(平成30年8月から)

67%適用の場合13,695円、50%適用の場合10,220円

< 手当金概算額早見表(休業日数を22日とした場合) >

標準報酬 月額	標準報酬 日額	子が1歳に達するまでの1か月分の支給額	
		67%適用の場合	50%適用の場合
30万円	13,640円	201,036円	150,040円
36万円	16,360円	241,142円	179,960円
41万円	18,640円	274,736円	205,040円
44万円	20,000円	294,800円	220,000円

(2) 育児休業手当金の支給期間の延長

特別な事情のいずれかに該当する場合は、育児休業等に係る子が1歳に達する日後1歳6か月に達するまでの期間についても、その事情が続く間、手当金が支給されます。

また、対象となる子が1歳6か月に達する時点で、なお、特別な事情に該当する場合は、支給期間は最大、対象となる子が2歳に達する日までとなります。(再延長)

〔1〕については、子の1歳の誕生月の前月までに、保育所入所の申込手続きが必要です。

特別な事情

〔1〕育児休業等に係る子について、保育所(児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。)

における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

[2] 常態として育児休業等に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が次のいずれかに該当した場合

- 死亡したとき
- 負傷、疾病又は身体若しくは精神上の障がいにより育児休業等に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等に係る子と同居しないこととなったとき
- 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

★提出書類	・育児休業手当金（変更）請求書（その1） （育児休業等対象児が1歳に達する日までの期間の請求分） ・育児休業手当金請求書（その3）（再延長の場合を含む） （育児休業等対象児が1歳に達する日後の期間の請求分） ・育児休業実績証明書（県費外職員、手当金が支給される期間のみ）
●添付書類	育児休業等に係る子が1歳に達する日後の期間について請求する場合、その理由を確認する書類（再延長の場合も同様） （1）の場合 市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など （申込日が記載されているもの。） （2）の①、③の場合 世帯全体について記載された住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）及び母子健康手帳の写し（子の保護者の記載のあるページ） （2）の②の場合 保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等 及び母子健康手帳の写し （2）の④の場合 母子健康手帳の写し

[3] パパ・ママ育休プラスによる給付期間の延長について

平成22年6月30日から、男性の育児参加を促進する観点から始まった、父母がともに育児休業を取得した場合の育児休業期間の延長制度（パパママ育休プラス）の導入に伴い、育児休業手当金の給付期間も延長されるようになりました。

配偶者が子どもの1歳の誕生日の前日までに育児休業（※1）を取得している場合、子供が1歳2か月になるまでの間に最大1年（※2）まで育児休業手当金が給付されます。

（※1）父母ともに同一の子どもに対する育児休業に限ります。

（※2）給付期間の上限は、父親の場合は1年間、母親の場合は産後休業期間を含め1年間となります。

2〔共済組合〕掛金免除の申出について

組合員が育児休業の取得に伴い、掛金免除の申出をした場合、育児休業を開始した月から、育児休業が終了する日（最長、子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの間、短期掛金、厚生年金組合員保険料、退職等年金掛金及び介護掛金（40歳以上の組合員のみ）の免除を受けることができます。掛金の免除を受けた期間については、掛金を払ったものとして将来の年金額を算定します。

なお、育児休業期間を変更され、掛金免除期間が変更となった場合にも、申出が必要となります。

★提出書類	育児休業等掛金等免除(変更)申出書
●添付書類	・育児休業期間を証明する書類（辞令等）の写し ※1 ・育児休業の対象である子の生年月日が確認できる書類（住民票又は戸籍謄(抄)本の原本） ※2 【注】添付書類は必ずマイナンバーの記載がないものを使用してください。

※1 辞令の交付が遅れる場合は、申出書等を先に提出し、後日別便で辞令の写しを提出してください。

※2 出産後に提出する「産前産後休業掛金等免除変更申出書」に住民票又は戸籍謄(抄)本の原本を添付して提出された場合は、写しでも構いません。

《育児休業終了後に3歳未満の子を養育している場合》

（1）育児休業等終了時改定

3歳未満の子を養育している組合員が育児休業終了後に育児部分休業・育児短時間勤務の承認を受けた場合や、諸手当が減額されたことにより報酬が低下した場合は、申出をすることで標準報酬月額を改定することができます。

◆手続は、「④育児休業終了時改定」（P 7 参照）

（2）3歳未満養育特例

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、子を養育する前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合、申出をすることで将来の年金額を子を養育する前の高い標準報酬月額で計算することができます。

◆手続は、「3歳未満の子を養育している期間の特例」（P 8 参照）

3〔互助会〕会費免除（変更）の申出

育児休業期間中の会費は免除されますので、育児休業の承認を受けたときは、「産前産後の休業・育児休業会費免除（変更）申請書」の育児休業に係る会費免除申請の欄に記入の上、提出してください。

★提出書類	産前産後の休業・育児休業 会費免除(変更)申請書(請)
-------	-----------------------------

4 その他給与控除等についての取り扱い

(1)〔共済組合〕貸付償還金の取り扱い

育児休業期間中は、山陰合同銀行口座（組合員本人名義）から引き落とすことにより償還するか、償還の猶予を受けるかを選択することができます。

猶予を選択した場合は、復職後、猶予を受けた月数と同期間内に①給料引きによる倍返し、②1回で返済、③2回で返済のいずれかで返済することになります。

ただし、住宅貸付けの借受人が償還猶予を選択すると、所得税の住宅借入金等特別控除制度を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。（特別控除制度は、猶予期間を除いた償還期間が10年以上ある場合が対象。）

手続き書類は、共済組合から組合員へ送付します。

(2)〔互助会〕貸付償還金

① 休業期間中の償還と猶予

育児休業その他の理由により、償還金を給与から引き去ることができない場合は、口座振替の方法により償還金を納めることになります。

互助会から口座振替依頼書を送付しますので、記入のうえ互助会へ提出してください。

◇振替機関：山陰合同銀行のみ

◇口座振替日：給与分 毎月15日

賞与分 6月30日、12月10日

＊銀行休業日の場合は翌営業日になります。

なお、育児休業の場合、共済組合等の育児休業手当金が支給されなくなったとき（通常子が1歳になったとき以降）には、支給がない最初の月から育児休業が終了した月まで貸付償還金の猶予を受けることができます。

貸付償還金の猶予を希望される方は、貸付償還猶予申出書を提出してください。

★提出書類

貸付償還猶予申出書

② 猶予された貸付償還金の返済

猶予を受けた貸付償還金は、復職後に返済していただくことになります。

（この場合、償還完了月を延長するとともに、その間の利息は徴しません。）

(3)〔互助会〕積立貯金

毎月積立・ボーナス積立については、育児休業等により給与・ボーナスから引き去ることができなくなった月から自動的に中断となりますので手続きは不要です。

ただし、復職したとき、毎月積立・ボーナス積立を再開する場合は、復活の申し込みが必要です。

★提出書類

積立貯金新規・変更・払戻し等申込書

(4)〔互助会〕積立年金保険料、団体扱保険料

育児休業その他の理由により、保険料を給与から引き去ることができない場合は、口座振替の方法により保険料を納めることになります。

互助会から口座振替依頼書を送付しますので、記入のうえ互助会へ提出してください。

◇振替機関：山陰合同銀行、島根県農業協同組合

◇口座振替日：団体扱保険料 → 毎月15日

積立年金保険料 → 給与分 毎月15日

賞与分 6月30日、12月10日

*銀行休業日の場合は翌営業日になります。

口座振替による納入について

注1. 貸付償還金及び保険料の納入を円滑に行うために、給与から控除できなくなることがわかり次第、互助会まで連絡してください。

注2. 口座振替依頼書の提出先は互助会です。金融機関ではありません。

注3. 残高不足等により口座振替できない場合は、払込用紙を送付しますので、最寄りの山陰合同銀行から納入するか、ATM等からの振込をお願いします。

なお、団体扱保険料については、当月中に保険料の納入がない場合は、団体扱いを継続できない場合がありますのでご注意ください。

2 私傷病で休職したとき

1〔共済組合〕傷病手当金・附加金

(送金日：毎月25日〔土日祝日及び金融機関休業日の場合は、前営業日〕)

組合員が公務によらない病気又は負傷により、勤務に服することができなくなり、給料の全部又は一部(注1)が支給されなくなったときは、対象期間1日につき(土日を除く)標準報酬月額を基に次のとおり支給されます。

区 分	給付日額(円未満四捨五入)	給付期間
傷病手当金	標準報酬日額(*) × 2/3	同一の傷病については、1年6か月間(注2)
傷病手当金附加金	標準報酬日額(*) × 2/3 *標準報酬月額(注3) ÷ 22日 (10円未満四捨五入)	傷病手当金の支給期間が満了した翌日以後最長6か月間 (任意継続組合員を除く)

(注1) 休業中の報酬日額 ≥ 給付日額の場合、傷病手当金は支給されません。

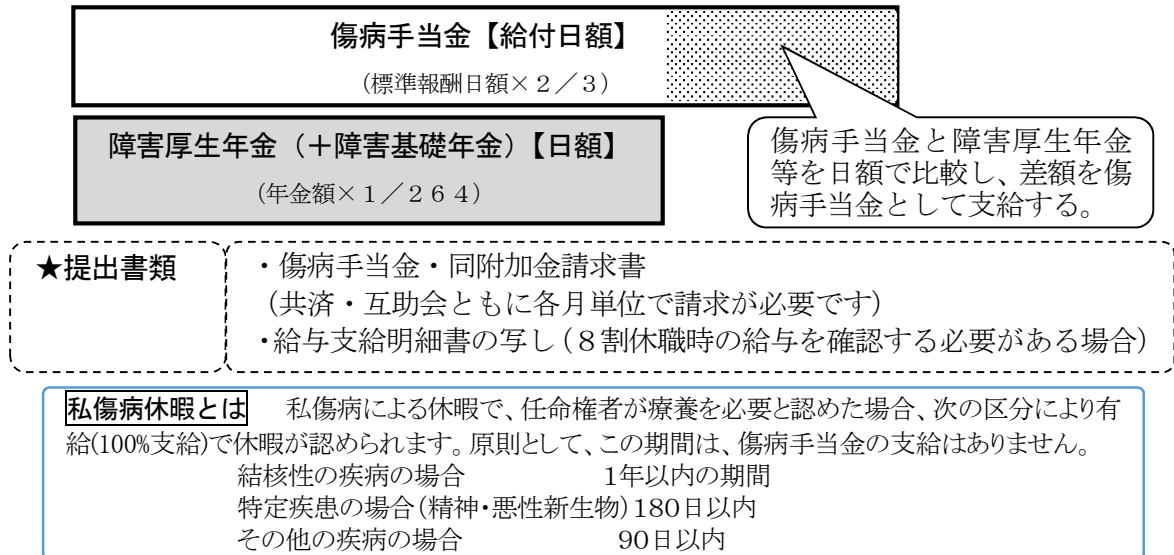
休業中の報酬日額 < 給付日額の場合、給付日額から休業中の報酬日額を控除した額が支給されます。(ただし、一度支給が始まると、支給を開始した日を起算日として給付期間が始まり、給付期間の途中で報酬日額が給付日額を上回っても、給付期間は進みます。)

(注2) 結核性の病気の場合3年間。なお、「同一の傷病」とは、一回の病気又は負傷であって治癒するまでをいい、傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病であれば同一傷病となります。

(注3) 傷病手当金における標準報酬月額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の連続した12か月間の各月の標準報酬月額の平均額となります。

年金との調整

同一の傷病について障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合は、傷病手当金等の支給額が調整されます。また、傷病手当金を受給した期間に対して、障害厚生年金を遡って受給できることとなった場合も、傷病手当金の過払い分をお返しいただくこととなります。



資格喪失後の給付

1年以上組合員であった方が傷病手当金を支給されたまま退職(有給休暇・休職中に退職した場合を含む)した場合、ご退職後の残っている給付期間に当該傷病状態が継続していれば、その間は継続して支給されますが、他の共済組合及び健康保険の組合員・被扶養者になった場合並びに勤務できる状態にありながら勤務していない場合は支給されません(退職・老齢を事由とする年金がある場合も調整の対象になります)。なお、傷病手当金附加金は、資格喪失の日以後の支給はありません。

〔注意点〕傷病手当金は、健康保険上の被扶養者の収入に含まれるため、その請求期間中はご家族の被扶養者にはなれないことがありますので、退職後の医療保険制度について選択される際は、十分ご注意ください。

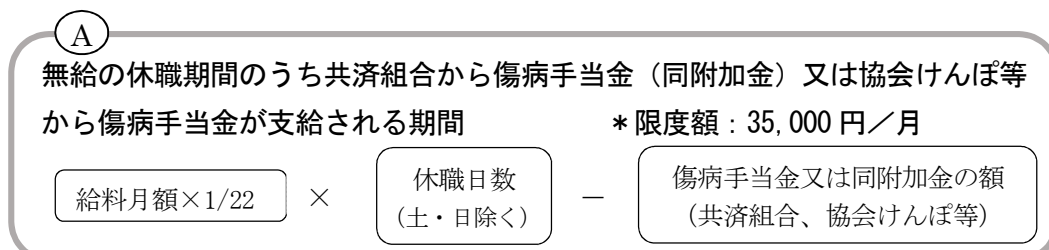
2〔互助会〕無給休職手当金

(**送金** 毎月20日締切⇒翌月25日送金 傷病手当金(同附加金)の額が確定していない場合は、翌月以降の送金になります。)

現職会員が公務によらない病気又は負傷によって勤務に服することができなくなり給料が支給されないとき(無給休職期間)に、表のA又はBの額が支給されます。

共済組合等から傷病手当金等の支給がある場合は、調整されます。

【支給額(1か月あたり)】



B

無給の休職期間のうち、共済組合から傷病手当金（同附加金）又は協会けんぽ等から傷病手当金が支給されない期間

最後に受けた傷病手当金又は同附加金の
1日当たりの額（共済組合、協会けんぽ等）

×

休職日数
（土・日除く）

★提出書類

無給休職手当金請求書

◎請求権の
消滅時効

事実発生の翌日から3年

3 掛金・その他給与控除等の取り扱い

（１）〔共済組合〕掛金

傷病手当金から控除します。（傷病手当金の支給終了等のため控除できない場合は、山陰合同銀行口座（組合員本人名義）からの引き落とし又は共済組合から送付する振込依頼書により納付していただきます。）

（２）〔共済組合〕貸付償還金

山陰合同銀行口座（組合員本人名義）からの引き落とし、傷病手当金からの控除による償還又は償還猶予のいずれかの方法を選択することができます。

猶予を選択した場合は、復職後、猶予を受けた月数と同期間内に①給料引きによる倍返し、②1回で返済、③2回で返済のいずれかで返済することになります。

住宅貸付けの借受人が償還猶予を選択すると、所得税の住宅借入金等特別控除制度を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。（特別控除制度は、猶予期間を除いた償還期間が10年以上ある場合が対象。）手続き書類は、共済組合から組合員へ送付します。

「債務返済支援保険」制度にご加入ですか？

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付けまたは教育貸付けの借受人を対象に、病気やケガで長期休職した際に最長3年間、毎月の償還金相当額が保険金として支払われる制度です。

この制度は、貸付け申込み時に任意で加入し、保険金請求等の手続きは借受人が直接保険会社等へ行うこととなっています。

ついては、この制度に加入しておられるにもかかわらず、まだ請求をなさっていない場合には下記の窓口へご連絡頂きますようお願いいたします。

なお、「団信制度適用申込の手引き」に掲載の免責事項等に該当した場合には、保険金が支払われない場合があります。

詳しくは、保険会社へお問合せください。

連絡先：債務返済支援保険 保険金相談センター
電話（0120）614-191
＊照会受付時間 月～金（祝日を除く）10時～16時

（３）〔互助会〕会費・その他互助会給与控除について

無給休職手当金が支給される期間は、会費の免除を受けることができます。（手続き不要）

その他の互助会給与控除については、P33「その他給与控除等についての取り扱い」を参照してください。

3 介護休暇・欠勤をしたとき

1 〔共済組合〕介護休暇を取得したとき

介護休暇とは

家族の介護をしなければならなくなった場合に、3回を超えず、かつ通算して6月を越えない範囲内で指定する期間内で与えられる休暇です。

介護休業手当金（送金日：毎月25日）

組合員が要介護家族を介護するため介護休業（休暇）を取得した場合、介護休業期間中1日につき、（土・日曜日・祝日、12月29日から1月3日及び時間単位で介護休暇を取得した日を除く。）標準報酬日額に100分の67を乗じて得た額が支給されます。

（給付日額の上限額：平成30年8月から 15,075円）

支給期間は、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間です。

ただし、支給期間にかかる給料の全部又は一部（特に教職調整額）を受ける場合、手当金の支給額は調整されます。

★提出書類

- ・介護休業手当金請求書
- ・給与支給明細書の写し

2 〔共済組合〕欠勤をしたとき

休業手当金（送金日：毎月25日）

組合員が次の要件に該当する場合で、一時的に欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき、その期間1日につき（土日を除く）標準報酬日額の50%が支給されます。

ただし、支給期間にかかる給料の全部又は一部を受ける場合、手当金の支給額は調整されます。

★提出書類

- ・休業手当金請求書
- ・給与支給明細書の写し
- ・出勤簿の写し（欠勤日を確認するため）

休業手当金の支給要件

要 件	支給期間
① 被扶養者の病気又は負傷	全期間
② 被扶養者でない配偶者又は一親等の親族（父母、子。子の配偶者は除く）の病気又は負傷	14日
③ 組合員の配偶者の出産	14日
④ 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日
⑤ 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは、一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭	7日
⑥ 学校教育法第54条又は第84条の規定による通信教育の面接授業	所属所長が欠勤を認めた期間

3 〔互助会〕介護手当金

（**送金** 毎月20日締切⇒翌月25日送金 介護休業手当金等の額が確定していない場合は、翌月以降の送金になります。）

介護休暇又は介護欠勤により給料の全部又は一部が支給されないとき支給されます。
教職調整額や共済組合等から介護休業手当金等の支給がある場合は、調整されます。

【支給額（1か月あたり）】

$$\underbrace{\left(\text{給料月額} \times \frac{1}{22} \right) \times \frac{60}{100} \times \left(\text{介護休暇・介護欠勤日数} \right.}_{\text{A}} \left. \left(\text{土・日曜日、祝日除く} \right) \right) - \underbrace{\left(\begin{array}{l} \text{・教職調整額の額} \\ \text{・介護休業手当金の額} \\ \text{・休業手当金の額} \\ \text{・介護休業給付金の額} \\ \text{（共済組合、雇用保険）} \end{array} \right)}_{\text{B}}$$

*A≤B となる場合は、互助会から介護手当金は支給されません。（P38 表1中※2）

★提出書類	介護手当金請求書
◎請求権の消滅時効	事実発生日の翌日から3年

4 その他給与控除等についての取り扱い

（1）〔共済組合〕貸付償還金

介護休暇期間中（介護欠勤は不可）は、償還猶予を受けることができます。

猶予を受けた場合は、介護休暇終了後に猶予を受けた月数と同期間内に給料引きによる倍返しで返済して頂くことになります。猶予をご希望される場合は、共済組合までご連絡ください。

（2）〔互助会〕会費（掛金）、その他互助会給与控除について

介護手当金が支給される期間は、会費の免除を受けることができます。手続きは不要ですが、一旦徴収したものをまとめて後日返金することになります。

共済組合・互助会 介護休暇、欠勤時取扱い一覧

1. 介護休暇・欠勤時の共済組合及び互助会からの給付金

	サービスの区分	給 付		
		共 済 組 合		互 助 会
		介護休業手当金 標準報酬日額 ×67/100	休業手当金 標準報酬日額 ×50/100	介護手当金 給料日額 ×60/100
2週間以内	介護欠勤		支給（※3）	支給（※2）
2週間以上6か月以内	介護休暇	支給（※1）		支給（※2）
次の3カ月以内	介護欠勤		支給（※3）	支給（※2）
連続する3年間以内	介護時間			

※1 支給期間は、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間。

※2 給料の一部、共済組合の介護休業手当金又は休業手当金と調整されます。(共済組合の介護休業手当金又は休業手当金の額が、互助会の介護手当金の額を上回る場合は、互助会の介護手当金は支給されません。)

※3 支給期間は、要介護者が被扶養者でない場合、14日以内のうち欠勤した期間となります。

2. 手当金が支給される要介護者の範囲

	共 済 組 合		互 助 会
	介護休業手当金 (休暇)	休業手当金 (欠勤)	介護手当金 (休暇及び欠勤)
要 介 護 者	1 組合員の配偶者	1 組合員の被扶養者	1 配偶者
	2 組合員の父母	2 組合員の配偶者で被扶養者でない者	2 父母
	3 組合員の子	3 組合員の一親等の親族(子の配偶者を除く)で被扶養者でない者	3 子
	4 組合員の配偶者の父母		4 配偶者の父母
	5 祖父母		5 祖父母、配偶者の祖父母
	6 兄弟姉妹		6 兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹
	7 孫		7 孫
	8 同居している次の者 父母の配偶者 配偶者の父母の配偶者 子の配偶者 配偶者の子		8 同居している次の者 父母の配偶者 配偶者の父母の配偶者 子の配偶者 配偶者の子

4 大学院修学休業・自己啓発等休業又は配偶者同行休業で無給となったとき

1 共済組合 掛金・貸付償還金

(1) 掛金

休業中は、山陰合同銀行口座（組合員本人名義）からの引き落とし又は共済組合から送付する振込依頼書により納付していただきます。（海外へ移住する場合は、口座引き落としのみとなります。）

(2) 貸付償還金

休業中は、山陰合同銀行口座（組合員本人名義）からの引き落とし又は振込依頼書による振込みにより償還していただきます。

なお、配偶者同行休業者については、償還を猶予する制度もあります。（3年を限度とする。）猶予を希望される場合は、共済組合まで連絡ください。

2 互助会 会費・その他給与控除等

(1) 会費（掛金）

大学院修学休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業により無給となった場合、会費（掛金）の免除を受けることができます。

★提出書類

大学院修学・自己啓発等休業・配偶者同行休業 会費免除
(変更) 申請書

(2) その他互助会給与控除について

P 3 3 「その他給与控除等についての取り扱い」を参照してください。

勤務を休んだときの掛金等 給与控除について（一覧）

	共済組合		互助会				
	掛金	貸付 償還金	掛金	貸付 償還金	積立 貯金	積立 年金	団体扱 保険料
産前産後 休暇	免除 手続は P24 参照	給与控除	免除 手続は P25 参照	給与控除	給与控除	給与 控除	給与 控除
育児休業	免除 (子が3歳に達す る日まで) 手続は P32 参照	償還 (口座振替) or 償還猶予	免除 手続は P32 参照	口座振替 ※育休手当が でなくなつて から猶予可能 手続は P33 参照	中断 手続不要	口座 振替	口座 振替
育児部分 休業 ・ 育児短時 間勤務	給与控除 育児休業終了 時改定や3歳 未満養育特例 の手続は P8 ～9 参照	給与控除	給与控除	給与控除	給与控除	給与 控除	給与 控除
私傷病 休職 (主に無給 の場合)	傷病手当金 から控除	償還 口座振替 or 傷病手当金 から控除 or 償還猶予 P36 参照	免除 手続不要	口座振替	中断 手続不要	口座 振替	口座 振替
大学院修 学休業 ・ 自己啓発 等休業 ・ 配偶者同 行休業	口座振替 or 振込依頼書に よる納付	口座振替 or 振込依頼書に よる納付配偶 (者同行休業は 猶予も可)	免除 手続は P39 参照	口座振替	中断 手続不要	口座 振替	口座 振替
介護休暇 ・ 介護欠勤		介護休暇に限り償還猶予も できます。	免除 手続不要 ※まとめて 返還				
備 考					積立再開 する場 合は手 続きが 必要		

7 資金を必要とするとき

資金が必要なときは、共済組合と互助会から貸付けを受けることができます。

共済組合の貸付けの種類には、一般・特別・住宅・住宅災害・介護構造・教育・災害・医療・結婚・葬祭・高額医療・出産があり、互助会では一般貸付と住宅つなぎ貸付があります。

1 〔共済組合〕貸付け事業

貸付金の申込金額は10万円単位で、返済は給与からの引き去りで行います。(申込金額が100万円以上の場合は、申込金額の2分の1以内の50万円単位でボーナス併用償還も利用できます。)

退職時に未償還金がある場合は、退職手当から控除して返済することになりますので、申込時の償還回数について、退職までに完済するように設定する必要はありません。

共済組合の貸付けは、抵当権等の設定や保証人、担保調査手数料や印紙代は不要です。

繰上返済は10万円以上から何回でもでき、手数料はかかりません。

育児休業や私傷病休職期間中でも貸付けの申込みができます。

育児休業、介護休暇、私傷病無給休職、配偶者同行休業、住宅または敷地を被災した場合は、償還猶予制度も利用できます。

(1) 申込みの資格と制限

申込みの資格		公立学校共済組合員となつてから「6月以上」経過している者 なお、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員から引き続いて当支部の組合員となつた場合は、組合員期間を通算													
貸付けの制限	資格制限	① 公立学校共済組合員となつてから「6月以上」経過していない者 ② 現に給与の差押さえを受けている者 ③ 懲戒により給料が支給停止になっている者 ④ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く） ⑤ 破産又は民事再生手続きの申立てから破産手続き開始又は再生計画認可決定までの間、又は決定後10年を経過していない者													
	その他の制限	① 1回あたりの償還額の制限 必要に応じて複数の貸付けを受けることが可能であるが、個々の貸付けの償還額の合算額は次の範囲内 ・毎月償還の合算額は、給料月額（※）の3/10以内 ・ボーナス償還の合算額は、給料月額（※）の6/10以内 ② 償還年額の限度制限 償還年額の合算額は、給料月額（※）×4.8以下であること <table><tr><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>合計額</td><td rowspan="2">≤</td><td rowspan="2">給料月額 ×4.8</td></tr><tr><td>当共済組合の全借入金毎月償還合算額（年額）</td><td>当共済組合の全借入金ボーナス償還合算額（年額）</td><td>当共済組合以外の全借入金毎月・ボーナス償還合算額（年額）</td><td>A+B+C</td></tr></table> ③ 一般貸付けの借替え制限 前回の貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間 ④ 未償還元金の合計額の制限 住宅・住宅災害・介護構造貸付けを除く全ての貸付け未償還元金の総額と新たに借受ける貸付けの申込額の合計額が、700万円以下であること					A	B	C	合計額	≤	給料月額 ×4.8	当共済組合の全借入金毎月償還合算額（年額）	当共済組合の全借入金ボーナス償還合算額（年額）	当共済組合以外の全借入金毎月・ボーナス償還合算額（年額）
A	B	C	合計額	≤	給料月額 ×4.8										
当共済組合の全借入金毎月償還合算額（年額）	当共済組合の全借入金ボーナス償還合算額（年額）	当共済組合以外の全借入金毎月・ボーナス償還合算額（年額）	A+B+C												
未成年者への貸付け		法定代理人（親権者等）から貸借契約に係る同意書の提出が必要													

※現に発令されている給料(教職調整額及び給料の調整額を含み、給料カット後の額)をいいます。

(2) 貸付申込みから償還完了まで

申込み締切日	毎月25日 (申込書類必着)	その日が休日の場合は、その前日 重大な不備の場合は翌月申込み扱い
貸付決定通知	翌月10日頃	「貸付決定通知書」「償還表」「貸付借用証書(記入、 押印のうえ返送すること)」を送付(所属所を経由)
貸付日(送金日)	翌月15日午後	貸付日が休業日の場合は、前営業日
送金先	貸付申込書に記載の口座(組合員名義の口座のみ) ※ 給付金等受領口座以外の口座へ送金する場合は、口座の確認できる通帳の 写しを提出してください。	
返済の開始	(原則)送金日のある月の翌月	災害等により損害を受けたり、休業により給料がなくな った場合などに償還猶予の制度があります。
完了	借用証書の返却	

(3) 貸付金の利率(平成31年4月1日現在) ※共済組合は変動金利です。

貸付種類	現在の利率	うち保険料 充当金率
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	1.32(0.1100)	0.06(0.005)
住宅災害・災害貸付け	0.99(0.0825)	0.06(0.005)
介護構造部分に係る貸付け	1.06(0.0883)	0.06(0.005)
激甚災害(指定のもの)で罹災したことに伴う住宅災害貸付け	0.99(0.0825)	0.06(0.005)
高額医療貸付け・出産貸付け	無利息	

※1 ()内は月利

※2 利率が変動した場合は、新規の貸付金だけでなく、現在償還中の貸付金にも変動後の利率が適用されます。

※3 平成19年3月以前の新規貸付け及び借替えに係る利率については、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含まない率が適用されています。

(4) 借り換え

既に貸付けを受けている方が、更に同種の貸付けを希望する場合、申込額から既借受中の未償還元金及び利息を差し引いた額が送金額となります。

(5) 貸付金の種類と限度額、償還回数、提出書類

原則として、貸付対象用途(例:車の購入代金)の支払後の申込みはできませんが、一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払後1ヶ月以内に申込みをした場合に限り貸付の対象となります。

申込書類及び記入例は、公立学校共済組合島根支部のホームページからダウンロードしてください。(教育機関及び県立学校については、総務事務システムからもダウンロードできます。)また、公立学校共済組合本部のホームページ(<http://www.kouritu.or.jp>)では、貸付金や償還金に関するシミュレーションができます。

なお、各貸付けの詳細は43～49ページをご参照ください。



一般貸付け

組合員が臨時に資金を必要とする場合 (生活費や借金返済は不可) (前回の貸付けから2年間は借替え不可)	貸付限度額	償還回数	現行利率
	200万円	120回以内	1.32%
提出書類 (①～⑥)	①貸付申込書(一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用):様式第1号(1) ②貸付事業における個人情報に関する同意書:様式第22号 ③借入状況等申告書:様式第23号 ④給料月額の確認できる書類(給与明細などの写し) ⑤貸付金額(借替えの場合は送金額)が100万円以上の場合には、必要額の確認できる書類(契約書、請求書の写しなど) *申込金額(借替えの場合は送金額)は、これらの書類で確認できる額の範囲内である必要があります。 ⑥給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		
その他	住宅建築等の資金のために利用し、償還回数が120回(10年)の場合は、所得税の住宅ローン控除の対象となる場合があります。(詳細は税務署へご確認ください。)		

特別貸付け

再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合 (残任期月数とは、貸付を受けた月の翌月から任期の終了月までのことです。)	貸付限度額	償還回数	現行利率
	給料月額×3/10× 残任期月数 (上限200万円)	残任期 月数以内	1.32%
提出書類	一般貸付けと同じ		

住宅貸付け



組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、借入れ、または住宅の敷地の購入、借入れ、補修(以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合 (他の金融機関の住宅ローンを返済するための貸付けはできません。)	貸付限度額	償還回数	現行利率
	組合員期間に応じた額〔P44別表1〕と 仮定退職手当の額〔別表2〕のいずれか高い額 (上限1,800万円)	360回以内	1.32%
提出書類 (①～⑨)	①貸付申込書(住宅・住宅災害用):様式第1号(2)の1、2 ②貸付事業における個人情報に関する同意書:様式第22号 ③借入状況等申告書:様式第23号 ④給料月額の確認できる書類(給与明細などの写し) ⑤P44～45〔別表3〕に記載の添付書類 ⑥団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書(希望者のみ。所属所から入手。) ⑦購入する土地または住宅を建築する土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し ⑧住宅の増改築、修理の場合で、当該物件が組合員名義でない場合は組合員が居住することを証する書類(マイナンバーの記載のない住民票の写しなど) ⑨給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		
その他	後述の介護構造部分に係る貸付け(上限300万円、利率1.06%)も併用できます。 <u>所得税の住宅ローン控除は、償還回数120回(10年)以上が対象です。</u> <u>(詳細は税務署へご確認ください。)</u> 住宅や土地について、償還が完了する前に他人に貸し付けたり譲渡したり価値を明らかに減少させる行為をすることは規程違反となり、即時償還となりますのでご注意ください。		

※ 住宅貸付けの貸付け限度額

下記の〔別表１〕、〔別表２〕のうちいずれか高い額（上限１,８００万円）

〔別表１〕 組合員期間に応じた額（年数は満年数で１年未満は切り捨てます。）

組合員期間	貸付限度額
６月以上～ ３年未満	給料月額×１０月
３年以上～ ５年未満	給料月額×１５月
５年以上～ １０年未満	給料月額×２５月
１０年以上～ ２０年未満	給料月額×３５月
２０年以上	給料月額×４５月

〔別表２〕 仮定退職手当の額

給料月額（給料月額、教職調整額及び給料の調整額の合計）×支給率

勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率
1	0.522	11	7.7256	21	22.185	31	37.149
2	1.044	12	8.4912	22	23.925	32	38.193
3	1.566	13	9.2568	23	25.665	33	39.237
4	2.088	14	10.0224	24	27.405	34	40.281
5	2.61	15	10.788	25	29.145	35	41.325
6	3.132	16	13.3893	26	30.537	36	42.369
7	3.654	17	14.6421	27	31.929	37	43.413
8	4.176	18	15.8949	28	33.321	38	44.457
9	4.698	19	17.1477	29	34.713	39	45.501
10	5.22	20	20.445	30	36.105	40	46.545

〔別表３〕

申 込 事 由		添 付 書 類
(マンション等中高層共同住宅を含む) 土地付住宅	新 築 購 入 (建築中のものを含む。)	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図
	中 古 購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 住宅の登記事項証明書の原本 ④ 住宅の平面図
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が１５０万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 敷地の登記事項証明書の原本 （名義人が申込人以外の場合は「敷地の名義人の工事承諾書」も必要となります。） ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	増築、改築、移築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 敷地の登記事項証明書の原本（名義人が申込人以外の場合は敷地の名義人の工事承諾書も必要です。） ③ 住宅の登記事項証明書の原本（名義人が申込人以外の場合は住宅の名義人の工事承諾書も必要です。） ④ 確認済証の写し ⑤ 住宅の平面図
	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本（名義人が申込人以外の場合は敷地の名義人の工事承諾書も必要です。） ③ 住宅の登記事項証明書の原本（新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し） ④ 住宅の平面図
	修 理	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 住宅の登記事項証明書の原本（名義人が申込人以外の場合は住宅の名義人の工事承諾書も必要です。） ③ 修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅の平面図
敷 地	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 補修箇所の図面又は写真 ③ 敷地の登記事項証明書の原本（名義人が申込人以外の場合は敷地の名義人の工事承諾書も必要です。） ④ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。）

住 宅 災 害 貸 付 け

組合員が自己の用に供している住宅または敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上またはこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合		貸付限度額	償還回数	現行利率
		住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額（上限1,900万円）	360回以内	0.99%
提出書類 (①～⑩)	前述の住宅貸付の書類（①～⑨） ⑩り災証明書			
その他	後述の介護構造部分に係る貸付け（上限300万円、利率1.06%）も併用できます。			

介護構造部分に係る貸付け

組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合 (床の段差の解消、手すりの設置など)	貸付限度額	償還回数	現行利率
	300 万円	360 回以内	1.06%
提出書類 (①～⑫)	住宅貸付けの書類 (①～⑨) ⑩在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書：様式第 17 号 (共済組合へ請求) ⑪該当箇所の分かる住宅の平面図等 ⑫工事費用見積書またはこれに相当する書類		
その他	前述の住宅貸付け、住宅災害貸付けと併用できます。併用する場合は、⑤の書類は住宅貸付け等に添付した書類の写しで結構です。		



教育貸付け

組合員、被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹が学校教育法の高等学校、大学（大学院を含む。）高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限 1 年以上）、もしくは外国の教育機関（修業年限 1 年以上）に入学または修学するため資金を必要とする場合	貸付限度額	償還回数	現行利率
	550 万円	250 回以内	1.32%
提出書類 (①～⑧)	①貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用）：様式第 1 号（1） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第 22 号 ③借入状況等申告書：様式第 23 号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤入学または修学の事実を確認できる書類（合格通知書、入学証明書、在学証明書） ⑥必要額の確認できる書類（入学金、授業料の年額及び納付期限がわかる書類、その他諸経費の請求書の写しなど） <u>※書類が複数になる場合、一覧表等を作成し、合計額が分かるようにしてください。</u> <u>* 申込金額(借替えの場合は送金額)は、これらの書類で確認できる額の範囲内である必要があります。</u> ⑦団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書（希望者のみ。所属所から入手。） ⑧給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		
その他	貸付日から概ね 1 年以内に必要となる金額が貸付の対象です。（4 年分の学費等を一括で申込みすることはできません。） 貸付の対象例：入学金、授業料、寄付金、諸経費、アパートの敷金・礼金、家賃、家具・家電の購入費、制服や教材の購入費、入学のための旅費・交通費（入学試験料を除く）、通学のための交通費（通学定期）、他の教育ローンからの借換え		

災害貸付け

組合員またはその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合で、 <u>り災後 3 ヶ月以内に申込みをしたもの</u>	貸付限度額	償還回数	現行利率
	200 万円	120 回以内	0.99%
提出書類 (①～⑥)	①貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用）：様式第 1 号（1） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第 22 号 ③借入状況等申告書：様式第 23 号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤り災証明書（り災後 3 ヶ月以内に証明されたもの） ⑥給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		

特定住宅災害貸付け

理事長が指定する「特定激甚災害」により住宅等が損害を受けたため資金を必要とする場合		貸付限度額 住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額 (上限 1,900 万円)	償還回数 360 回以内	現行利率 0.99%
提出書類 (①～⑪)	①貸付申込書（特定住宅災害用）（共済組合貸付担当までご請求ください） 住宅貸付けの書類（②～⑨） ⑩償還猶予を同時に希望する場合は特定住宅災害貸付け及び特定の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書（猶予等申出書） ⑪り災証明書			
その他	3年以内に限り元金の返済の猶予が可能です。猶予期間中の利率は 0.78%となります。			

特定の既住宅貸付け等

既に住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けている組合員で、その対象となった住宅等が「特定激甚災害」により5分の1以上またはこれと同程度の損害を受けた場合に申出すると現在借りている住宅貸付けに係る貸付利率の低減の適用を受けることができます。		住宅貸付について申出をした場合の利率 1.06%	住宅災害貸付について申し出をした場合の利率 0.99% (住宅災害貸付と同率です)
提出書類 (①～②)	①特定住宅災害貸付け及び特定の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書（猶予等申出書） ②り災証明書		
その他	災害により新たに資金が必要となった場合には、特定の既住宅貸付け等と併せて、上記の特定住宅災害貸付けを受けることが可能です。		

医療貸付け



組合員、被扶養者または被扶養者でない配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療（高額療養費の対象となる療養を除く。）を受けるため資金を必要とする場合		貸付限度額 120 万円	償還回数 110 回以内	現行利率 1.32%
提出書類 (①～⑥)	①貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用）：様式第1号（1） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第22号 ③借入状況等申告書：様式第23号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤医療費を要する事実を証明することのできる書類（医師の診断書等） ⑥給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し			

結 婚 貸 付 け



組合員または子が結婚をするための資金を必要とする場合	貸付限度額	償還回数	現行利率
	200 万円	120 回 以内	1.32%
提出書類 (①～⑦)	①貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用）：様式第 1 号（1） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第 2 2 号 ③借入状況等申告書：様式第 2 3 号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤結婚する（した）事実を証明する書類（式場の契約書、戸籍抄本等） ⑥必要額が確認できる書類（式場の請求書等） ＊申込金額（借替えの場合は送金額）は、これらの書類で確認できる額の範囲内である必要があります。 ⑦給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		
その他	請求書が両家宛てで作成されている場合は、後日、組合員が実際に支払った金額を確認するため、領収書の写しを提出して頂きます。		

葬 祭 貸 付 け



組合員が被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、 <u>兄弟姉妹</u> もしくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合	貸付限度額	償還回数	現行利率
	200 万円	120 回 以内	1.32%
提出書類 (①～⑦)	①貸付申込書（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け用）：様式第 1 号（1） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第 2 2 号 ③借入状況等申告書：様式第 2 3 号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類（戸籍抄本等） ⑥葬儀や法事等を行う場合は、その事実と必要額を明らかにする書類 墓地の取得等を行う場合は、購入費用及び購入日を確認できる書類 （※仏壇購入費用は貸付の対象ではありません。） ＊申込金額（借替えの場合は送金額）は、これらの書類で確認できる額の範囲内である必要があります。 ⑦給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		

高 額 医 療 貸 付 け

組合員、再任用組合員または任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	貸付限度額	償還回数	現行利率
	高額療養費 相当額	高額療養費 支給時に一括して控除	無利息
提出書類 (①～⑥)	①高額医療貸付申込書（共済組合へ請求） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第 2 2 号 ③借入状況等申告書：様式第 2 3 号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤医療機関等が発行する請求書の写し ⑥給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		

出 産 貸 付 け

組合員、再任用組合員等または任意継続組合員が出産費または家族出産費の支給となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	貸付限度額 出産費または家族出産費相当額	償還回数 出産費または家族出産費支給時に一括して控除	現行利率 無利息
提出書類 (①～⑦)	①出産貸付申込書（共済組合へ請求） ②貸付事業における個人情報に関する同意書：様式第22号 ③借入状況等申告書：様式第23号 ④給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し） ⑤母子健康手帳の写し（表紙部分） ⑥出産予定日まで2ヶ月以内の場合または妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類（妊娠4ヶ月以上の場合は、別に医療機関等からの請求書の写しを添付） ⑦給付金等受領口座以外へ送金する場合は、その口座番号が確認できる通帳の写し		

（６）繰上償還（手数料無料）

繰上償還申出月の給料等から、その月の償還金を控除し、その残金が繰上償還の対象となります。

申込書類及び記入例は、公立学校共済組合島根支部のホームページからダウンロードしてください。（教育機関及び県立学校については、職員ポータルからもダウンロードできます。）

また、公立学校共済組合本部のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp>）では、貸付金や償還金に関するシミュレーションができます。

【１】一部繰上償還

年度末に退職予定の方は、退職手当から貸付未償還金を控除しますので、3月の繰上償還はできません。

必 要 書 類	①一部繰上償還申出書（様式第1号） ②給料月額の確認できる書類（給与明細などの写し）	
申込み締切日	繰上償還を希望する月の前月末日	
償 還 期 限 (振込期限)	毎月15日（休業日の場合は前営業日）（期限厳守） （共済組合から月初に振込依頼書を送付します。）	
償 還 金 額	現在の償還方法	償還金額
	① 毎月償還のみの場合	10万円以上1円単位
償 還 金 額	現在の償還方法	償還金額
	② ボーナス併用償還をしている場合	20万円以上1円単位 ※償還金額の2分の1以上をボーナス償還に充当すること。 ※ボーナス分の未償還元金の全額を償還することも可。 ※未償還元金にボーナス分の経過利息を加算した金額が償還金額となる。

〔2〕全額繰上償還

12月に全額繰上償還をされると、年末残高がなくなり、所得税の住宅ローン控除の対象ではなくなりますのでご注意ください。

年度末に退職予定の方は、退職手当から貸付未償還金を控除しますので、3月の繰上償還はできません。

必 要 書 類	全額繰上償還申出書（様式第2号）
申込み締切日	繰上償還を希望する月の前月末日 （他の金融機関へ借替える場合は、早めにお申し込みください。）
償 還 期 限 （振込期限）	毎月15日（休業日の場合は前営業日）（期限厳守） （共済組合から月初に振込依頼書を送付します。）
償 還 金 額	ボーナス併用償還をしている場合は、未償還元金にボーナス分の経過利息を加算した金額が償還金額となります。
団体信用生命 保険	住宅貸付け、教育貸付けなどで団体信用生命保険へ加入している場合は、共済組合が手続きを行い、3～4ヶ月後に未経過期間の保険料が返金されますので、保険料引落とし口座は解約しないでください。

〔3〕償還方法

申出書の提出を受けた後、共済組合から月初に送付する振込依頼書により毎月15日（休業日の場合は前営業日）までに納付してください。

（7）団体信用生命保険制度（団信制度）について

団信制度とは、共済組合の住宅・介護構造・住宅災害・教育貸付けを借受けた際に任意で加入し、貸付金の返済中に組合員の方に万一のことがあった場合や「一定の障害状態」（年金にかかる障害の程度が1級になった状態など）になった場合には、保険金によって貸付金残高が返済される制度です。

障害年金の1級に認定された方が団信制度に加入されている場合は、共済組合までご連絡をお願いします。

（8）債務返済支援保険・・・団体信用生命保険制度と同時に加入する制度です

病気やけがで長期間休職した際に、最長3年間、毎月の償還金相当額を保険金として受け取る制度です。

保険金請求については加入者ご自身が保険会社へ連絡し、請求手続きを行う必要があります。

（請求先）債務返済支援保険 保険金相談センター 0120-614-191（フリーダイヤル）

（照会受付時間 月～金（祝日を除く）10時～16時）

2〔互助会〕一般貸付・住宅貸付（つなぎ融資）

（１）一般貸付

会員が臨時（貸付事由は問わない）に資金を必要とする場合に貸し付けします。

★提出書類 貸付申込書、借用証書

〔1〕概 要

事 項	内 容・手 続 き 等										
貸 付 限 度 額	300万円（10万円単位で貸付） (注)1人1件のみ。100万円借入後に追加で50万円借りる場合は、「借替」となります。（「借替」の欄参照）										
利 率	年利1.6%（平成31年4月1日現在） ※国が提示する特例基準割合に応じて変更する可能性があります。										
申 込 方 法	所定の「貸付申込書」、「借用証書」に必要事項を記入・押印し、 <u>収入印紙</u> （収入証紙ではありませんのでご注意ください）を貼付して提出してください。 〔申込みにあたっての注意〕 ・申込人名は必ず自書してください。 ・様式は必ず最新のものをダウンロードしてご利用ください。 ＜貸付金額ごとの収入印紙の代金＞ <table><tr><td>貸付金額</td><td>10万円</td><td>20万円～ 50万円</td><td>60万円～ 100万円</td><td>110万円～ 300万円</td></tr><tr><td>収入印紙</td><td>200円</td><td>400円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td></tr></table>	貸付金額	10万円	20万円～ 50万円	60万円～ 100万円	110万円～ 300万円	収入印紙	200円	400円	1,000円	2,000円
貸付金額	10万円	20万円～ 50万円	60万円～ 100万円	110万円～ 300万円							
収入印紙	200円	400円	1,000円	2,000円							
貸 付 申 込 及 び 貸付金送金日	月2回 ① 前月末日申込締切 → 10日貸付金送金 ② 当月15日申込締切 → 25日貸付金送金 注1.) 6月、11月及び12月は、10日送金のみとなります。 土日祝日に該当する場合、締切日は前営業日に、送金日は翌営業日になります。 注2.) 申込書受理後には互助会より「受理書」を送付します。 来ない場合は、お手数ですが互助会までご一報ください。										
送 金 先	給付金等受領口座										
償 還 方 法	◆給料・ボーナスから引き去ります。 償還金額が試算できる EXCEL データが互助会ホームページにあります。 <u>会員専用サイト</u> → <u>互助会の事業</u> → <u>現職会員向け事業</u> → <u>一般貸付</u> →貸付償還表 データをダウンロードしてご利用ください。 ① 毎月元利均等額償還で、毎月償還の回数は120回（10年）の範囲内で借受人が希望する償還回数とします。 ② ボーナス併用償還もできます。 ボーナス償還金額 申込金額の2分の1以下で1万円単位 ボーナス償還回数 毎月償還回数の6分の1以下 ※育児休業等により給料・ボーナスから控除できない場合の取扱いについてはP33を参照してください。 ◆繰上償還（一部・全額）も可能です。（53ページ参照） ◆退職時に未償還金がある場合は、退職手当から引き去ります。 （不足する場合は不足分をお振り込みいただきます）										

〔2〕 借替えについて

★提出書類

貸付申込書、借用証書

貸付を受けている借受人が更に資金を必要とするときは、貸付限度額（３００万円）の範囲内で申込金額から未償還元利金を差し引いた額を追加で借りることができます。

申込方法及び締め切り等は新規貸付と同様です。申込書に現在借りている貸付の番号及び残高の記入が必要になります。ご不明な場合は事務局までお問合せください。

借り替えの時期及び回数等に制限はありません。

＜例＞２００万円貸付残高がある場合で、追加で５０万円必要な場合

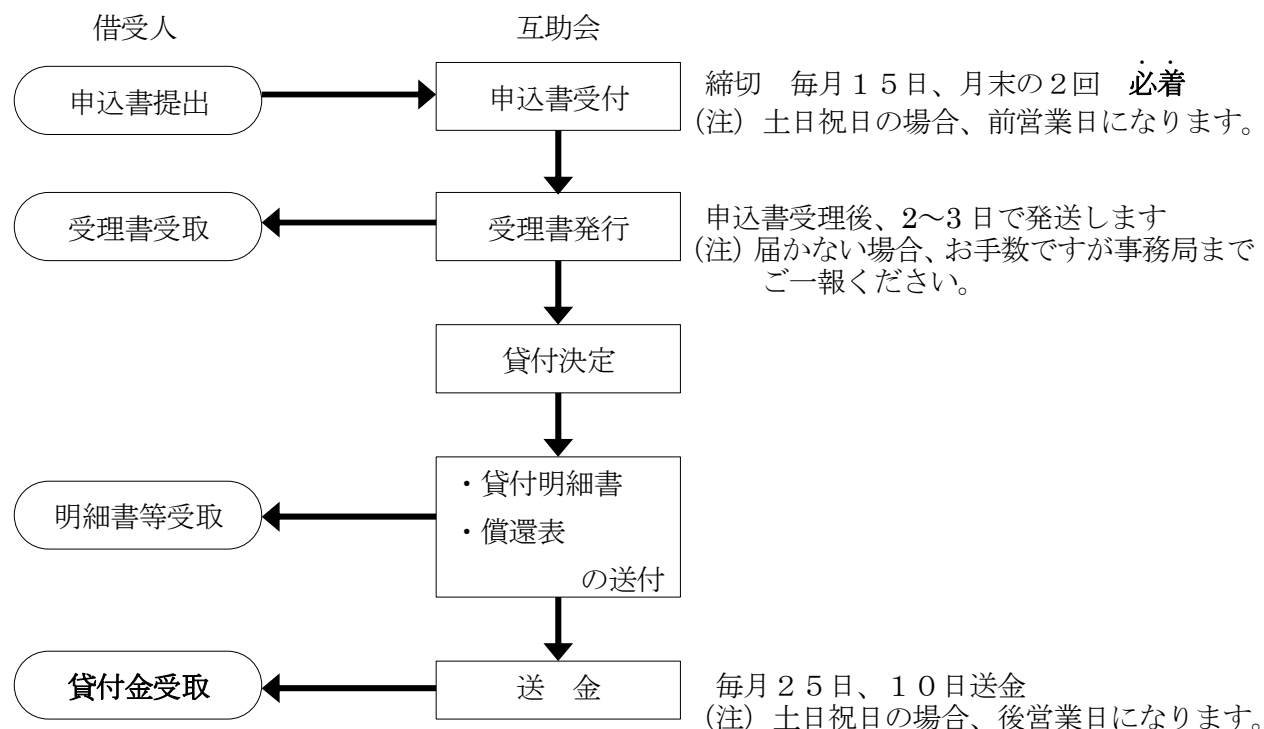
- ・貸付申込金額 ２５０万円（２００万円＋５０万円）

- ・収入印紙は２，０００円分必要です。

（追加の５０万円ではなく２５０万円に対してかかります）

- ・返済方法は新たに２５０万円をどのように返すかを設定します。

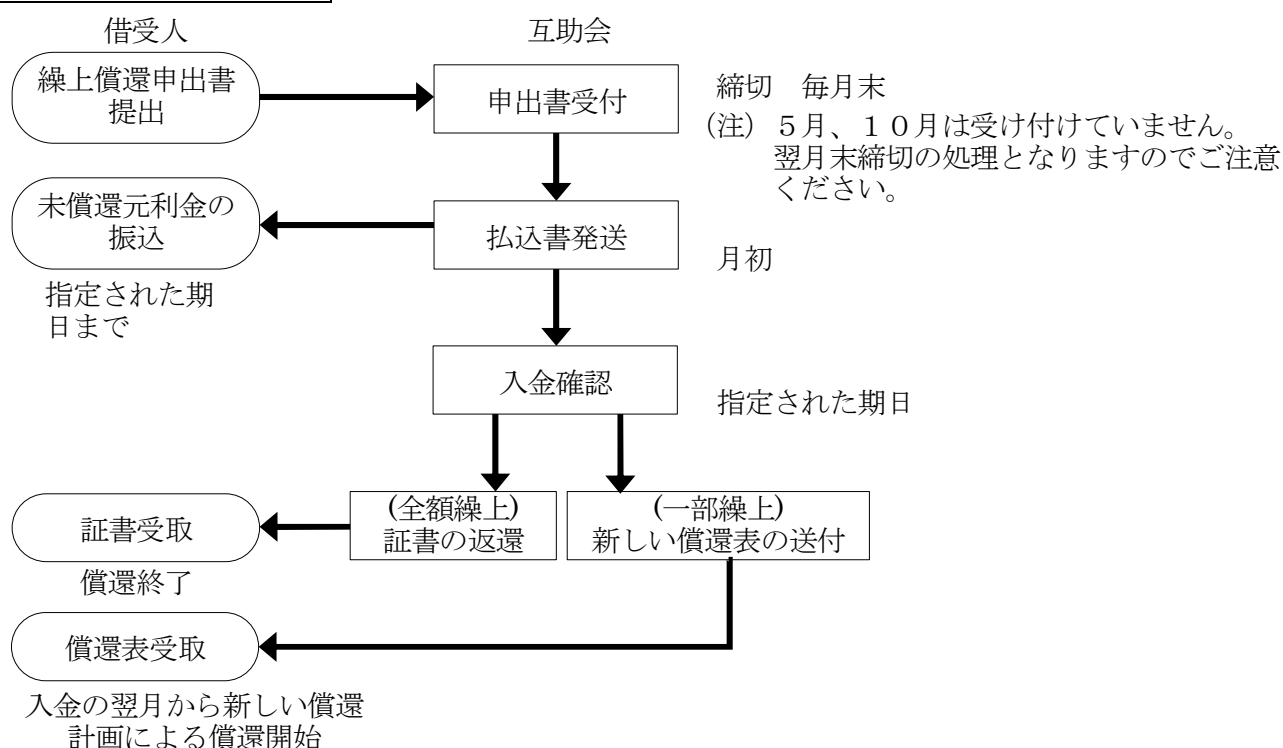
貸付事務フロー（新規・借替）



[3] 繰上償還について

事 項	内 容・手 続 き 等	
一部繰上償還	申込締切	毎月末日 ※ただし5月、10月受付分は翌月末締切分となります。
	償還金額	① 毎月償還する借入額のうち繰上償還する額 (A) ・・・・・・・・・・10万円以上(10万円単位) ② ボーナス償還する借入額のうち繰上償還する額 (B) ・・・・・・・・・・10万円以上(10万円単位) (注)ボーナス併用償還者は 必ず $A \leq B$ でなければならない
	申込方法	「一部繰上償還申出書」の提出
	処理方法	① 互助会から繰上償還額の「振込票」を送付します。 ② 銀行窓口もしくはATM等からの振込により指定期日までにお支払ください。 ③ 入金確認後、新たな償還計画表を送付します。 ※ 一部繰上償還後の返済計画について、新たに設定することができます。
全額繰上償還	申込締切	毎月末日 ※ただし5月、10月受付分は翌月末締切分となります。
	償還金額	申込締切日の属する月末残高全額+経過利息(ボーナス併用償還の場合)
	申込方法	「全額繰上償還申出書」の提出
	処理方法	① 互助会から繰上償還額の「振込票」を送付します。 ② 銀行窓口もしくはATM等からの振込により指定期日までにお支払ください。 ③ 入金確認後、証書を返還します。

貸付事務フロー（繰上償還）



(2) 住宅貸付（つなぎ融資）

共済組合の住宅貸付の貸付決定を受けた人で、共済組合からの資金の送金を受けるまでの間に資金が必要な人に貸し付けします。

★提出書類

住宅貸付申込書、住宅貸付借用証書、委任状

事 項	内 容・手 続 き 等			
貸 付 金 額	共済組合での貸付決定金額の範囲内の額（任意の額）を貸し付けします。			
利 率	年利 1. 6 % （平成 3 1 年 4 月 1 日現在）※変動金利です。			
償 還 方 法	共済組合から住宅貸付の資金が送金されるとき、互助会へ償還すべき貸付金を自動的に引き去ります。（委任状提出）			
申 込 方 法	所定の「住宅貸付申込書」、「住宅貸付借用証書」、「委任状」に必要事項を記入・押印し、収入印紙を貼付して互助会へ提出してください。			
	＜貸付金額ごとの収入印紙の代金＞ （1 0 0 万円以下は一般貸付の収入印紙代金を参照）			
	貸 付 金 額	100 万円超 500 万円以下	500 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超 1,800 万円以下
	収 入 印 紙	2,000 円	10,000 円	20,000 円
貸付金送金日	貸付申込者の希望する日（共済組合の住宅貸付決定日以降）			
送 金 先	給付金等受領口座			

8 災害を受けたとき

まず共済組合へ連絡してください



短期給付担当

〔 電話 0852-22-5431 〕

☆被災状況・損害の程度の確認のため、建物全体及び内部等の被災状況の把握できる写真を可能な限り撮っておいてください。（床上浸水の場合は、浸水の高さが分かるように「定規」などを当てて可能な限り浸水の水位が確認できるようにしてください。）

1 〔共済組合〕災害見舞金

組合員が水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財に一定の損害を受けたときは、その程度に応じて別表の災害見舞金が支給されます。

- ◇「非常災害」には、盗難は含みません。
- ◇「住居」とは、組合員又は被扶養者が、現に生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借間などの別を問いませんが、それに付随する門、倉庫・車庫などは該当となりません。
- ◇「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産（原則として、上記の「住居」内の家財）をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家などの不動産及び現金、預貯金、有価証券などは含みません。

★提出書類

災害見舞金請求書（共済組合・互助会）

●添付書類

- ・災害を受けたことを証明する書類（災害状況報告書、家財被害状況説明書、罹災証明書、写真等）
- ・その他必要書類（共済組合が実状に応じて求める書類。特に図面により災害範囲を示した書類）

（別表） 災害見舞金（共済組合）

損 害 の 程 度		災害見舞金
1	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	標準報酬月額 の 3 か月分
2	上記と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の 1/2 以上が焼失又は滅失したとき	2 か月分
2	上記と同程度の損害を受けたとき	
3	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき	
4	上記と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の 1/3 以上が焼失又は滅失したとき	1 か月分
2	上記と同程度の損害を受けたとき	
3	住居又は家財の 1/2 以上が焼失又は滅失したとき	
4	上記と同程度の損害を受けたとき	
1	住居又は家財の 1/3 以上が焼失又は滅失したとき	0.5 か月分
2	上記と同程度の損害を受けたとき	

浸水により、住居（家財を含む）が損害を受け、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、下表の区分により支給されます。

※ 損害の程度は、住居又は家財を換価して判定してください。

浸水の程度	災害見舞金
床上 120cm 以上	標準報酬月額 の 1 カ月分
床上 30cm 以上	0.5 カ月分

なお、災害見舞金の支給を受けた被害が、災害救助法が発動された地域内で受けたもの、または、地域外で災害救助法が発動された事由と同一の事由で受けたものである場合は、保健事業の災害対策事業の該当となり 30,000 円の「見舞金」が支給されます。

2〔共済組合〕災害貸付け、住宅災害貸付け

災害を受けたことにより資金が必要となった場合には、共済組合から貸付けを受けることができます。手続きについては、P 45～46 をご覧ください。

<貸付償還金の取扱い>

償還猶予を受けることができます。

猶予を受けた場合は、猶予期間終了後に、①猶予を受けたのと同月数内に給料引きによる倍返しによる返済、②1回で返済、③2回で返済のいずれかで返済して頂くことになります。

猶予をご希望される場合は、共済組合までご連絡ください。

3〔互助会〕災害見舞金

現職会員が、水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財に損害を受けたときは、その程度に応じて別表の災害見舞金が支給されます。

◇「非常災害」には、盗難は含みません。

◇「住居」とは、現職会員又は被扶養者が、現に生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借間などの別を問いませんが。それに付随する門、倉庫、車庫などは入りません。

◇「建物」とは、建築物で、登記され評価額が公に算出できる課税対象物件をいいます。

◇「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産（原則として、上記の「住居」内の家財）をいいますが、山林、田畑、宅地などの不動産及び現金、預貯金、有価証券などは含みません。

★提出書類	災害見舞金請求書（共済組合・互助会）
●添付書類	・災害を受けたことを証明する書類 (災害状況報告書、家財被害状況説明書、罹災証明書、写真等) ・その他必要書類 (<u>互助会が実状に応じて求める書類</u>。特に図面により災害範囲を示した書類) ↓ 固定資産税課税明細書、修復見積書などの提出
◎請求権の消滅時効	事実発生日の翌日から3年

(別表) 災害見舞金（互助会）

損 害 の 程 度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき。	30 万円
3 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき。 5 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 6 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき。	20 万円
7 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 8 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき。 9 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 10 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき。	10 万円
11 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 12 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき。 13 床上浸水により損害程度の認定が困難なとき。	5 万円

9 死亡したとき

1〔共済組合〕埋葬料及び家族埋葬料

組合員又は被扶養者が死亡したときは、埋葬料及び家族埋葬料が支給されます。

組合員の死亡		被扶養者の死亡	
埋 葬 料	50,000円	家 族 埋 葬 料	50,000円
埋 葬 料 附 加 金	25,000円	家 族 埋 葬 料 附 加 金	25,000円

★提出書類	埋葬料・同附加金請求書(組合員) 家族埋葬料・同附加金請求書(被扶養者)
●添付書類	・埋(火)葬許可証の写し ・葬儀に要した費用を証明する書類の写し(被扶養者がいない場合) ・振込先口座の通帳の写し(組合員本人が死亡した場合)

- ※1 埋葬料は、組合員の死亡の当時被扶養者であった者に支給されます。
ただし、被扶養者がいない場合には実際に埋葬を行った者に対して、埋葬に要した費用に相当する金額(上記埋葬料の額(最低補償額なし)の範囲内)が支給されます。
- ※2 組合員であった者の退職後3月以内の死亡の場合にも支給されます。(退職後他の組合等の資格を取得した場合は支給されません。また、埋葬料附加金は支給されません。)
- ※3 妊娠4月以上の死産で埋葬する場合は、市町村から埋葬許可証が交付されますが、被扶養者としては認定できないため、家族埋葬料の支給対象とはなりません。(出産費の対象とはなりません)

2〔共済組合〕弔慰金及び家族弔慰金

非常災害など通常予測し難い事故により、組合員又は被扶養者が死亡したときには、前記の埋葬料のほかに弔慰金が支給されます。

組 合 員		被 扶 養 者	
弔 慰 金	標準報酬月額×1ヵ月分	家 族 弔 慰 金	標準報酬月額×1ヵ月分×70/100

★提出書類	弔慰金(家族弔慰金)請求書
●添付書類	死亡の原因及びその状況がわかる書類 非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書

◇ 組合員が死亡したときは

組合員証(被扶養者証等を含む)を、所属所長へ提出してください。

所属所長は、組合員証に「共済組合員異動報告書」を添えて返納してください。

- ※ 貸付未償還金がある場合は退職手当から控除するための手続きについて、別途ご案内いたします。

◇ 被扶養者が死亡したときは

「被扶養者取消申告書」に被扶養者証を添えて、提出してください。（死亡したことが確認できる書類を添付。20～60歳の被扶養配偶者が死亡した場合は「国民年金第3号被保険者関係届」を提出。）

※遺族厚生年金についてはP65「3 死亡したときの年金」を参照してください。

3〔互助会〕弔慰金

現職会員、現職会員の配偶者又は被扶養者（配偶者を除く）が死亡したときに支給されます。

死 亡 者	受 取 人	給付額
現職会員	遺族※	100万円
配 偶 者	現職会員	10万円
被扶養者(配偶者を除く)	現職会員	5万円

※遺族の順位は、現職会員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とします。

★提出書類	弔慰金請求書
●添付書類	戸籍謄（抄）本（死亡の事実及び請求者と死亡者との関係が確認できる書類）、送金先口座の通帳の写し（現職会員死亡の場合のみ。）
◎請求権の消滅時効	事実発生の翌日から3年

4〔互助会〕遺児育英給付金

現職会員が死亡したときに、就学前及び就学中の子（被扶養者に限る。）がある時は、子1人につき次の額が支給されます。

区 分	給 付 額
未 就 学 児	800,000 円
小学生	1～3年生 700,000 円
	4～6年生 600,000 円
中 学 生	500,000 円
高 校 生 等	400,000 円

★提出書類	遺児育英給付金請求書
●添付書類	戸籍謄（抄）本（死亡の事実及び子であることが確認できる書類。但し、弔慰金請求の際に提出する場合は不要。）、送金先口座の通帳の写し
◎請求権の消滅時効	事実発生の翌日から3年

5〔共済組合〕その他の手続き等

福祉保険制度、アイリスプランに加入している組合員または被扶養者が死亡した場合は、次の手続きが必要になります。

(1) 福祉保険制度に加入している方

組合員本人が死亡した場合は共済組合へ連絡してください。

連絡先：0852-22-6615 保健事業担当

被扶養者が死亡した場合は「福祉保険制度請求相談センター」へ連絡してください。

連絡先：0120-660-998 (月曜日～金曜日)

* 祝日・年末年始を除く 10:00～16:00

(2) アイリスプランに加入している方

組合員本人または被扶養者が死亡した場合は「教職員生涯福祉財団サービスセンター」へ連絡してください。

連絡先：0120-491-294 (月曜日～金曜日)

* 祝日・年末年始を除く 10:00～17:00

6〔互助会〕その他手続き等

現職会員本人が死亡した場合は、次の手続きが必要になります。

必要な手続き及び提出書類等については個別にご案内します。

(1) 積立掛金について

積立掛金返還金は、県の未払給与の取扱いに準じて相続人に返還します。

委任状は、申出書を提出する相続人の他にも同順位の法定相続人が複数いる場合及び第2位以下の相続人が申出書を提出する場合に必要です。

★提出書類	積立掛金返還金等振込申出書 (委任状)
●添付書類	戸籍謄本、通帳の写し

(2) 積立貯金について

死亡した現職会員が互助会積立貯金を行っていた場合、積立貯金払戻金は、県の未払給与の取扱いに準じて相続人に返金します。

委任状は、申出書を提出する相続人の他にも同順位の法定相続人が複数いる場合及び第2位以下の相続人が申出書を提出する場合に必要です。

★提出書類	積立貯金払戻金振込申出書 (委任状)
●添付書類	戸籍謄本、通帳の写し

(3) 貸付未償還金について

死亡した現職会員に互助会貸付未償還金がある場合、退職手当の受給権者（遺族）の了解を得て、退職金から貸付未償還金を控除します。

★提出書類	未償還貸付元利金の控除に関する承諾書
-------	--------------------

10 退職するとき

組合員が退職したときは、共済組合員（互助会員）及び被扶養者の資格がなくなります。退職等により共済組合及び互助会の資格を喪失したときの詳細については、「退職後の福利の手引」（各所属所に配備）をご覧ください。

1 〔共済組合〕手続き一覧

区 分	対象者	★提出書類・手続等	
組合員証等の返納	全 員	「共済組合員異動報告書」に組合員証等を添付	
任意継続組合員	希 望 者	任意継続組合員申出書	退職 → 再就職する → 就職先の健康保険 → 再就職しない いずれか1つを選択することになります。 国民健康保険 任意継続組合員 家族の健康保険の被扶養者
老 齢 厚 生 年 金 (退職共済年金)	退職時に、老 齢厚生年金 等の請求、繰 下げ申出を する者	個人毎に通知します。	
	上記以外の 者	退職届書	
		組合員期間等証明書	
		履歴事項証明申請書	
共済組合貸付金の 償 還	貸付未償還 金がある者	退職手当が支給される場合、未償還金を退職手当から控除しますので、本人の手続は不要です。 ※ただし、退職手当から全額控除できない場合は、不足額を記載した振込用紙を該当者あてに送付しますので最寄りの銀行から速やかに払い込んでください。	
団体信用生命保険 制 度	加 入 者	(住宅貸付け、教育貸付け、住宅災害貸付け（介護構造部分に係る貸付け）） 共済組合がすべての手続をします。 ただし、退職後、保険料の精算が行われるため、退職後半年間は、保険料引き落とし口座を解約しないでください。	
福 祉 保 険 制 度	加 入 者 (定年退職者)	1月頃に、共済本部から関係書類を加入者あてに送付します。同封のガイドに従って公立学校共済組合本部へ提出してください。(満50歳から59歳の方については退職後の6～7月頃に継続確認の書類が届きます。満50歳未満の方は手続き不要です。)	
アイリスプラン (年金コース)	加 入 者 (定年退職者)	12月頃に、共済本部から関係書類を加入者あて送付。同封のガイドに従って所定の手続をお願いします。(満60歳未満の退職者は0120-491-294までご連絡ください。)	
アイリスプラン (医療傷害補償コース/ 介護保障コース)	加 入 者	解約を希望する場合は、次の電話番号へ連絡してください。 医療・傷害補償コース 0120-491-294 介護保障コース 0120-878-626 (継続を希望する場合は手続不要です)	

2〔互助会〕手続き一覧

区 分	対象者	★提出書類・手続等
積立掛金の返還	全 員	手続き不要（退職互助事業加入者は拠出金に充当します）
退職互助事業	希 望 者	退職会員加入届
積立貯金	加 入 者	手続き不要（自動解約送金します）
教職員積立年金	加 入 者	拠出型企業年金保険給付金請求書（様式は互助会から送付します）
団体扱保険	加 入 者	加入者が直接契約保険会社へ連絡をお願いします
親と子の介護サポート事業	加 入 者	手続き必要（更新案内メールが届きます） ※退職互助事業に加入した場合、継続可能
互助会貸付金の償還	貸付未償還金がある者	退職手当が支給される場合、未償還金を退職手当から控除しますので、本人の手続は不要です。 ※ただし、退職手当から全額控除できない場合は、不足額を別途振込していただきます。

3〔互助会〕退職互助事業について

互助会では、退職後も会員の皆様が生きがいのある豊かな生活を送れるように「退職互助事業」を設けており、会員の相互扶助による医療費の給付や厚生事業等を実施しています。

医療費については、自己負担部分の全額を給付するメリットの大きい事業です。

この退職互助事業には、教職員を退職する方およびその配偶者が加入することができます。

詳しくは「退職後の福利の手引」をご確認ください。

1 事業概要

（１）70歳までの医療費（自己負担分）を給付します。

医療費については、現職時は自己負担額から2,500円を引いた額が自動給付されていますが、退職互助事業に加入いただくと、満70歳まで医療費の自己負担全額（保険診療分）を請求に基づき給付します。（高額医療等を除く）

（２）各種厚生事業を実施しています。

人間ドックの助成、美術館の利用やスポーツジム等の会費などライフプランに関する活動を実施したときの助成などの厚生事業を実施しています。（終身適用）

（３）退職互助地区会の総会など情報交換・交流の場があります。

県内15地区に退職会員の組織があり、趣味の会や厚生旅行など活発な活動が行われています。

（４）様々な情報を提供します。

退職会員のための情報を満載した広報誌「退職互助だより」を年4回発行します。

2 加入資格

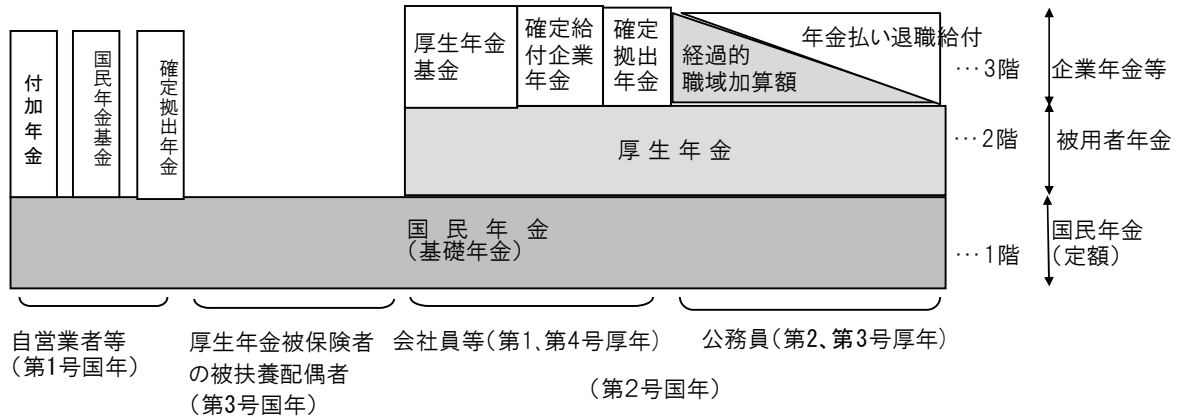
教職員互助会の会員で退職時に47歳以上の方が、互助会が定めた期日までに年齢に応じた所定の拠出金を一括納入できること。（積立掛金を充当します）なお、配偶者分の拠出金をあわせて納入することにより、配偶者も加入することができます。

3 加入手続き

「退職会員加入届」に通帳の写しを添付し、互助会事務局まで提出してください。

11 在職時に年金を受けとるとき〔共済組合〕

1 年金制度のしくみ



(1) 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

国民年金は全国民に共通の制度で、一階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種等によって第1号被保険者から第3号被保険者までに分かります。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、二階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は勤務の形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

(2) 公立学校共済組合の組合員期間と年金

公立学校共済組合の組合員であった期間（平成27年10月前の組合員期間ならびに過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第2号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

この期間については、公立学校共済組合で決定・支給することとなります。

<国民年金と厚生年金の被保険者>

厚生年金	区分 (実施機関)	一般 厚生年金 被保険者 (日本年金機構)	国共済 厚生年金 被保険者 (国家公務員共済 組合連合会)	地共済 厚生年金 被保険者 (地方職員共 済組合)	私学共済 厚生年金 被保険者 (日本私立学校振 興・共済事業団)	
国民年金	第1号 被保険者 (自営業) (日本年金機構)	第2号 被保険者 (民間会社の会社員や公務員など) (日本年金機構)				第3号 被保険者 (日本年金機構)

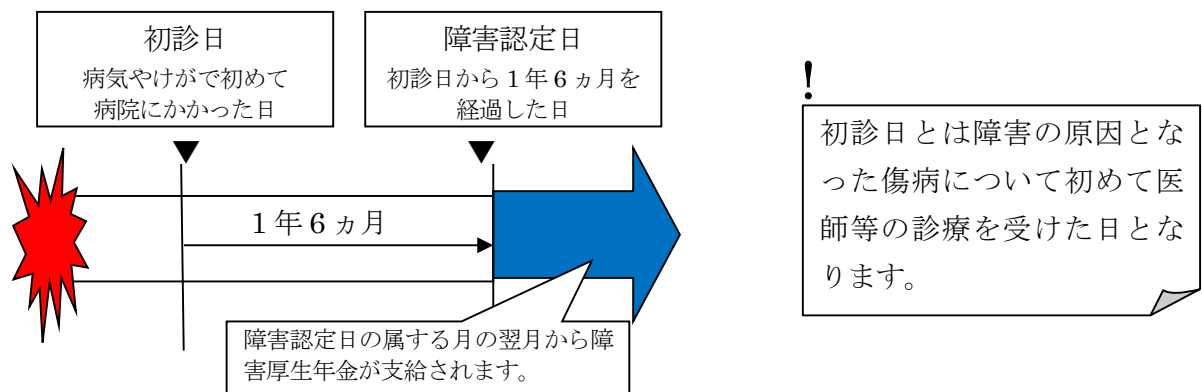
2 障害者になったときの年金

「障害厚生年金（障害共済年金）」とは、組合員が病気（精神疾患を含む）やケガにより、日常生活に支障をきたすような一定の障害状態になったとき、組合員からの請求により受給できる年金です。

ご自分の傷病が障害に該当するかも・・・と思われる場合には、年金担当にご相談ください。

（１）受給要件

- ① 傷病の初診日（初めて医師の診療を受けた日）が、厚生年金被保険者（共済組合の組合員を含む）期間中であること。
- ② 障害認定日（初診日から１年６ヵ月経過した日、又はその間に症状が固定し、治療の効果が期待できなくなった日）に障害の程度（１級～３級）に該当していること。
または、障害認定日に障害の程度が、１級～３級に該当しなくても障害の状態が進行して、６５歳に達する日の前日までに障害等級１級～３級に該当することになったとき（事後重症）。
- ③ 保険料納付要件として、初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の３分の２以上であること。



（２）障害程度の認定基準

障害等級は１級から３級までありますが、認定の基準は下記のとおりです。身体障害者手帳等による等級とは異なります。

- １級 他人の介助を受けなければ日常生活がほとんどできない程度で、活動範囲がベッドの周辺や病室に限られる状態
- ２級 必ずしも他人の助けを受ける必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度で、活動範囲はおおむね病棟内や家屋内に限られる状態
- ３級 労働が著しい制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の状態

特例 7 症例

次の場合は特例として障害認定日が設けられています。

(ただし、初診日から1年6ヵ月を経過している場合には1年6ヵ月となります。)

- | | | |
|---|-----------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 上肢・下肢を切断・離断した | →原則として切断又は離断した日 |
| 2 | 人工骨頭、人工関節を挿入、置換した | →挿入・置換した日 |
| 3 | 心臓ペースメーカー、人工弁を装着した | →装着した日 |
| 4 | 人工透析療法を施行した | →初めての透析開始から3ヵ月を経過した日 |
| 5 | 人工肛門を造設、尿路変更術の施行
人工膀胱を造設 | →造設又は手術を施した日から6ヵ月を経過した日
→造設を施した日 |
| 6 | 喉頭全摘出手術の施行 | →全摘出した日 |
| 7 | 在宅酸素療法の施行 | →在宅酸素療法を開始した日 |

(3) 障害手当金（障害一時金）

障害手当金は、初診日において被保険者であった者が、初診日から5年を経過する日までの間で症状が固定した時点で、3級の障害よりやや軽い程度の障害が残った場合に支給されます。在職中でも受給可能です。平成27年10月1日の前日において、障害共済年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるときには、障害一時金が支給される場合があります。

- ① 障害手当金（障害一時金）は障害厚生年金の2年分に当たる額が一時金として支給されます。
- ② 障害手当金には障害厚生年金と同様の保険料納付要件があります。
- ③ 障害手当金を受給した後に、障害厚生年金が発生した場合は、障害手当金を返還していただくことになります。
- ④ 厚生年金・国民年金・共済組合の年金給付の受給権のある者は支給されません。
- ⑤ 同じ病気・ケガで地方公務員災害補償法による障害補償を受けられる場合は支給されません。
- ⑥ 同一の傷病について、障害手当金の支給を受けることができる場合には障害一時金は支給されません。

(4) 障害基礎年金（国民年金）

障害の等級が1級～2級に認定された場合は、障害基礎年金が国民年金から支給されます。これは国民年金に加入した期間の長短に関わらず、それぞれの等級に応じた定額が支給されます。

3 死亡したときの年金

組合員が在職中又は退職後に死亡したときに、残された家族の生活を保障するために支給する年金です。在職中に死亡した場合は、共済組合から「遺族」の有無を組合員の所属所へ確認し、該当する場合には、所属所経由で共済組合から請求書類を送付します。

(1) 遺族の範囲と受給の順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、組合員又は組合員であった者が死亡したとき、その者によって生計が維持されており、恒常的收入が将来にわたって850万円未満の、次の範囲の者をいいます。

順位	遺 族	備 考
1	配偶者及び子 (注1)	・子、孫については、18歳に達した年度末までにあり、配偶者がいない者又は1級・2級の障害状態にある者(注2)に限りします。
2	父母	・夫、父母、祖父母については、組合員の死亡当時、55歳以上であることが条件となります。ただし原則として60歳までは支給停止です。
3	孫	・先順位者がいる場合(停止されている場合も含む)は、後順位者には支給されません。
4	祖父母	・先順位者が失権したときは、次順位者には支給されません。

(注1) 平成19年4月から夫死亡時に30歳未満で、遺族となる子のない妻の場合、5年間の有期給付となります。

(注2) 20歳未満で未婚の者となります。

(2) 受給要件

組合員または組合員であった者が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- ①死亡したときに「遺族」に該当する者がいること。
- ②退職後に、在職中に初診日がある傷病により、その初診日から起算して5年以内に死亡したとき。
- ③障害厚生(障害共済)年金(障害等級が1級又は2級の場合に限る)の受給権者が死亡したとき
- ④老齢厚生(退職共済)年金の受給資格期間を満たした者が死亡したとき

(3) 遺族基礎年金(国民年金)

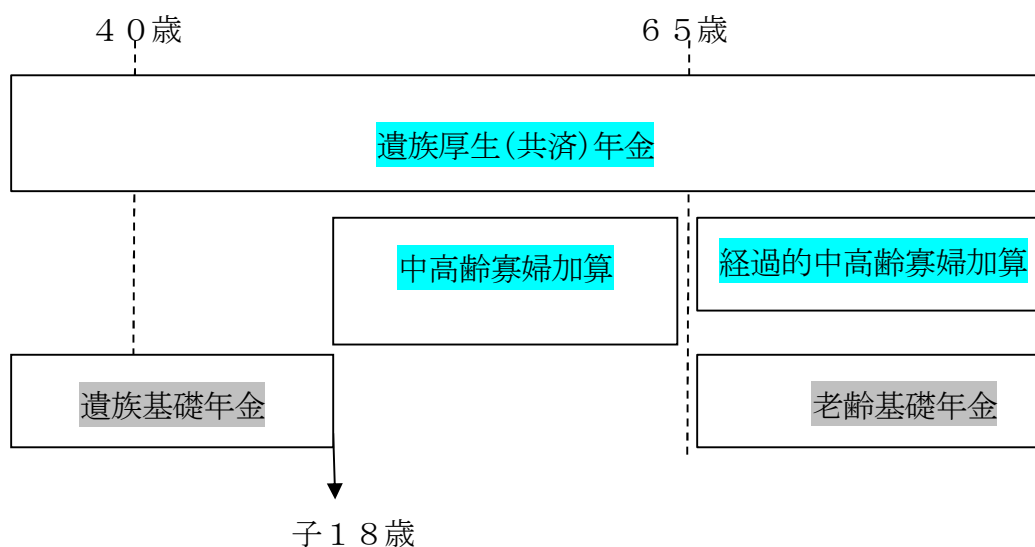
次の要件に該当する遺族である配偶者と子には、原則として国民年金から遺族基礎年金が支給されます。

- | |
|---|
| ① 配偶者……②に該当する子と生計を同じくしている者 |
| ② 子 ……・18歳に達した年度末までにあつて、未婚の者
(1級～2級の障害の状態にあるときは20歳未満で未婚の者) |

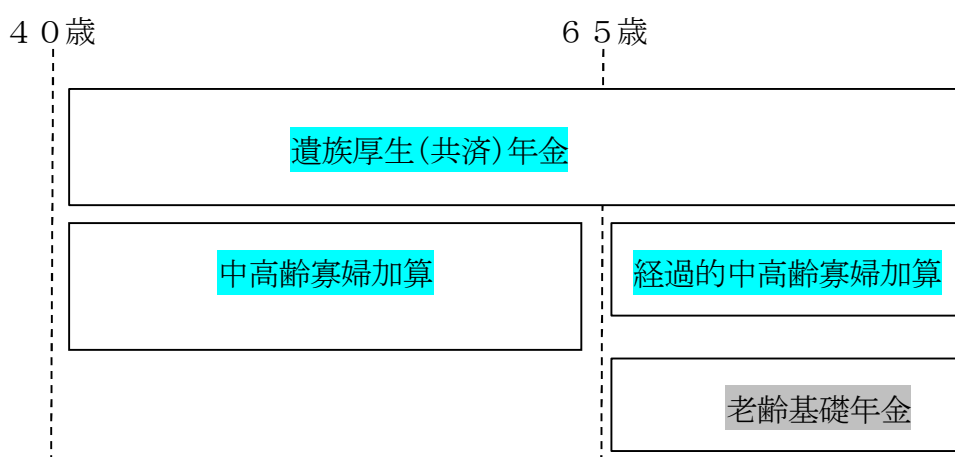
この年金は、子の人数によって加算がありますが、子が18歳に達した年度末になると打ち切られます。組合員(夫)の死亡時、40歳以上65歳未満の妻には、死亡した夫の共済年金と厚生年金の期間が合算して20年以上あれば、妻が受給している遺族厚生年金に、寡婦加算として振替えられて一定額が支給されます。昭和31年4月1日以前の生まれの方は、生年月日(＝老齢基礎年金加入可能期間)に応じて「経過的中高齢寡婦加算」として65歳以後も支給されますが、65歳まで支給されていた金額に比べて減額となります。

なお、遺族厚生年金の権利を取得したときに40歳未満である妻、または、妻が40歳に達した時に、同一生計で18歳到達年度の末日（障害者は20歳未満）までの間にある子がいな
い場合には、40歳になっても中高齢寡婦加算が加算されません。

● 子がある妻、途中で子が18歳になる場合



● 子がない妻の場合



4 退職等年金給付（年金払いの退職給付）

平成27年10月以降は、退職給付の一部として、「年金払いの退職給付」をゼロから保険料を積み立てて設けることになりました。

「年金払いの退職給付」は、退職給付の一部として、従前の職域部分とは大きく異なります。

制 度	職域部分	「年金払い退職給付」
年 金 の 性 格	公的年金である共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付（退職金）の一部 (民間の企業年金に相当)
財 政 方 式	賦課方式 (現役世代の減少により保険料率が上昇するリスクあり)	積立方式 (将来の給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる)

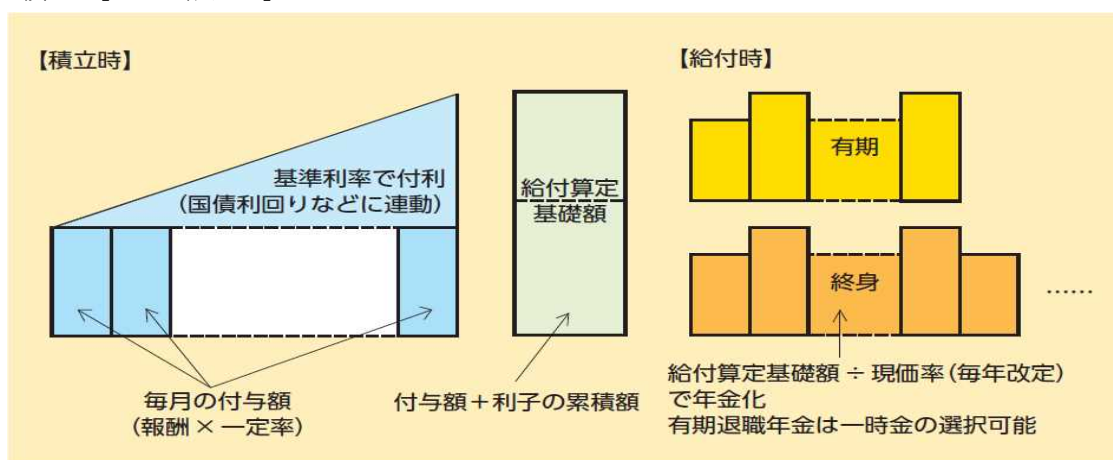
給 付 設 計	従来の確定給付型 (現役時代の報酬の一定割合で給 付水準を決める方式)	キャッシュバランス型 (国債利回り等に連動して給付水準 を決める方式)
---------	---	---

「年金払いの退職給付」の概要

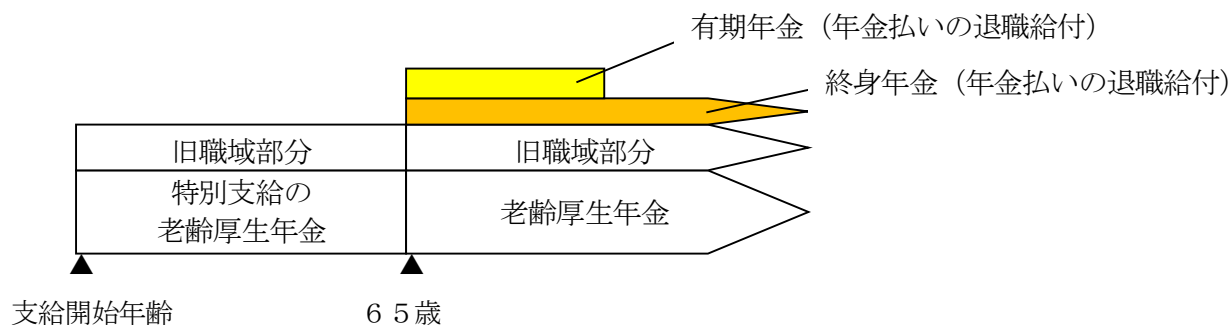
「年金払いの退職給付」には、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の3種類の給付があります。その概要は次のとおりです。

- ① 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- ② 有期年金は、10年または20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ③ 本人の死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ④ 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限（労使あわせて1.5%）に法定。
- ⑤ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給。
- ⑥ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

○「積立時」と「給付時」のイメージ



○老齢・退職年金給付のイメージ（一元化後に退職した場合）



12 健康管理を行いたいとき

1 〔共済組合〕人間ドック事業

申込方法

- ・組合員については4月11日付で所属所を経由しご案内します。
申込みは、インターネット又は職員ポータルシステムより島根支部HPへアクセスし、「人間ドック受付システム」(<https://www.kouritu-shimane.net/ngdc/login>)にログインしてください。エル
- ・被扶養配偶者については、対象者を扶養する組合員あて4月11日付で所属所を経由し、実施のご案内をします。

申込専用サイトは、4月19日AM0時から利用可能です。[ユーザー名・パスワード]、[ユーザーID・パスワード]は、所属所経由のご案内に掲載しています。

対象者（4月1日現在）		実施時期	健診機関	自己負担額
組合員	35, 40, 41, 45, 46歳の方 & 50歳以上の方 (30年度に1日外来ドック・1日外来ドック（脳検査付）のいずれか(他の共済組合が実施した人間ドックを含む)を受診した方は除きます。)	(申込は4月19日～5月10日) ※残枠がある場合は再募集いたします。 6月下旬～ 翌年2月	中国中央病院 1日外来ドック（ <u>脳検査付</u> ） ※ <u>検査前日の夕方入院</u> し、2日目の午後3時半頃までの検査となります。 県内の健診機関の人間ドックで <u>脳検査オプション</u> を希望した場合、オプション費用額の3割について共済組合から助成を受けることができます。 ※脳検査枠がある検査機関に限る ※決定後のオプション追加は対象外	25, 000円 13, 000円* (+脳検査費用の7割)
	35歳以上50歳未満の方 (30年度に1日外来ドック(他の共済組合が実施した人間ドックを含む)を受診した方は除きます。) 50歳以上の方 (30年度に1日外来ドック・1日外来ドック（脳検査付）のいずれか(他の共済組合が実施した人間ドックを含む)を受診した方も申込みが可能です。)	同上	・日立記念病院・安来市立病院 ・松江赤十字病院 ・松江市立病院・松江記念病院 ・環境保健公社総合健診センター ・松江生協病院・雲南市立病院 ・奥出雲病院・ヘルスサイエンスセンター島根 ・出雲市民病院 ・出雲市立総合医療センター ・邑智病院・大田市立病院 ・江津総合病院・浜田医療センター ・益田赤十字病院・益田医師会病院 ・津和野共存病院・隠岐病院	13, 000円* * 松江生協病院で経鼻カメラを実施した場合は、1,080円追加
	被扶養配偶者	以下の①～③の全てを満たす方 ①35歳以上であること。 ②公立学校共済組合の被扶養者として認定を受けてから6月以上経過していること。 ③30年度に被扶養配偶者ドックを受診していないこと。	(申込は4月26日まで) 5月下旬～ 7月上旬	・松江市立病院 ・松江記念病院 ・環境保健公社総合健診センター ・ヘルスサイエンスセンター島根 ・出雲市立総合医療センター ・浜田医療センター ・益田赤十字病院 ・益田医師会病院
【PSA（前立腺がん）検査】 50歳以上男性について、PSA（前立腺がん）検査を希望した場合、PSA検査費用の半額が共済組合から助成されます。 ※ 助成を受けるためには、人間ドック申込時と同時にPSA検査を希望する必要があります。 決定後にPSA検査を追加しても、助成を受けられませんのでご注意ください。 ※ 組合員、被扶養配偶者ドックともに希望可能です。				

2〔共済組合〕特定健康診査・特定保健指導・個別通知

自己負担額 次の検査等について、自己負担はありません。

区分	対象者	実施内容	実施時期	実施場所	実施方法
特定健康診査	40歳以上 75歳未満の 被扶養者 ※組合員は、定期健康診断又は人間ドックの受診をもって特定健康診査の実施に代える。	メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)に 着目した健診 ○基本的な項目 身長・体重・BMI・腹 囲・血圧・脂質・肝 機能・代謝系・腎機 能・問診 ○詳細な事項 心電図・眼底・貧 血・血清クレアチン	6月～ 翌年3月	①各市町村の国民健康保険が実施する集団健診 ②当共済組合が指定する健診実施機関	<u>5月下旬に</u> 所属を經由し、対象者へ「受診券」を送付します。
特定保健指導	人間ドック 当日実施型	特定健康診査（人間ドック又は定期健康診断を含む）の結果、特定保健指導の対象となった ①組合員 ②被扶養者 保健師、看護師、管理栄養士等による生活習慣改善支援	人間ドック 当日	中国中央病院 島根県環境保健公社 雲南市立病院 出雲市立総合医療センター	人間ドック受診後、対象者へ利用勧奨が行われます。
	訪問型		9月頃～ 翌年8月	自宅又は勤務先等本人が希望する場所	<u>9月以降、</u> 所属を經由し、順次対象者へ「利用券」を送付します。
個別通知	特定健康診査を受診した組合員及び被扶養者	SOMPOヘルスサポートが発行する健康情報冊子「QUIO+ (クイオプラス)」の配付 <QUIO+の内容> ・直近複数年の特定健康診査結果 ・健康状況に応じたアドバイスや疾病発症リスク等の情報	9月下旬頃～ 翌年6月		<u>9月以降、</u> 所属を經由し、順次対象者へ送付します。

3 〔共済組合〕器官別検診（乳がん検診）

（１）対象者と検査内容

対象者 (年齢制限なし)	検査内容		自己 負担額	申込方法
女性組合員	授乳中・妊娠 中・ペースメーカーを 装着している方	乳腺超音波検査	(後日支払) 2,000円	4月22日付で所 属を経由し、 実施のご案内 をします。
	上記以外の方	乳腺超音波検査と マンモグラフィー 2方向撮影併用	(後日支払) 4,000円	
女性の非組合 (組合員の家族 (※)及び所属所 に勤務する全て の者)	授乳中・妊娠 中・ペースメーカーを 装着している方	乳腺超音波検査	(後日支払) 4,320円	
	上記以外の方	乳腺超音波検査と マンモグラフィー 2方向撮影併用	(後日支払) 8,424円	

(※)「家族」とは、組合員と生計を共にする配偶者・子・母・孫・祖母・姉妹をいいます。

（２）期日・会場・定員

会場名	実施日	会場	定員(※)
松江会場	所属所を経由して実施の ご案内をします。	松江合同庁舎	
出雲会場		出雲合同庁舎	
浜田会場		浜田合同庁舎	
益田会場		益田合同庁舎	
隠岐会場		隠岐合同庁舎	

(※)「定員」は、非組合員用の受診枠も含みます。

4 〔共済組合〕健康づくり事業

（１）健康増進啓発

対象者	実施内容	実施場所	実施日	定員	申込方法
組合員と その家族 (※)	元気いきいき リフレッシュ セミナー	【松江会場】 サンラポー むらくも	8月3日(土)	180名	所属所を経由 し、実施のご案内を します。
		【出雲会場】 出雲市民会館	8月11日(日)	120名	
		【浜田会場】 いわみーる	8月25日(日)	80名	

(※)「家族」とは、組合員と生計を共にする配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹をいいます。

(2) トレーニング施設利用助成

利用方法 ・ 組合員証又は被扶養者証を必ずご持参ください。

- ・ 受付に組合員証等を提示のうえ、利用者名簿に必要事項を記入します。
- ・ 所定の利用金額をお支払いいただきます。

< トレーニング施設 >

対象者 ① 組合員

② 被扶養者 (施設によっては中学生以下は利用できない場合があります。詳しくは、各施設にお尋ねください。)

地区	対象施設	一般料金		当組合員、被扶養者の利用料金	
		区分	金額	区分	金額
安来市	夢ランドしらさぎ		510円		260円
松江市	島根県立水泳プール	一 般	330円	一 般	180円
		大学生	230円	大学生	130円
		高校生以下	100円	高校生以下	50円
	島根県立武道館	一 般	160円	一 般	80円
		大学生	110円	大学生	60円
		高校生以下	50円	高校生以下	50円
出雲市	出雲ゆうプラザ	大 人	200円	大 人	100円
		小中高校生	100円	小中高校生	50円
		プール使用者	0円	プール使用者	0円
	島根県立浜山体育館	一 般	330円	一 般	170円
		児童・生徒(高校生以下)	160円	児童・生徒(高校生以下)	80円
雲南市	三刀屋文化体育館 アスパル	一 般	300円	一 般	150円
		高校生	200円	高校生	100円
		中学生以下	100円	中学生以下	50円
大田市	大田総合体育館	大 人	216円	大 人	116円
		中高校生	108円	中高校生	58円
美郷町	ゴールデンユートピアおおち	一 般	310円	一 般	160円
		高齢・中高生	160円	高齢・中高生	80円
邑南町	邑南町健康センター 元気館	町内者	320円	町内者	160円
		町外者	640円	町外者	320円
浜田市	島根県立体育館	一 般	240円	一 般	120円
		大学生	160円	大学生	80円
		高校生以下	70円	高校生以下	70円
	島根県立石見武道館	一 般	320円	一 般	160円
		大学生	220円	大学生	110円
		高校生以下	100円	高校生以下	50円
	ラ・ペアーレ浜田	大 人	400円	大 人	200円
		高校生・大学生	300円	学 生	150円

地区	対象施設	一般料金		当組合員、被扶養者の利用料金	
		区分	金額	区分	金額
海士町	海士町保健福祉センターひまわり	200円		100円	
隠岐の島町	隠岐の島町屋内温水プール「スポーツクラブ 隠岐」	一般 (高校生含む)	360円	一般 (高校生含む)	180円
鳥取県米子市	鳥取県立米子産業体育館	一般	300円	一般	150円
		高校生以下	200円	高校生以下	100円

<プール>

対象者

①組合員

②大人料金の対象となる被扶養者

地区	対象施設	一般料金		当組合員、被扶養者の利用料金	
		区分	金額	区分	金額
安来市	夢ランド しらさぎ	—	820円	—	520円
松江市	島根県立水泳プール	9月～6月	760円	9月～6月	460円
		7月、8月	640円	7月、8月	340円
出雲市	出雲ゆうプラザ	9月～6月	820円	9月～6月	520円
		7月、8月	1,100円	7月、8月	800円
		17時以降	610円	17時以降	310円
雲南市	おろち湯ったり館	—	510円	—	260円
美郷町	ゴールドエン ユートピアおおち	—	900円	—	600円
邑南町	邑南町健康センター 元気館	町内者	320円	町内者	160円
		町外者	640円	町外者	320円
浜田市	アクアみすみ	—	510円	—	260円
	ラ・ペアーレ浜田	—	500円	—	250円
海士町	海士町保健福祉センターひまわり	—	500円	—	250円
西ノ島町	西ノ島総合公園 町民プール	町 民 (海士、知夫を含む)	600円	町 民 (海士、知夫を含む)	300円
		町 外	800円	町 外	500円
隠岐の島町	隠岐の島町屋内温水プール「スポーツクラブ 隠岐」	—	610円	—	310円

(3) 健康教育支援事業

組合員の生活習慣病の予防やメンタルヘルスケア等を図るため、各所属所または組合員で構成される各種団体等（以下、「所属所等」という。）が健康教育講座を実施した場合、その経費（講師謝金及び交通費）の一部を助成し、こころとからだの健康増進を支援します。

実施主体	内容	実施期間	申込方法
所属所等 （各所属所または組合員で構成される各種団体等）	所属所等が企画実施する組合員を対象とする健康教育に関する講座等の経費（講師謝金及び交通費）の助成。ただし、児童・生徒が参加する講座、児童・生徒の健康管理等に関する講座または保護者等と共催で行う講座については対象外とする。	7月1日から 翌年1月13日 まで 〔申込期間〕 4月22日から 5月31日まで	4月22日付で所属を経由し、実施のご案内をします。

(4) 麻しん・風しん予防接種助成

麻しん・風しんの抗体が不足していると推測される組合員が予防接種を実施した場合にその費用の一部を助成します。

対象者	助成額	実施期間	申込方法
組合員 ただし、次に該当する場合は対象外とする。 ・ 予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の対象者（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性） ・ 麻しんおよび風しんの確定診断を受けたことがある方 ・ 明らかに麻しんワクチンおよび風しんワクチン（MRワクチンを含む）を2回以上接種した記録がある方	麻しん・風しん混合（MR） 5,000円（上限） 麻しん3,000円（上限） 風しん3,000円（上限） ただし、市町村や他団体から同様の助成を受ける場合、接種費用（実費）からその助成額を差し引いた額を補助対象とし、100円未満の端数は切捨てた額を助成額とします。	7月1日から 翌年2月29日 受診分まで	5月20日付で所属所を経由し実施のご案内をします。

5〔互助会〕人間ドック助成事業等

- * 共済組合員の人間ドック助成事業については、互助会から共済組合に平成23年度一括して10年分の寄付をしており、共済組合が実施しています。
- * 共済組合員以外の会員への人間ドック助成事業については別途ご案内します。
- * 共済組合実施の人間ドック事業の全額自己負担のオプション料金及び健診にかかる自己負担については、「自己啓発・リフレッシュ助成事業」の対象となります。（詳しくはP87参照）

13 相談したいとき

1 〔共済組合本部事業〕相談事業

組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業

公立学校共済組合

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が
24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 24時間 やさしく
0120-24-8349

○一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
○利用時間 1回20分程度

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや
社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 介護 ご納得
0120-515-579

月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした
女性向けサービスです。（予約制）

通話料 無料 女性医師 ご納得
0120-215-579

月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にて
カウンセリングを行います。

通話料 無料 悩みに向く
0120-783-269

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

○利用時間 1回50分程度
○面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

Web相談（こころの相談）

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために
Web上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269

○臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

携帯電話・PHSからもご利用できます（通話料無料）
詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。
トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

実施者	事業名	対象者	内 容	利用料	連絡先
中国中央病院	メンタルヘルス相談	組合員とその被扶養者	臨床心理士の面接によるメンタルヘルス相談です。（完全予約制、原則3回まで） （相談日は毎週月曜日・木曜日、毎月第2金曜日）	・無料 ・交通費支給あり	084-970-2121 （月～金（※） 14:00～17:00） ※「メンタルヘルス相談予約」とお伝えください。
	セカンドオピニオン外来	組合員とその家族	専門医による現在の診療・治療に関する意見、今後の治療法や見通しに関する意見等を提供します。（完全予約制）（相談日等は電話で調整の上、決定）	無料	084-970-2121 （月～金（※） 9:00～17:00） ※「セカンドオピニオン外来予約」とお伝えください。
	こころの悩みホットライン	組合員	こころの悩みやストレスについて、臨床心理士が電話相談に応じます。（相談日は毎週水曜日＜祝日は除く＞）	無料	0120-503-110 （毎週水曜日（※） 15:00～17:00）
日本産業カウンセラー協会	ストレスチェック	組合員	ちょっとした時間に、パソコンやスマートフォンでご自身の心の状態をチェックすることができます。	無料	島根支部HPのトップページにある「心のセルフチェックシステム」のバナーをクリックし、アクセスできます。

2〔健康管理センター〕心とからだの健康相談

2019年度 島根県教職員健康管理センターの 心とからだの健康相談のご案内

島根県教職員健康管理センターでは、心とからだのさまざまな相談に応じています。
日頃の疑問や悩み、不安に思っていること等お気軽にご相談下さい。

専門カウンセラー(精神科医)による相談(要予約)：面接・電話

プライバシー
は厳守します。
匿名での相談
もできます。

○相談日時及び場所

相談場所・時間	月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
島根県教職員健康管理センター 相談室(タウンプラザしまね3F) 第3金曜日 13:00～15:00		19日	17日	21日	19日	16日	20日	18日	15日	20日	17日	21日	6日 (第1金)
出雲合同庁舎6F「604会議室」 第1木曜日 14:00～16:00		4日	9日 (第2木)	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日	9日 (第2木)	6日	5日
浜田合同庁舎 2F「応接室」 8月：「601会議室」 第1金曜日 14:00～16:00			10日 (第2金)	7日	5日	2日	6日	4日	1日	6日	10日 (第2金)	7日	6日

※相談医の都合等で変更する場合があります。必ず予約をお願いします。

※浜田会場は必ず1週間前までの予約をお願いします。

※松江会場は「タウンプラザしまね(松江市殿町8-3)3F相談室」で実施します。

※相談日以外でも、お気軽に保健師へご相談ください。

○予約方法

◇ 島根県教職員健康管理センターで予約を受け付けます。

0852-27-8349(相談専用電話) 月曜日～金曜日 8:30～17:15

◇ プライバシーは厳守します。匿名での相談もできます。

県立学校教職員のための臨床心理士等による巡回相談：各県立学校において開設

○相談日時及び場所、利用方法等については、各学校のポスター等で確認してください。

島根県教職員健康管理センター保健師による相談：面接・電話・Eメール

○相談場所及び時間

◇ 島根県教職員健康管理センター 月～金曜日 8:30～17:15

○連絡先

◇ 島根県教職員健康管理センター 0852-27-8349(相談専用電話)

◇ Eメール相談専用アドレス fukuri-phn@pref.shimane.lg.jp

3〔互助会〕法律相談事業

対象者	内 容	手続き
会員・被扶養者	弁護士による法律相談を受けた時に助成します。 上限5,000円/回、年間3回まで	法律相談事業申請書 書を提出

14 施設を利用したいとき

1 〔共済組合〕松江宿泊所「サンラポーむらくも」

松江宿泊所は、組合員の福利厚生施設として、昭和 27 年 5 月に松江城を望む現在の地（松江・殿町）に開設されました。以来 2 度の全面改築を行い、平成 2 年 10 月に現在の「サンラポーむらくも」としてリニューアルオープンし、組合員の皆様に利用いただいております。

施設の概要

所在地 ／ 松江市殿町 369 番地

アクセス／ JR 松江駅から約 1.8 km、一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から約 1.3 km、
県庁から約 0.4 km と、仕事にも観光にも極めて便利な場所にあります。

建物 ／ 鉄筋コンクリート、地上 6 階建

定員 ／ 宿泊部門 47 人、会議部門 660 人

室数 ／ 宿泊部門 洋室 シングル 14 室（全室バス・トイレ付）
ツイン 6 室（ 〃 ）
デラックスツイン 1 室（ 〃 ）
和室 12 畳～15 畳 4 室（ 〃 ）

会議部門 大会議室 1 室（2 分割可）、中会議室 3 室、小会議室 4 室、
大広間（和洋兼用）1 室、和室小広間 2 室の計 11 室

ブライダル部門 教会式場、神前式場、写場、美容着付室

その他 レストラン、ティーラウンジ、駐車場 90 台

利用料金 ／ （シングル 1 泊朝食付・税別込）組合員価格 7,246 円～、一般 8,791 円～
・利用人数等により料金が異なる場合がありますので、ご利用の際には、
事前に施設までお問い合わせいただき、ご確認ください。

各部門の利用料金については、次のホームページからご参照いただけます。

ホームページ ／ <http://www.sunrapport-murakumo.com>

申込先 ／ （0852）21-2670（代表） FAX （0852）27-8605

宿泊、会食（宴会・レストラン）利用には助成があります。（組合員及び被扶養者に限る）詳しくは次頁の「施設等利用助成」をご覧ください。

ご宿泊・レストラン・ご宴会・ウェディング・会議・法事など、ぜひご利用ください。



2 「共済組合」施設等利用助成

(1) 宿泊施設利用助成（中国5県の公立学校共済組合等の宿泊施設）

公務出張により宿泊費が支給される場合には助成の対象となりませんのでご注意ください。

対象者 ①組合員、②被扶養者

対象施設	所在地・連絡先	助成額 (1人1泊)	利用方法
島根	サンラポー むらくも	松江市殿町369 TEL：0852-21-2670	2,500円
	ホテル白鳥 (むらくもが満室の 場合のみ)	松江市千鳥町20 TEL：0852-21-6195	2,500円
	教育会館	松江市母衣町55-2 TEL：0852-25-6200	1,000円 (※)
対象施設	所在地・連絡先	助成額 (1人1泊)	利用方法
広島	鯉城会館	広島市中区大手町 1-5-3 TEL：082-245-2322	2,500円
岡山	ピュアリティ まきび	岡山市北区下石井 2-6-41 TEL：086-232-0511	2,500円
鳥取	白兔会館	鳥取市末広温泉町556 TEL：0857-23-1021	2,500円
山口	セントコア 山口	山口市湯田温泉 3-2-7 TEL：083-922-0811	2,500円

※助成券が不足した場合は、共済組合までご連絡ください。

(2) 会食利用助成

対象者 ①組合員、②被扶養者

対象施設	内容	助成額 (1人1回)	利用方法
サンラポー むらくも	会食助成 (料理単価3,500円以上の 宴会・おせち料理)	1,000円	所属に備え付けの「 <u>会食利用 助成券</u> 」(※)に記入、押印の うえ、施設にご提出くださ い。
	レストラン利用助成 (料理単価1,500円以上のレストラ ンでの食事・弁当)	500円	

※助成券はコピーしてご使用ください。

3〔共済組合本部事業〕

(1) バカンスクーポン

- ・ 右の施設に宿泊する場合に、その旅行に必要な J R 乗車券（特急券を除く）を 2 割引で購入することができます。
- ・ 東海道新幹線を利用する場合で、片道の営業キロが 601 キロ未満の場合は、全区間 1 割引になります。

対象者①組合員、②被扶養者

※ 1 大人又は大人と子供併せて 2 名以上が同一行程で旅行すること。

※ 2 申込者のうち少なくとも 1 人は、上記①又は②のいずれかであること。

<対象となる施設・利用方法>

対象となる宿泊施設	利用方法	利用上の注意点
(1) 以下の①～⑩のいずれかが運営する宿泊施設 ※当該施設については、各共済組合の組合員と同じ宿泊料金での宿泊が可能です。 ①公立学校共済組合 ②地方職員共済組合 ③警察共済組合 ④東京都職員共済組合 ⑤指定都市職員共済組合 ⑥各市町村職員共済組合 ⑦都市職員共済組合 ⑧全国市町村職員共済組合連合会 ⑨文部科学省共済組合 ⑩日本私立学校振興・共済事業団 ⑪国家公務員共済組合連合会 ⑫防衛省共済組合 (2) 下記の①～④のいずれかが協定している宿泊施設 ※対象施設については、各旅行会社にお尋ねください。 ①近畿日本ツーリスト ②JTB ③日本旅行 ④東武トップツアーズ	(1) の場合 ①各施設に宿泊の予約を行った後、<u>所属に備え付けの「バカンスクーポン申込書」(※)</u>に記入のうえ、所属所長の証明を受けてください。 ②近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行、東武トップツアーズのいずれかの窓口で申込書を提出し、J R 乗車券を購入してください。宿泊料金は各施設でお支払いください。 (2) の場合 近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行、東武トップツアーズの支店等で宿泊施設の予約を行い、同時に宿泊券・J R 乗車券を購入してください。	・ <u>4/27～5/6、8/10～8/19、12/28～1/6に往路・復路いずれかがある場合には利用できません。</u> ・ 往復それぞれで、J R 線の営業キロが 201 キロ以上の旅行であることが条件です。 ・ 連泊の場合は、最遠となる駅を目的地として営業キロを計算します。 ・ 北海道、四国、九州を目的地とする場合には、片道のみ航空機の利用が可能です。

(2) 宿泊施設の相互利用

各共済組合等の組合員と同じ宿泊料金で宿泊することができます。

対象者①組合員、②被扶養者

対象となる宿泊施設	利用方法	利用上の注意点
以下の共済組合等が運営する宿泊施設 ・公立学校共済組合 ・地方職員共済組合 ・警察共済組合 ・東京都職員共済組合 ・指定都市職員共済組合 ・各市町村職員共済組合 ・都市職員共済組合 ・全国市町村職員共済組合連合会 ・文部科学省共済組合 ・日本私立学校振興・共済事業団 ・国家公務員共済組合連合会 ・防衛省共済組合	・各施設に宿泊の予約を行う際、「公立学校共済組合の組合員又は被扶養者」である旨を申し出てください。 ・<u>組合員証又は被扶養者証を施設到着時にフロントに提出してください。</u>	宿泊料金等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

(3) その他

事業名	内 容	お問い合わせ先、加入・利用方法等
公立共済 メンバーズカード	・公立学校共済組合の宿泊施設に宿泊する際、組合員証に代わり、当カードを提示することで、組合員料金での宿泊が可能となります。 ・ゴールドカードと同等のサービスが受けられるクレジットカード機能が付いています。 ・年会費は永年無料です。	「公立共済メンバーズデスク」 0120-258-678 (9:30～17:30年中無休) 又は島根支部のHPからお申し込みください。
女子学生会館 「ベルフィーユ 武蔵野」 東京都武蔵野市関 前3丁目28番14号	組合員の子女の東京での学生生活を支援することを目的とした学生寮です。 以下の全ての条件を満たす者が入館できます。 ①公立学校共済組合の組合員の子女であること。 ②学校教育法に規定する大学の学部、又は大学院もしくは短期大学の学科のうち、昼間部に在学又は入学見込みの者。	「ベルフィーユ武蔵野」 0422-37-7800 (平日 9:30～17:30) http://bellefille.co.jp/ 又は公立学校共済組合本部のHPをご覧ください。

4〔互助会〕島根県教育会館

島根県教育会館は、県内の教職員と教育団体の活動拠点として建設されたものです。
宿泊施設・会議施設は、会員はもとより広く一般に開放しています。

施設の概要

所在地 ／ 松江市母衣町 5 5 番地 2

アクセス ／ J R 松江駅から松江しんじ湖温泉行き等バス乗車、県民会館前下車徒歩 6 分
(裁判所北側)

室数 ／ **宿泊部門** 特別室 ツイン 2 室 (バス・トイレ付)
(全室洋室) 特別室 トリプル 1 室 (バス・トイレ付)
普通室 シングル 1 室 (バス・トイレ共同)
普通室 ツイン 15 室 (バス・トイレ共同)

貸事務所部門 1～4 階 13 室

貸会議室部門 4 階 貸会議室 (定員 80 人) 1 室
5 階 貸会議室 (定員 16 人) 1 室

その他 1 階 管理事務室、フロント

月極駐車場／ 3 8 台

連絡先 ／ (0 8 5 2) 2 5 - 6 2 0 0 (代) FAX (0 8 5 2) 2 5 - 0 1 8 1

宿泊予約 ／ (0 8 5 2) 2 1 - 2 6 7 0 (サンラポーむらくも)

※インターネットによる予約もできます。



(1) 宿泊施設

<宿泊料金表 (税込・助成前)>

室名	収容定員	区分	1 人利用	2 人利用	3 人利用
普通室 バス・トイレなし	2 人	会員	3,900 円	3,400 円	—
		一般	4,100 円	3,600 円	—
特別室 バス・トイレ付	3 人	会員	4,600 円	4,100 円	3,600 円
		一般	4,900 円	4,400 円	3,900 円
備考 1 小学生以下の利用料金については、一般料金の半額とする。					
2 団体利用（15 人以上）の場合、1 人につき 500 円割引する。 ただし、小学生以下にはついては適用しない。					
3 繁忙期及び閑散期の一般料金については、宿泊施設運営受託社が互助会の承認を得て変更することができる。					

<宿泊利用助成>

現職会員及びその家族が宿泊したときに 1 人 1 泊 1,000 円を助成します。(宿泊費から控除しますので、助成手続きは不要です。)

さらに、共済組合員及びその被扶養者は、共済組合から 1 人 1 泊 1,000 円が助成されます。

※家族とは、生計を共にする配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいいます。

<利用方法>

教育会館フロントで会員番号等必要事項を記入してください。

(2) 貸会議室

<利用料金表>

時間帯	会議室	定員	使用料 (税込)	
			教育団体	一般
午 前 9:00～12:00	402(大)	80 人	5,000 円	6,500 円
	402(中)	60 人	4,000 円	5,000 円
	402(小)	16 人	2,500 円	3,500 円
	502	16 人	2,500 円	3,500 円
午 後 13:00～17:00	402(大)	80 人	6,500 円	8,500 円
	402(中)	60 人	5,000 円	6,000 円
	402(小)	16 人	4,000 円	5,000 円
	502	16 人	4,000 円	5,000 円
午前・午後 9:00～17:00	402(大)	80 人	8,500 円	11,500 円
	402(中)	60 人	6,000 円	8,000 円
	402(小)	16 人	5,000 円	6,000 円
	502	16 人	5,000 円	6,000 円
夜 間 17:00～20:00	402(大)	80 人	6,500 円	6,500 円
	402(中)	60 人	5,000 円	5,000 円
	402(小)	16 人	3,000 円	4,000 円
	502	16 人	3,000 円	4,000 円

※土日祝日の利用料は使用料の 30%増。商品展示・販売を伴う場合は使用料の 60%増。

※教育団体とは、当会会員が所属する団体、当会が認める団体を言います。

※402(小)の利用は、502 会議室が既に予約されている場合のみ可。

<利用方法>

使用内容	受付開始日
県大会以上の規模の会議等及びそれに付随する催し	使用を希望する日の 2 年前の日の属する月の月初
複数年度にわたり継続する講座等で使用する場合	最終使用希望日の 2 年前の日の属する月の月初
上記以外	使用を希望する日の 1 年前の日の属する月の月初

予約受付：教育会館 電話 0852-25-6200

(3) 貸駐車場

島根県教育会館には、月極の貸駐車場（38 台分）があります。

貸貸料 月 10,000 円（税別）

問い合わせ先：教職員互助会（電話 0852-22-6067・6068）

(4) その他

消費税率の変更があった場合、宿泊料・会議室使用料(税込)については、変更となります。

また、社会情勢の変化等により各種料金設定については改定する場合があります。

15 お金を貯めたいとき〔互助会〕



互助会では、島根県教育委員会からの委託を受け、現職会員の生活の安定と福利の向上のため、安全で利回りの良い積立貯金事業を実施しています。

★提出書類

毎月・ボーナス積立、一部払戻し、解約

→積立貯金新規・変更・払い戻し等申込書

臨時積立

→所定の「振込依頼票」で、山陰合同銀行から直接払い込む。

給与等事務システム入力可

区 分		内容等	手続き等
毎月積立 (千円単位)	説 明	毎月給与から引き去ります。	毎月15日(12月は5日)までに申し込み ※1 翌月の給与から引き去り ※2 育児休業等により給与から控除できない場合の取扱いについてはP33を参照してください。
	変 更	積立額の 「中断・復活・額の変更」	
ボーナス積立 (千円単位)	説 明	6月・12月のボーナスから引き去ります。	◆6月ボーナスから引き去り開始 11月1日から5月31日の間に申し込み ◆12月ボーナスから引き去り開始 6月1日から10月31日の間に申し込み ※ ボーナス積立は1回申込みされると中断手続きをとられるまで継続して積み立てられます。
	変 更	積立額の 「中断・復活・額の変更」	
臨時積立 (千円単位)	説 明	年2回(7月と1月)に限定 所定の振込依頼書により金融機関窓口から払い込みしていただきます。	7月と1月(年2回)の月内を厳守して送金 ※他の月に払い込まれたとき及び限度額を超える額を払い込まれたときは返金します。
	限度額	各200万円	
払 戻 し (千円単位)	払戻日	月3回 (7日・17日・27日)	10日締切 → 17日送金 20日締切 → 27日送金 月末日締切 → 翌月7日送金 ※ 各締切日必着のこと
	払戻額	締切日の前月末までの残高の範囲内で、任意の額	
解 約	払戻日	月1回 (11月は解約処理なし)	15日(12月は5日)に締切、受理した翌月の15日に送金
貯 金 の 限 度 額		加入者の給料月額250万円以内	
利 率 (平成31年4月現在)		◆貯金残高300万円以下の部分 → 年1.0% ◆貯金残高300万円超の部分 → 年0.7%	
残 高 の 連 絡		2月末及び8月末残高を翌月20日頃加入者に通知します。 ※教育機関及び県立学校については給与等事務システムで通知します。	

16 ライフプランを考えるとき～保険・個人年金等～

1 〔互助会〕教職員積立年金（個人年金）

退職後の生活の安定と福利の向上を図るため、自助努力により公的年金制度を補完する制度です。

★提出書類 明治安田生命所定の様式（案内時に送付します）

区 分	内 容 等
加 入 資 格	60歳の年度末までの積立期間が2年以上あり、加入日現在健康で正常に勤務している者。
新規加入及び口数の変更	毎年1月1日付で新規加入、口数変更（増減）、の取扱いをします。 年途中での新規加入、変更等は行えませんので御注意ください。 （加入等の案内は毎年8月下旬に行います）
給 付 の 種 類	① 脱退一時金 脱退時に加入者本人に支払われます。
	② 遺族一時金 在職中に死亡されたとき遺族に支払われます。
	③ 年 金 50歳以上で加入期間10年以上の加入者が脱退（退職による脱退を含む）したとき、年金（確定年金、終身年金）を選択できます。
脱 退	互助会に連絡し「拠出型企業年金保険給付金請求書（脱退一時金・年金用）」を提出してください。
保 険 料 払い込み方法	給料又はボーナスから引去ります。 育児休業その他の理由により保険料が給料又はボーナスから引取りできない場合は、口座振替の方法により保険料を納めることになります。 →詳しくはP33を参照してください。
年金受取方法	確 定 年 金 所定の期間（10・15・20年間）支給します。 受給期間中に本人が死亡したときの残余期間の年金は、遺族に対して遺族年金又は一時金（希望する方）として支給します。
	終 身 年 金 保証期間（10・15年）支給し、保証期間経過後も本人が生存中は支給する。保証期間中に本人が死亡したときは、残りの保証期間分は遺族に対して年金又は一時金（希望する方）として支給します。
～積立年金の税法上の取扱い～	
1 積立年金保険料（制度運営費を除く）は、年末調整の際保険料控除の対象となります。 ・個人年金保険料控除の対象者・・・加入日から60歳の年度末までの期間が10年以上ある者 ・生命保険料控除の対象者・・・・・・加入日から60歳の年度末までの期間が10年未満の者	
2 年 金・・・運用益部分が雑所得として課税されます。	
3 脱退一時金・・・運用益部分から50万円を控除した額の2分の1相当額が一時所得として課税されます。〔課税対象額＝(脱退一時金－払込保険料－50万円)×1/2〕	
4 遺族一時金・・・相続税の対象となります。	

2〔共済組合本部事業〕保険制度

事業名	内 容	お問い合わせ先、 加入・利用方法等
福祉保険制度	長期給付事業（年金）を補完する「ファミリー年金」、短期給付事業（医療）を補完する「傷病休職給付金」及び「医療費支援制度」から成り立つ保険制度です。	・新規採用者 <u>4月中旬</u>に所属を経由し、募集のご案内をします。 ・その他の組合員 <u>6月～7月</u>に所属を通じて、加入関係書類をお届けします。
アイリスプラン	長期給付事業（年金）を補完する「年金コース」、短期給付事業（医療）を補完する「医療・日常事故コース」から成り立つ保険制度です。	該当者には、 <u>9月～10月</u> に所属を経由し、募集のご案内をします。

3〔互助会〕生命保険の団体扱い

互助会が契約している保険会社等で保険に加入した場合、保険料の払込方法を団体扱い（互助会が保険料相当額を給与から引き去り保険会社等へ送金すること）にすると保険料が割引になります。

＜団体扱いできる保険会社等＞

日本生命	朝日生命	大樹生命（旧三井）
第一生命	住友生命	明治安田生命
富国生命	ジブラルタ生命	アメリカンファミリー生命 （山陰ファミリー保険）
損害保険ジャパン 日本興亜 （保険サービス、内田エージェント）	松江中央郵便局 （簡易保険）	かんぽ生命

（１）手続き方法（団体扱いの開始又は中止）

保険料の払込方法を団体扱いにする場合又は団体扱いを中止する場合は、ご加入の保険会社へ連絡してください。

（２）給与が支給されない場合の保険料の取扱い

育児休業その他の理由により、保険料を給与から引き去ることができない場合は、口座振替の方法により保険料を納めることになります。

互助会から口座振替依頼書を送付しますので、記入のうえ互助会へ提出してください。

→詳しくはP 33を参照してください。

（３）団体扱いを中止する場合（保険契約の解約を含む）

保険料の払込方法の変更や保険契約の解約により団体扱いを中止する場合は、ご加入の保険会社へ連絡してください。

4〔互助会〕親と子の介護サポート事業

全国教職員互助団体協議会（教職員互助会が加盟する全国組織。以下「全教互」という。）が契約者となり、会員が任意で加入する1年更新型の「団体契約」保険です。

平成30年4月から加入を募集します。（月1回締切）

加 入 方 法	インターネットでの申込み、クレジットカードにより月払保険料の支払いを行う。					
加 入 資 格	教職員互助会現職会員 (現職会員が退職後に退職互助事業加入者となった場合継続可能)					
被 保 険 者	現職会員本人もしくは会員の配偶者、子供、両親、兄弟および同居している親族ならびに使用人					
被保険者年齢	新規加入は20歳～79歳（89歳まで継続可能）					
月 額 保 険 料 (保険期間1年)	被 保 険 者 年 齢	20～24 歳	100 円	被 保 険 者 年 齢	55～59 歳	650 円
		25～29 歳	100 円		60～64 歳	1,230 円
		30～34 歳	100 円		65～69 歳	2,050 円
		35～39 歳	100 円		70～74 歳	4,280 円
		40～44 歳	130 円		75～79 歳	8,900 円
		45～44 歳	210 円		80～84 歳	17,840 円
		50～54 歳	350 円		85～89 歳	33,240 円
商 品 内 容 及 び 保 険 金 額	介護一時金支払特約				新・団体医療保険	
	被保険者が疾病や障害等により所定の要介護状態に該当し、一定期間（90日）を超えて継続した場合に一時金を支払う (要介護2～5相当)				ケガによる死亡・後遺障害を補償する。(天災危険担保)	
	300万円（一時金）				100万円	
保 険 金 受 取 人	被保険者				被保険者 (死亡の場合) 法定相続人	
介 護 サ ポ ー ト サ ー ビ ス	家事代行サービス、配食サービス、見守りサービス、リフォームサービス、有料老人ホーム等紹介サービス					

5〔互助会〕縁結びプロジェクト

県職員互助会、警察互助会、市町村互助会と共同で、20歳～49歳の独身男女を対象に、出会いの場を提供する事業を下記の日程で実施予定です。

申込方法については、定期発送、福利しまね、ホームページ等でお知らせします。

開催時期	会場	募集人数
8月10日（土）	浜田ワシントンホテルプラザ	男女各20人
12月22日（日）	サンラポーむらくも	男女各50人

17 自己啓発・リフレッシュ助成事業〔互助会〕

会員が実施する自己啓発の促進、健康活動及び余暇活動等の積極的な取り組みに対し助成します。

★提出書類

自己啓発・リフレッシュ助成金支給申請書

- ① 助成額 年間 **8,000円**／人
- ② 送 金 毎月10日締切→翌月 **25日（給付日）** 給付金等受領口座へ送金
- ③ 助成対象経費

助成対象区分	具体例	対象経費
自己啓発活動	・研修、研究会等参加 （公務で参加するものも含む） ・公的資格試験受験（普通自動車免許を除く）	受験料、受講料、参加費、 月謝、入館料、施設使用料、 入湯料、接種料金、施術費、 交通費（公共交通機関のみ）、 宿泊費
健康促進活動	・予防接種（保険適用外） ・人間ドック（全額自己負担分のみ） ・鍼灸按摩マッサージ、整体等（保険適用外） ・温泉施設、スポーツクラブ等利用	
余暇活動	・スポーツ観戦・美術館、映画等鑑賞 ・旅行・レクリエーション施設利用 ・文化教室等受講	
教員免許更新		

- ④ 実施期間 当該年度の4月1日から3月31日まで

【注意】当該年度実施分の申請書提出締め切りは翌年度4月10日です。

前年度実施分の申請はできませんのでご注意ください。

〔申請にあたっての注意点〕

1. 次の経費は助成対象外となりますのでご注意ください。

- ①教職員互助会が主催する事業へ参加した場合の経費
- ②共済組合実施の人間ドック自己負担分（全額自己負担のオプション料金は除く。）
- ③物品の購入・レンタルにかかる費用（例．書籍の購入、スキー用品のレンタル等）
- ④飲食費（宿泊に食事代が含まれる場合は一律朝食700円、夕食1,500円を控除します。）
- ⑤公共交通機関以外の交通費（例．自家用車にかかるガソリン代、駐車場料、通行料金等）

2. 証憑書類は次の場合を除き原本を添付してください。（必要に応じて返却します。）

- ・教員免許更新講習受講料
- ・習い事の月謝（領収が月謝袋の場合）
- ・複数の会員で領収書が1枚しかない場合

3. 宿泊利用の場合必ず次の事項が分かる明細書の添付、ない場合は申請書内への記載をお願いします。

（本人以外の経費及び飲食費等がある場合は領収金額から控除します。）

- ①宿泊者数、②食事の有無

【資料 1】 共済組合 短期給付一覧

給付の種類	支給要件	支給額	対象者	手続
療養の給付、訪問看護療養費又は特定療養費	組合員が公務によらない病気や負傷により医療機関等で療養又は訪問看護を受けたとき	・70 歳未満の人 医療費の 7 割 ・70 歳～74 歳 医療費の 8 割 〔H26.3.31 までに 70 歳到達〕 医療費の 8 割+国 1 割 (一定以上所得者は 7 割)	組合員	自動
家族療養費又は家族訪問看護療養費	被扶養者が病気や負傷により医療機関等で療養又は訪問看護を受けたとき	・就学後から70歳未満の人 医療費の7割 ・就学前の人 医療費の8割 ・70 歳～74 歳 医療費の8割 〔H26.3.31 までに 70 歳到達〕 医療費の 8 割+国 1 割 (一定以上所得者は 7 割)	被扶養者	自動
高額介護合算療養費	組合員又は被扶養者が医療保険と介護保険の両制度の給付を受けているとき	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき、その超過額	組合員 又は 被扶養者	請求
高額療養費	組合員又は被扶養者が療養又は訪問看護を受けたときに自己負担額が高額療養費の算定基準額を超えるとき	自己負担額から高額療養費算定基準額を控除した額	組合員 又は 被扶養者	自動
入院時食事生活療養費	組合員又は被扶養者が入院により食事又は生活療養を受けたとき	食事又は生活療養費から標準負担額を控除した額	組合員 又は 被扶養者	自動
一部負担金等 払戻金	組合員が療養又は訪問看護を受けたとき自己負担額が 25,000 円(上位所得者は 50,000 円)を超えるとき	自己負担額－25,000 円(上位所得者は 50,000 円) (100 円未満切捨)	組合員	自動
家族療養費附加金 又は家族訪問看護 療養費附加金	被扶養者が療養又は訪問看護を受けたとき自己負担額が 25,000 円(上位所得者は 50,000 円)を超えるとき	自己負担額－25,000 円(上位所得者は 50,000 円) (100 円未満切捨)	被扶養者	自動
療養費	・やむを得ない事情により組合員証を使用しないで療養を受けたとき ・コルセット、治療用眼鏡等の治療用装具を作製、購入したとき ・柔道整復師等の施術を受けたとき ・骨髄採取に伴う医師の派遣費用及び採取した骨髄の搬送費用 ・輸血用の生血を使用したとき	健康保険法等の基準により当支部が算定した費用の7割 (上記「療養の給付」等に準じる)	組合員 又は 被扶養者	請求
移送費又は 家族移送費	組合員又は被扶養者が療養等を受けるため、病院等へ移送された場合において共済組合が必要と認めたとき	移送に要した費用で当支部が必要と認めた額	組合員 又は 被扶養者	請求
出産費及び 出産費附加金	組合員が出産したとき	・出産費 420,000 円 〔産科医療補償制度対象分娩でない場合は 404,000 円〕 ・出産費附加金 50,000 円	組合員	請求

【資料 1】 共済組合 短期給付一覧

給付の種類	支給要件	支給額	対象者	手続
家族出産費及び 家族出産費附加金	組合員の被扶養者が出産したとき	・家族出産費 420,000 円 〔 産科医療補償制度対象分娩でない場合は 404,000 円 〕 ・家族出産費附加金 50,000 円	被扶養者	請求
埋 葬 料 及 び 埋 葬 料 附 加 金	組合員が公務によらないで死亡したとき	・埋葬料 50,000 円 ただし、被扶養者でない者が埋葬を行った場合、埋葬に要した費用に相当する額(上記の埋葬料の額の範囲内) ・埋葬料附加金 25,000 円	被扶養者 又は埋葬を行った者	請求
家 族 埋 葬 料 及 家 族 埋 葬 料 附 加 金	被扶養者が死亡したとき	・家族埋葬料 50,000 円 ・家族埋葬料附加金 25,000 円	組合員	
傷 病 手 当 金 及 傷 病 手 当 金 附 加 金	組合員が公務によらない病気や負傷により勤務に服することができず、給料の全部又は一部を受けられないとき	標準報酬日額(※)×2/3 〔 傷病手当金の支給期間1年6か月間〔結核性の場合3年間〕 〕 〔 附加金の支給期間 傷病手当金の支給期間が満了した翌日以後6か月間 〕	組合員	請求
休 業 手 当 金	組合員が法令等で定められた事由によって欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき	標準報酬日額(※)の 50/100 (支給期間は事由により異なる)	組合員	請求
育児休業手当金	組合員が育児休業をしたとき	(180 日目まで) 標準報酬日額(※)の 67/100 給付日額の上限 13,695 円 (H30.8 月から) (181 日目から) 標準報酬日額(※)の 50/100 給付日額の上限 10,220 円 (H30.8 月から) 支給期間は育児休業にかかる子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間。ただし、一定の要件に該当する場合は、1歳から1歳6か月(最長 2 歳)の期間の間で延長できる。	組合員	請求
介護休業手当金	組合員が定められた要介護者のため2週間以上の介護休暇をしたとき	標準報酬日額(※)の 67/100 〔 給付日額の上限 15,075 円 〕 (H30.8 から) 支給期間は介護休業の日数を通算して 66 日を超えない期間	組合員	請求

給付の種類	支給要件	支給額	対象者	手続
弔慰金又は家族弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	・弔慰金 標準報酬月額 ・家族弔慰金 標準報酬月額×70/100	組合員 又は 被扶養者	請求
災害見舞金	組合員が水震火災等の非常災害により住居又は家財に一定の損害を受けたとき	損害の程度により、標準報酬月額の[3か月分、2か月分、1か月分、0.5か月分]	組合員	請求

(※) 標準報酬日額は、標準報酬月額を22で除した額（10円未満四捨五入）

【資料2】便利な制度

1 限度額適用認定証（入院や外来診療時の窓口負担軽減制度）

関係する 給付の種類	制度概要	手続き方法	対象者	手続
高額療養費	入院や外来診療で医療費が高額な場合に、窓口負担額を限度額まで軽減することができます。	「限度額適用認定申請書」を所属所長経由で提出。後日、共済組合から「限度額適用認定証」を交付しますので、受診時に窓口へ提示してください。	組合員 又は 被扶養者	申請

2 出産費の直接支払制度

関係する 給付の種類	制度概要	手続き方法	対象者	手続
出産費・同附加金 家族出産費 ・同附加金	出産後に受け取る出産費を上限額として、医療機関等の窓口負担額を軽減できます。	組合員は医療機関との間で、直接支払制度に関する合意をします。出産後、組合員は請求書に明細書（写しでも可）と合意文書（写しでも可）を添付した上で、共済組合へ提出します。	組合員 又は 被扶養者	請求

【資料3】短期給付に係る標準処理期間と時効

	区 分	標準処理期間
1 組合員の資格に関する事項	組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
	船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
	任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	20日
	任意継続組合員資格の喪失	10日
	資格喪失証明の発行	5日
	上記証の記載事項の訂正	2月 (給付金等口座の名義変更を伴うため)
	上記証の亡失等による再交付	15日
2 被扶養者の資格に関する事項	被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
	被扶養者の取消	30日
	被扶養者証の記載事項の訂正	15日
	被扶養者証の亡失等による再交付	15日
3 その他の証に関する事項	高齢受給者証の交付	10日 (30日：資格取得業務と同時の場合)
	特定疾病療養受療証の交付	10日
	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	10日
	限度額認定証の交付	10日
	上記証の記載事項の訂正	10日
	上記証の亡失等による再交付	15日

	区 分	標準処理期間		請求権の時効
		決定期間	支給期日	
4 給付・支給等に関する事項	療養費の支給	4 月	1 月	事実発生日から 2 年で消滅
	訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給			
	移送費・家族移送費の支給			
	家族療養費の支給			
	高額療養費の支給			
	入院時食事・生活療養費の支給			
	出産費・家族出産費の支給			
	埋葬料・家族埋葬料の支給			
	傷病手当金の支給			
	出産手当金の支給			
	休業手当金の支給			
	育児休業手当金の支給			
	介護休業手当金の支給			
	弔慰金・家族弔慰金の支給			
	災害見舞金の支給			
	船員組合員の療養の給付			
	船員組合員の一部負担金の額等の返還			
	前納された任意継続掛金の還付			
5 その他	支払未済の給付請求	4 月		損害及び加害者 を知ったときか ら 3 年
	第三者の行為による損害の賠償請求	6 月		
	レセプトの開示請求	4 月		

<留意事項>

- ・表の期間のうち、所属所長が請求書等を受理してから、支部長へ関係書類の送付を行う期間は1月とする。
- ・標準処理期間には、次の期間は含まれない。
 - ① 適正な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
 - ② 適正な申請の処理に際して、審査のため組合員等に必要な資料を求める場合にあっては、組合員等がその求めに応ずるまでの期間

【資料 4】 公立学校共済組合のマイナンバー（個人番号）の利用及び取扱いについて

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入され、当共済組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）に基づき、マイナンバー及び特定個人情報について適正に取り扱います。

1 利用目的

- ①「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」
- ②「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」

2 収集時期及び収集方法

（1）資格取得時・被扶養者認定時

- ①教育庁各課・教育事務所・県立学校等に所属する組合員

組合員がマイナンバーを総務事務システムを経由して、共済組合に届け出ることにより収集します。

（詳細は平成 29 年 12 月 20 日付け公立島根第 176 号で通知）

- ②上記①以外の所属所に所属する組合員

（a）事業主が島根県の場合

マイナンバー法第 14 条第 1 項の規定に基づき、事業主である島根県から提供を受けることにより収集します。税法上の扶養親族でない者等は島根県から提供を受けることができないため、所属所を経由して、共済組合から組合員あてに専用封筒（簡易書留）による届出を依頼します。

（詳細は平成 30 年 1 月 22 日付け公立島根第 190 号で通知）

（b）事業主が島根県以外の場合

所属所を経由して、共済組合から組合員あてに専用封筒（簡易書留）による届出を依頼します。

（詳細は平成 30 年 1 月 22 日付け公立島根第 190 号で通知）

（２）年金決定（改定）請求時

共済組合から組合員あてに専用封筒（簡易書留）による届出を依頼します。

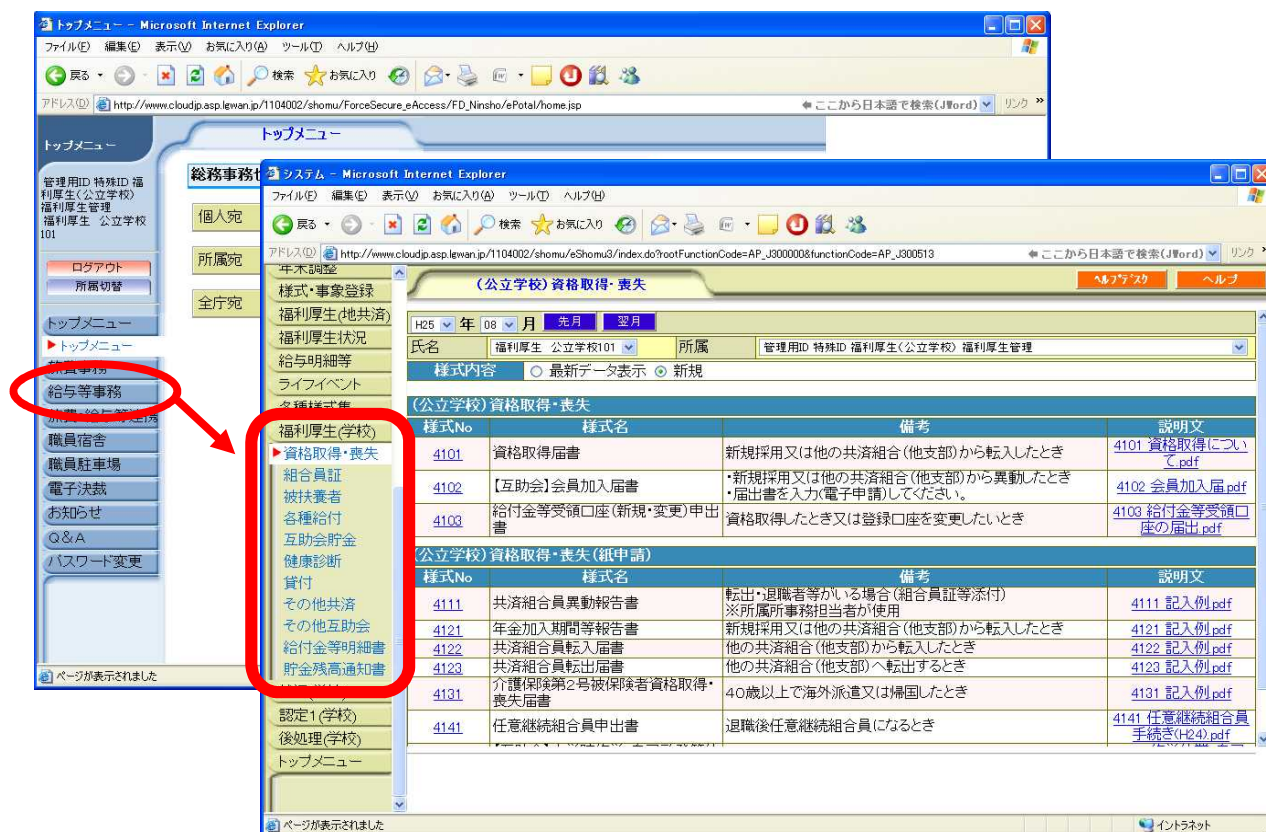
年金請求書と目隠しシールを送付しますので、マイナンバー記載箇所及び番号が確認できる書類のマイナンバー表示箇所に目隠しシールを貼り付けてください。

＜共済組合からのお願い＞

- ① 共済組合からマイナンバーの提出を依頼するときは、専用封筒（簡易書留）を送付しますので、最寄の郵便局の窓口から簡易書留郵便で発送をお願いします。（送料はかかりません。）
- ② 専用封筒以外の提出方法は、ご本人による持参のみです。
また、持参された際に、当共済組合のマイナンバー事務取扱担当者が不在の場合は受取りできませんので、あらかじめ共済組合へご連絡をお願いします。
- ③ 共済組合の他の事務手続きにおける住民票などの添付書類については、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

【資料 5】島根県総務事務システム（給与等事務システム） 手続方法及び留意事項

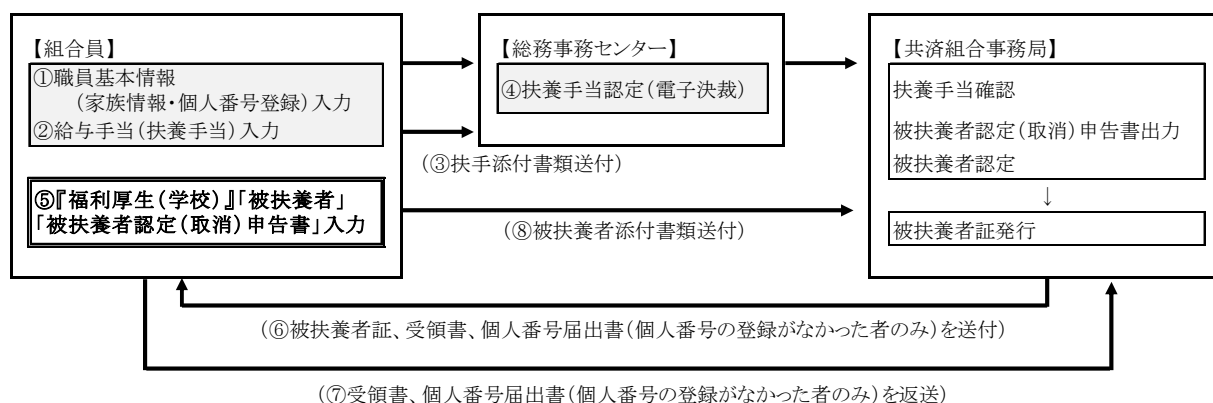
◎県立学校等（県教育庁各課、県教育機関を含む）の公立学校共済組合員（教職員互助会員）における各種申請等の手続きは給与等事務システムの『福利厚生（学校）』メニューから行えます。



◎被扶養者認定の留意事項

被扶養者の認定は医療費の給付に直接関わってきますので、扶養手当と同様に、普段から被扶養者の収入や認定始期・終期等に十分留意しておくことが重要です。

扶養手当の認定・取消手続きをした場合は被扶養者の認定・取消手続きも必要です！！



(被扶養者認定(取消) 申告書)

①「福利厚生(学校)」メニューの「被扶養者」を選択

②No.4301「被扶養者認定(取消) 申告書」を選択

様式No	様式名	備考	説明文
4301	被扶養者認定(取消) 申告書	被扶養者の認定(取消)の申請をするとき添付書類は入力確定後に表示される送付書と一緒に共済組合へ送付してください	4301 被扶養者の認定・取消について.pdf
4311	国民年金第1号被扶養者資格取得・死亡届	20歳以上60歳未満配偶者を被扶養者認定申請するとき(年金手帳の写しを添付)、又は当該被扶養配偶者が死亡したとき	4311 記入例.pdf
4312	国民年金第3号被扶養者届	20歳以上60歳未満被扶養配偶者の住所を変更したとき	4312 記入例.pdf
4321	扶養に関する届	扶養に関する届(別認定)	

③「家族」ボタンで該当者を呼び出し、反映を選択

④必要事項を入力します

家族情報

氏名	続柄	生年月日	同
給与認定妻	配偶者	H1/05/01	
給与認定子	子	H29/12/07	

家族Noコード 03

反映 印刷

⑤乳幼児等でマイナンバーが未交付の場合には、チェックを付す

⑥「確定」ボタンを押すと、データが共済組合へ転送されます

家族氏名
家族氏名カナ
家族性別
家族続柄
家族生年月日
家族同居別居
年間所得推計額
職業
住民票上の住所
扶養手当の支給の有無
申告内容
被扶養者の要件を備え又は欠に至った年月日
その理由
資格喪失証明書
認定を受けようとする者1個人番号
認定を受けようとする者2個人番号
備考1
認定(取消)を受けようとする者の氏名2

乳幼児等のため、個人番号が未交付ですので、後日届け出ます。

確定 戻る 印刷

◎ライフイベントの留意事項

ライフイベントから手続きを行うことができますが、公立学校共済組合員（教職員互助会員）の方は、地方職員共済組合（地共済）のメニューに入らないようにご注意ください。

例えば「結婚」のボタンを押します

知事部局職員用のメニューと教職員用のメニューが表示されます

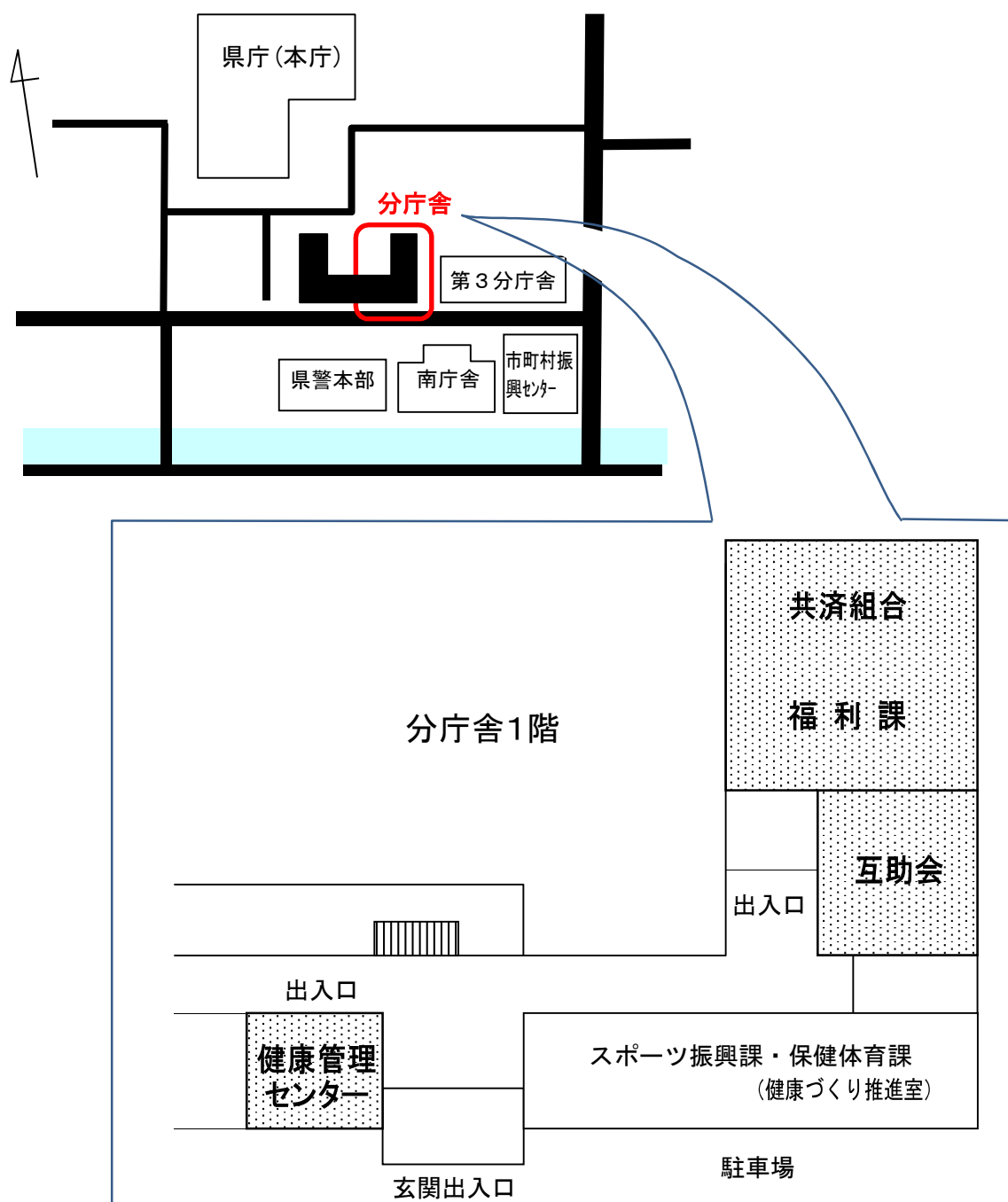
区分に「地共済」とあるメニューは選択しないでください

届出書に「(公立学校)」、区分に「学校」とあるメニューを選択してください

公立学校共済組合・島根県教職員互助会・教育庁福利課
島根県教職員健康管理センター

ご 案 内

～県庁分庁舎（松江市殿町1番地）の1階にあります。～



－2019 年度版－

教 職 員 の
福 利 厚 生
ハンドブック